

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和5年6月21日（水）  
午前10時00分～午後5時17分  
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	小林 憲一 遠藤 ちひろ 上杉 ただし いじま 文彦	副委員長 委員 委員	いぢち 恭子 岩永 ひさか 三階 道雄
--------------	-----------------------	-------------------------------------	------------------	---------------------------

出席説明員	企画政策部長 企画課長 総務部長 人事課長 市民経済部長 市民課長 観光担当課長 保健医療政策担当部長 ニュータウン再生担当課長 会計管理者(兼) 会計課長	鈴木 誠 小形 雄一郎 藤浪 裕永 森合 正人 磯貝 浩二 松下 恵二 加藤 大輔 本多 剛史 内田 直人 高階 靖哲	行政サービス・アセット担当課長 (兼) 総務部参事 行政管理課長 (兼) DX推進担当課長 総務契約課長 新庁舎整備担当課長 課税課長 経済観光課長	榎本 憲志郎 大島 亮弥 櫻田 芳恵 室井 裕之 齋藤 友美雄 渡邊 哲也
-------	--	--	---	--

## 案 件

	件 名	結 果
1	第57号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	庁舎狭隘化対策に伴う庁舎レイアウトの変更について	企画課 総務契約課
2	第六次多摩市総合計画基本構想（素案）について	企画課
3	健幸まちづくり政策監について	企画課
4	令和5年7月1日付組織改正について	企画課
5	ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況について	企画課
6	聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて	行政管理課
7	豊ヶ丘複合施設 検討の進捗について	行政管理課
8	多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定について	行政管理課
9	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
10	令和5年度シティセールス事業について	秘書広報課
11	多摩市役所本庁舎建替基本計画策定方針について	総務契約課
12	「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応について	総務契約課
13	多摩市公契約条例の実施状況等について	総務契約課
14	マイナンバーカードの状況について	市民課
15	マイナンバーカードのコンビニ証明書誤交付等の報道に関する本市の状況について	市民課
16	多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民課
17	多摩市都市農業振興プランの中間見直しについて	経済観光課
18	(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定再開について	観光担当

19	せいせきみらいフェスティバル2023実施概要	観光担当
20	「多摩センターの活性化に向けた「将来ビジョン」等の検討状況～多摩センターわくわくプロジェクト～（報告）」	観光担当
21	広域連携「東京都市長会広域連携事業」令和5年度予定事業と令和4年度実績報告について	観光担当
22	令和4年度基金運用実績について	会計課
23	常任委員会の2年間のテーマについて	
24	行政視察について	

午前10時00分 開会

小林委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

この際日程第1、第57号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 本案件は、地方税等の改正に伴って市税条例の改正が必要なものを計上させていただいているものである。その中で一部4月1日施行とあったものについては既に3月末付で専決処分をさせていただき、5月の臨時議会で報告をさせていただいている。今回はそれ以外の案件ということで改正をお願いするものである。詳細については課税課長からご説明をさせていただく。

齋藤課税課長 では、市税条例の一部を改正する条例について私からご説明をさせていただきたいと思う。恐縮であるが、資料の案件1、050621の課税課市税条例の資料をお開き願う。

今回の市税条例の改正であるが、主な改正点は4点ある。まず1点目である。個人市民税（森林環境税）に係る改正である。森林環境税はそもそも平成31年4月に施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による税目である。同法律は平成31年の施行であるが、今回は来年度から課税が始まってくる森林環境税に伴う個人市民税の該当箇所の改正を行うものである。森林環境税の施行であるが、この部分については令和6年1月1日から施行するということである。今回はその改正部分の条例の改正である。2点目である。創設される森林環境税は国税である。1人年額1,000円を市町村が国に代わり徴収するものである。徴収した森林環境税は私有林や人工林や各市町村の人口等で案分して森林環境譲与税として改めて市町村に譲与されることになっている。3点目をご覧願う。今年度も森林環境譲与税は市町村に配分されているが、現在この財源としては地

方公共団体金融機構の公庫債券金利変動準備金2,300億円を令和2年度から6年度までの5年間活用して対応しているものである。現在防災施設の財源を確保するため年額1,000円の個人住民税均等割の引き上げ措置を行っているが、これが今年度で終了することを考慮し、令和6年度から個人住民税の均等割に合わせて1人年額1,000円を森林環境税として徴収するものである。市への影響であるが、森林環境税は国税であるため、右側の市への影響については「影響なし」と記載をさせていただいている。

2点目である。目を下にお移しいただきたいと思う。軽自動車税（種別割）の特定小型原動機付自転車の車両区分の創設である。いわゆる電動キックボード等についてである。電動機の定格出力が0.6キロワット以下であり、長さ1.9メートル、幅0.6メートル、最高時速が20キロメートル以下のものを特定小型原動機付自転車とし、軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とするものである。2番目のところであるが、改正道路交通法の施行日である令和5年7月1日からナンバープレートを交付するのである。このナンバープレートのイメージは下に表示している。およそ10センチメートル四方のナンバープレートになる。これの課税については令和6年度からとなる。こちらの市への影響であるが、7月以降からナンバープレートを交付し始めるというところで、現在影響額は見込めずとしている。なお、ナンバープレートの購入については、本年3月議会で繰越明許費としてお認めいただいた額28万1,000円を計上して充てさせていただいている。

次のページをご願う。3点目として、軽自動車税の燃費・排気ガス不正行為への対応である。こちらについては、燃費・排気ガス試験不正は環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいものである。本対応は税制上の再発防止措置とされているものである。具体的には、不正により納付不足額が生じた場合、当該不足額に現状は10%であるが35%を乗じて計算した金額をメーカーに負担させるというものである。

続いて、下の4点目である。固定資産税の長寿命化に資する大規模修繕

工事を行ったマンションに係る税額の減額措置、いわゆるわがまち特例の創設である。こちらについては、改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等が一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、建物に係る固定資産税を参酌基準どおり3分の1とするものである。括弧の中で対象となるマンションの案件等を記載している。こちらの中で、1点目、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること、2点目としては、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること、3点目としては、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するための必要な修繕積立金が確保されていること、具体的には、(1)、(2)で記載をさせていただいている。なお、建築後20年以上経過した10戸以上のマンションであるが、令和5年1月1日現在ニュータウンエリアの公団等の分譲マンションを除いた民間マンションが180棟ある。最後のところであるが、条件となる管理計画の認定を受けたマンションは現在ない。この件についても、現時点では今後を見通せないため、影響額としては見込めない状況と記載している。

小林委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第57号議案 多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長

挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第2、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時11分 休憩

---

(協 議 会)

小林委員長       ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会事項の1、庁舎狭隘化対策に伴う庁舎レイアウトの変更について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長   それでは、この1番から10番までが企画政策部の案件となっている。順次、案件ごとに担当の課長からご説明させていただくという流れでよろしいか。それでは、順次、担当の課長からご説明させていただくが、1件目の庁舎狭隘化対策に伴う庁舎レイアウトの変更について、企画課長から説明させていただく。

小形企画課長       それでは、昨年度の教育委員会事務局の移転を皮切りとして取り組んでいる庁舎狭隘化対策に伴う庁舎レイアウトの変更についてご報告させていただく。資料については、協議会の1をご覧ください。

昨年12月に教育委員会事務局が第2庁舎の2階からベルブ永山へ移転した後、第2庁舎の2階については、OAフロアの老朽化等もあったため、フロアの工事等を行ってきた。先日レイアウト変更に係る補正予算をご審議いただいたところであるが、今後の動きについて本日はご説明させていただきます。

まず今回のレイアウト変更については、玉突きでの移転といった形になることから、何回かのステップを踏んでの移転を考えている。具体的にはこちらの資料にもあるとおり8月の第2週で、まず第2庁舎の2階に、今B棟4階にあるくらしと文化部、あとB棟2階にある経済観光課が移転することを考えている。福祉総務課は今4階にあるが、そちらが最終的に2階に入っていくといった中で、こちら併せてまずは経済観光課が抜けた後に簡易移転をするような形で考えている。その後、10月の第2週に、B棟の4階が空いているので、そこに子ども青少年部が2階から移転する。

その際に、今401会議室があるが、そちらのスペースを執務スペースとして活用することを考えている。その後11月以降、こちらは残る健康福祉部の動きになるが、B棟2階のレイアウト変更、例えば今生活福祉課がかなりきつい状況になっているので、そういったところも含めたレイアウト変更と、あと1階に健康福祉部長と健幸まちづくり推進室がある。福祉総務課が健康福祉部の庶務担当課でもあるので、部長と福祉総務課は一緒のほうがいだろうというところもあり、健康福祉部長と健幸まちづくり推進室が2階へ移転する。最後に、残ったB棟1階には介護保険課と高齢支援課、障害福祉課があるが、こちらのレイアウト変更を行い、1階の通路についてもスペースを確保していくことを考えている。

なお、2番のところにあるが、今回のレイアウト変更に合わせて執務室の有効活用あるいは職員間のコミュニケーションの促進といった観点で、本庁舎建て替え後の働き方の検討もあり、福祉総務課と生活福祉課ではフリーアドレス化に取り組んでいく。

最後になるが、市民周知については、8月5日号のたま広報にて、レイアウト変更の概要や時期について周知させていただく予定である。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

基本的には職員の皆さんのパフォーマンスを上げていくためにも、その労働環境をよくしていくことについては決して否定をするものではないが、中期財政見通しの中でも、庁舎を建て替える対策については財政的な見通しが出ているが、この狭隘化対策についてこれから取り組んでいくところについてはどのように予算を使おうと計画されているのか、特に移転することになると職員の皆さんもそれこそ時間外でやっっていかなければいけないのではないかと思ったりもするが、全体としてはどのぐらいの予算をかけながら最終的なレイアウト変更を行う見通しなのかについて伺いたいと思う。

小形企画課長

まず割り当て変更に伴う予算関係であるが、今回8月の第2週から始まる部分で市民の皆さんへの窓口業務に影響がないようにするため、当然土日等を活用する必要があるが出てくる。その試算自体はまだできていないが、そこについては引っ越し業者等も活用しながらのほうが効率的という部分

もあるので、その辺で時間外については、同じ移転作業を行うにしても、アウトソーシングもしながら取り組むところである。そのほかの直接的な経費については、今回の議会の中で補正予算でご提案させていただいた内容で基本的に狭隘化対策に伴う経費は終わりかと思っているが、今回の補正予算では狭隘化対策として積み上げていくと総額で約4,500万円かかっている。そのような中で、工事関係が大体1,300万円弱、経費が一番かかっているのが実は備品や物品の関係である。ただ、そちらについても、当然現有備品の活用あるいは実は大学からも施設整備に伴って不要になったものの寄贈をいただくなどして工夫を図りながら精査をした上で今回補正予算として上げさせていただいたところである。

岩永委員           例えば教育委員会が2階のフロアからあちらのベルブ永山に移ったときに、時間外として大体どのぐらいかかっているのか、何人ぐらいでどのように行ったのかを当然ながら把握されていると思うが、参考までに伺っておきたいと思う。

小形企画課長        具体の数字は把握していないが、確かに昨年度全庁的な時間外の中でふえているものの一つにはレイアウト変更に伴うものがあり、特にあのときには第2庁舎からベルブ永山への移動もあったので、それが当然増要因になってしまったところがあるかと思う。

岩永委員            玉突きでやっていくので、空いているところをそのまま遊ばせておくことももったいないし、職員の皆さんの執務環境をよくすることについては先ほども申し上げたように否定するものではないが、4,500万円をかけていくということがまずあり、さらにそこでは引っ越し作業等もアウトソーシングしていくとはいえ、職員の皆さんのお金だけではない負担も含めてかかっていくことかと思う。建て替え等が予定されていなくてこうしたことが行われるのであれば市民も理解しやすいとは思いますが、これから建て替えをするということもありながら、こうやってよりよい執務環境を整えるのだということで庁舎をよくしていく、そのよくしたことが市民サービスにどう反映されていくのかがきちんと見えていかないと、市民的に見れば、職員だけ良い思いしているわけでは決してないが、職員のためだけにそのようなたくさんのお金を使うのかという批判につながるおそれもある

ので、そうしたところはしっかりと心にとめながら、ぜひよりよい環境づくりに取り組んでいただきたい。

いちち委員 2点あるが、まず一つは、401会議室を児童青少年課の執務スペースとして使うということであるが、401会議室は毎日使うほどではないにしても特に市民委員の方を入れたりしてそれなりには使っていると思われるので、そのことの影響はどのように考えてこの決定になったのかと、今回のこの玉突き移転の結果、長年の懸案であった健康福祉部特に生活福祉課を含めての非常な過密さ、プライバシーの保護にも非常に問題があるところが改善されるのではと期待している。

ただ、正直生活福祉課の状態は労働環境としてもプライバシー保護としても非常に厳しく、今回の変更で全てが解決されるのかというところがある。極論すれば、例えば市民のプライバシーあるいは職務環境のどちらに比重を置いての改善なのか、どちらもよろしく広げるということであれば、どの程度の改善が見込まれているのか、現時点でおわかりのところを教えてください。

小形企画課長 まず401会議室の件であるが、イメージとしては401会議室の壁がなくなり、こちらの議会の方から進んでいったところに子育て支援課のカウンターがあるようなイメージである。だから、子ども青少年部の子育て支援課、児童青少年課という並びであるが、それが4階に上がってきて今の壁の内側に詰まっていくようなイメージである。401会議室がなくなってしまうが、今までも庁内の課内の打ち合せ等で会議室を使うことが多々あるが、今回のレイアウト変更に伴って各部でも部内に打ち合せスペースを一定程度確保できるような部分もある。そういった中で、会議室という完全に区画されたスペースではないが、逆に部内でオープンに話ができるという中で、会議室ニーズに対してもある程度対応できるかと考えている。

また、プライバシーと執務環境については、まず生活福祉課のことがお話で今出てたので申し上げますと、生活福祉課についてもフリーアドレス化するのが大きなところであるが、今相談室と相談をするカウンターの間が結構詰まっている。そこについてはもう少し隙間が空くようにということ

で、執務スペースをセットバックするような形で考えている。そうすると相談室の声が聞こえたりするのも一定程度改善される、あと車椅子でいらっしゃる方の通行もその部分で改善されるかと思っている。

また、従来からの懸案であった障害福祉課の部分についても、執務スペースをある程度セットバックする中で通行スペースを確保していく。今までだと、相談されている方、待っている方、その間を通行する方が通るといった中で、どうしても相談者の方のかなり近くを通るといった状況であったが、限られたスペースであるので完璧には申し上げられないが、そこも改善が図られるかと思っている。

あと、これに合わせて、廊下に積んである荷物が若干あったりするが、そういったところも改善することで通行スペースの確保ができるかと考えている。あと、子ども青少年部については、打ち合せスペースのほかにも、401会議室があったところに、消防法上の関係もあり完全に密閉される部分ではないが、若干の相談を受けられるようなスペースを設ける。子育て支援課だとひとり親の相談等があったりするので、ほかの相談室も活用しながらであるが、飛び込みでの相談に対してはそういったところも活用できるかと思っている。

いぢち委員 具体的にある程度今お伝えいただいて、少しイメージができた。それで、特に生活福祉課は、本当に非常用の食料等も置いてあるし、そういった物品スペースについてできる限りの配慮というか拡充をお願いしたいと思う。それから、今1階の障害福祉課のお話があったが、本当にあそこは通路自体があの状態で、今回なかなか厳しいと思うが、その通路自体の拡幅はできるのか。そこまでは難しいのか。

小形企画課長 1階の通行スペースは、出っ込み引っ込みもありながら、特に一番きついのは障害福祉課のスペースのところかと思う。そちらについては、おおむね50センチメートルぐらいセットバックをするような形で改善を図っていくところである。執務スペースの確保と通行スペースの確保という兼ね合いの中で対応するのはなかなか苦しいところもあるが、そういった形で対応させていただくことを考えている。

いぢち委員 先ほど岩永委員からご指摘があったとおり、税金を投入してどのような

点がどのように改善されるのか周知をきめ細やかにしていただいて、もちろん職員の業務改善も大きなことであるので、今のように例えば少しでも通行に便利になる、皆さんのご相談のスペースがふえるといったようなことをきちんと発信していただけたらと思う。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の2、第六次多摩市総合計画基本構想（素案）について、市側の説明を求める。

小形企画課長     それでは、昨年度から検討を行ってきた第六次多摩市総合計画基本構想（素案）が取りまとまったことから、その概要及びここで検討が始まった基本計画関連の動きについてご報告させていただく。資料については、協議会2というのが2つあるが、基本構想素案というグラフィック的な濃い青のファイルをお開きいただければと思う。

まず2ページをご覧ください。こちらが基本構想の検討プロセスといった中で、昨年5月に市の内部で策定方針を定めて以降、庁内での内部検討と右下にある市民参画を行いながら検討を進めてきたところである。5月10日に総合計画審議会から基本構想に係る答申をいただき、最終的に市として素案を取りまとめたところである。現在は、3回の市民説明会を実施するとともに7月4日までパブリックコメントを実施しているところである。今後そういったパブリックコメント等の意見も勘案して必要な修正を行った上で、最終的には9月の議会に基本構想を議案として提案させていただく予定にしている。

3ページをお開き願う。こちらが基本構想素案の内容で、まず第1章については、新たな基本構想策定の背景で、第五次総合計画の基本構想にはなかった章立てである。内容的には、市制施行以降のまちの歩みから市を取り巻く環境変化などを記載した上で、最終的には複雑で予測困難な時代にあっても明るい未来を志向し、持続可能なまちを実現するための羅針盤として、新たに基本構想を策定するという形で第1章は結んでいる。

次の4ページから5ページが、第2章のまちづくりの基本理念である。

基本構想のバックボーンになるもので、今後の多摩市のまちづくりにおける最も基本となる考え方で、まず自治基本条例が市の定める最高規範という位置づけも踏まえて、自治基本条例の前文を掲げているところ、ここは第五次総合計画とも共通している。

内容については、次のページをご覧ください、項目立てとしては、多摩市らしい地域共生社会の実現、平和で豊かなまちを次代へ継承、持続可能な都市経営という3点で構成している。

次の6ページ目、こちらは第3章の将来都市像である。将来都市像については、つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩としている。その下が説明文になるが、多摩市で活動する全ての主体が互いを尊重し、協力し合うことを通して、それぞれが安心して自己の実現や成長に受けて踏み出し展開できるまちを育て続けていこうという思いが込められている。ここが将来都市の全体を説明しているものである。後段については、将来都市像のうち、いきいきと かがやけるの部分に込めたもう一つの意味を説明しており、多様な動植物などとも共存し、豊かな自然環境の中で活気や生命力にあふれる状態もあらわしているという形にしている。

次の7ページが、第4章の分野横断的に取り組むべき重点テーマである。こちらも新設した章立てという形である。多様な主体が互いに協力し、分野を横断して取り組むべきこととして、こちらにある環境との共生、健康まちづくり、活力・にぎわいの3点を掲げている。

8ページ目から10ページまでが、第5章の分野別の目指すまちの姿で、将来都市像を実現するための各分野におけるまちの理想像を提示する章となっている。こちらの8ページでいくと、1番の子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちに始まり、10ページの6番、地球にやさしく、水とみどりとくらしが調和ししたまちということで、6つの目指すまちの姿を掲げている。

11ページ目、12ページ目が、最終章となる第6章の行財政運営の基本姿勢である。セーフティーネットをしっかりと維持していくことという行政として担うべき責務について記載した上で、こちらにある1番の時代に

即した行政サービスの最適化に始まり、次のページに参って、職員の人材育成と柔軟な組織運営、公共施設等のマネジメント、多様な主体との連携という4点で構成している。以上が、基本構想素案の概要である。

次に、13ページをご覧いただければと思う。冒頭で申し上げたとおり、7月4日までパブリックコメントを実施中である。これに合わせて6月11日に2会場で、6月14日に1会場で、計3回の市民説明会を開催し、参加者は延べ7名という形であった。少人数であったが、一方で、参加した方とは十分に対話できたかと考えている。

最後に、ここで検討が始まった基本計画関連の動きについてご報告する。14ページをご覧願う。5月の13日・14日・21日と、3回の基本計画に係る市民ワークショップを開催した。こちらは延べ73名の方にご参加いただき、6つの分野、先ほどの目指すまちの姿と同じ6つに分かれて、多摩市の魅力は何か、およそ10年後を見据えて住み続けるために心配なことは何かといったものを第1ラウンドとし、第2ラウンドでは、その中で出てきた魅力を伸ばす、あるいは課題を補うという視点でこれから取り組むべきことは何か、第3ラウンドでは、今後の取り組みのために市民にできることと行政にできることは何かという3段階でグループワークをしていただいた。

3ページほど進んでいただいて17ページにイラストというかグラフィックがあるかと思うが、今回グラフィックを用いたファシリテーションなども多数行っている市民の方がおられて、その方にもご協力いただき、議論の成果をこういった形で可視化させていただいた。この絵の上に書かれているのが各グループで出されたこれから取り組むべきことである。17ページ、18ページ、19ページと、3会場のものをこちらでお示しさせていただいている。詳細については、この協議会資料がもう1個あり、そちらに報告書という形でまとめさせていただいているので、そちらについては後ほどご覧いただければと思う。

最後になるが、20ページをお開き願う。市民ワークショップのほか、総合計画審議会でも検討が始まっている。具体的には5月30日からその検討が始まっており、昨日2回目を開催したところである。なお、総合計

画審議会については、次回が7月13日の夜19時から開催を予定しているところである。

以上が、基本構想素案、あと基本計画関連の動きのご報告である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員 説明していただいた資料の2ページ目、検討のプロセスというのがあり、これまで総合計画専門委員会を行い、総合計画策定委員会を行ってきたという表があるが、市役所庁内で各部署の意見を聞いたり、各部署と調整をしたりということは行っていないのか。

小形企画課長 まず今回内部検討としては総合計画の策定委員会が2回あるが、こちらの構成としては、市長をトップとして全部・課長で構成する会議という形で、どちらかというところのところで開かれるような会議である。その左下にある専門委員会が副市長をトップとして関係する部長で構成する組織であるが、その下に分科会があり、例えば目指すまちの姿となってくると、分科会ということで部長だけではなく関係課長も参画するような形になる。今回基本計画の検討が始まっているところであるが、そこでは分科会あるいは個別に関連する課が絞られる場合もあるので、そういったところとやり取りしながら検討を進めさせていただいているところである。

上杉委員 基本計画市民ワークショップが行われたということであるが、ここで市民の方から出た具体的な意見を教えてもらえればと思う。

小形企画課長 そうすると、協議会2という資料のうちのもう一つのファイルをお開きいただければと思う。こちらが各段階に応じてどのような意見が出ていたのかといったものであり、例えば14ページをご覧ください。先ほど3ラウンドに当たってグループワークしていただいたとお話しさせていただいたが、例えばこちらは第1ラウンドの多摩市の魅力や課題は何かといったところの中で、こちらの左上にあるが子どもや学校教育の分野についてのご意見の中では、例えば課題としてDX等への対応が必要である、不登校の増加が課題、あるいは少子化が進んでいる、学童クラブをふやしてほしいといったことが課題として出てきたという形で、同様に各テーブルごとのご意見というか分野ごとのご意見ということでまとめさせていただいている。

これは第1ラウンドであるが、第2ラウンドについてが16ページから

で、これから取り組むべきことで、こちらについても例えば17ページなどをご覧いただくと、開かれた学校ということの中で、多世代を学校に声かけ、入れる仕組みといったところ、地域住民に学校を開くといったものが意見として出てきた。このような形でご覧いただければと思う。

第3ラウンドが大きくその市民にできること、行政にできることであり、20ページからが私たちにできることということで、例えば読書という今後の取り組みに対して、20ページの一番上のところであるが、ボランティアによる読み聞かせ、本の交換イベントなどは市民でもできるのではないか。例えば行政にできることとして、図書館の利用というのほどこを想定されていたか詳しくわからないが、例えば古本の取引窓口などができるのではないかというところでご意見が出ていた。そのような形で、最終的なラウンド3については、こういった形で今後の取り組みに対して市民にできること、行政にできることをそれぞれのテーブルでワークしていただいた。これを実際発表いただいたものが最後グラフィックレコーディングで記録させていただいたものに落とし込まれるといった形である。

岩永委員

いろいろと市民の参加も得ながらやっておられることはわかる。一応確認だけであるが、10年後を見据えながらということであるが、行政の皆さんも10年後の人口規模、人口構成あるいはそのときの財政状況を、財政規模も含めてであるが、当然ながら想定しながら議論されているのではないかと思うので、まずそれをどのように前提条件として出しながら議論してきたのかについてお尋ねしたいと思う。

小形企画課長

まず人口規模については、ベースとなっているのが令和3年3月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で人口ビジョンをつくっており、これは国がもともと出している長期の推計をベースとしながらも、一定の対策をすることでそれを一部に食い止めて、人口減少は止められないにしてもその減り方を一定程度とどめていこうということをつくったものであるが、今回の総合計画については、こちらの人口ビジョンで定めた将来展望人口をベースに考えている。

財政については、現状例えば審議会の中には中期の財政見通しなどもお示しさせていただいて、あと公共施設の関係も、今後大規模施設の改修等

が予定されていることをインプットして議論をいただいたというのがこれまでの経過となる。

岩永委員

令和3年の3月となると少しタイムラグがあるが、そこはある意味で致し方ない部分もあるかとは思いつつも、例えば少子化が思ったよりも速いスピードで進んでいるのではないかとこのも非常に気になっていることであり、そういう部分をこれからどのように織り込んでいくのかが気になる。

それから、財政規模のことについてであるが、私が非常に大切であると思っていることの一つに、財政規模が大体どれぐらいかを示すのと同時に、市民の負担率がどう変わってきたのかをきちんと市民の皆さんに明示していくことではないかと思っている。一つ一つのことにはいろいろな意味で市民の負担率が変わってきているのではないかと思っていて、なかなかつかみにくいところかもしれないが、国民健康保険などでいうと、本当に10年前と今を比較すると例えば均等割の部分だけ見ても負担感が非常に重たくなっているという現実も併せて見ながら、その人口がどう減っていくのかということも、高齢化が進んでいく推移と、例えば多摩市がやっている介護保険や国民健康保険がどのように負担が上がっているかを見せるからこそ、市民には社会保障に対する負担がふえているのだなということを理解していただいて、だからどうしようということではこれからのビジョンに必要な考え方や方針が打ち出されていくのではないかと思っている。

そういうところが具体的にわかっていかなければ、例えば自分が身近なところで利用している施設をこうしてほしいとついにがちになってしまうところにもつながってくるような感じがしているので、市民の皆さんの目線でいろいろと、まずはそういう条件もなく様々議論してもらおうということでもいいのかもしれないが、そのやり方はやはりこれまでの時代のやり方であり、これから本当に社会が縮小していく中で、我々は何を市民と共有しなければいけないのかということについては、もう一度これからも市民参加の機会や説明の機会があるかと思っているので、その中でどのように市民の皆さんに資料を作り伝えていけばいいのかということについては負担をしていただきたいと思っている。それが1点である。

それから、もう1個お尋ねをしたいが、ワークショップの中で様々なご意見が出てきて、今回ワークショップに今まで参加したことがあるかもしれないが、新しく参加して初めて多摩市のことがよくわかったとか参加の意欲が高まったというご意見があったのは非常によいと思う。

一方で、例えば市民の意見の中で、自分事にしていこうという意味では、市民にできること、行政にできることということで分けた意見の整理が掲載されていたかと思う。そういう中を見てみると、もちろん市民にできることの中もそうであるが、既にやっていることがたくさんあるのではないかと思っていて、私はむしろその既にやっていることについての総括をしていかないと、結局今までの計画と何ら変わらない内容になっていくのではないかと思ったのであるが、こうした市民のワークショップを開き、ただ意見をもらって整理し、ここの意見があるからそれを採用しようということではなく、そこの市民の皆さんからもらった様々な意見の中から行政が何を学ぶのかというところが非常に必要であるし大事なことではないかなと思うが、実際にこのワークショップをやられて、いろいろ意見を並べて、その結果どのように今所管としては感じておられ、この意見を次の計画に具体的にどのように落とし込んでいこうとされているのかについてお考えがあれば伺いたいと思う。

小形企画課長　　まず今回の市民ワークショップで出された意見の中で、基本計画についてはどちらかというと行政の取り組むことが中心になる計画になってくると考えており、そういった中で今回いただいたご意見の中でも、いわゆる施策というかある種大きな方向性的なものもあれば、個々の細かな事務事業といったレベル、粒感は様々だと思っている。

そういったものもあるので、小さい粒のものを計画に入れていくのはなかなか難しい部分もあるが、当然こういった形で出された意見であるので、その辺はまず所管とも共有させていただきながら、当然計画つくって終わりではなく、今後毎年予算編成もある中で、そういったところへのインプットをしていく。計画の中に入っていきような部分も当然あるかと思うが、そういったものを反映していくところである。その上であるが、計画への反映といったところで、市民の皆さんから既にやっているようなことへの

指摘があるというところであるが、これは実際ワークショップをやっている、市民同士のやり取りの中でも、実は市はこのようなことをやっているというような話で、市民同士での話でも、そうなのか、知らなかったという話になった場面もあるし、我々もワークをしていただいている間にテーブルを回っている中で、このようなことを実はやっているということでフォローできる部分はさせていただいている。

その中で出てきた部分として、発信の部分が課題であるというのは正直ご意見の中でも出てきたところである。その辺については真摯に受け止め、実はその場でも企画政策部長とも相談しながら話を聞いていたところであるが、こういったところについてはやはり課題であると受け止めさせていただいたところである。

鈴木企画政策部長 ワークショップの資料のほう見ていただくと、20ページ以降に「わたしたちにできること」、先ほど岩永委員からご質問があった中で、市民にできること、行政にできることというところがあるが、その左側に水色の枠で囲んでいる分野横断的な取り組みということで整理させていただいたところがあるが、見ていただくと情報発信というマークがついているのが非常に多いように多分見受けられるのではないのかと思っている。

これは私、何度も議会でお答えさせていただいているところであるが、本当に多摩市がいろいろな施策をやっている情報発信もしているが、なかなか届かない、特にワークショップに出てくる方は、ある分野については非常に興味を持っていたりする、関心もある方であるが、では、実際にその方にその情報がきちんと届いているかということ、全てがやはり届き切っていないところがあり、それは各分野のテーブルの皆さんが共通して言われていた課題であるので、六次の総合計画の基本計画を動かしていく中では、情報発信の仕方というか情報をどう伝えられるかということを改めてきちんとここは行政として取り組むべき一番の課題と捉えてやっていきたいというのが今所管としての考えである。

岩永委員 最近は大田広報なども情報発信に結構工夫をされていて、今回も市民がおっと思うようなキャンプのことが載っていたが、非常によい写真が使われている、結構いいねということで私が見ているSNSにも上がってきた

ので少しうれしいなと思った。話を戻すと、市民の皆さんから意見を聞き、それを先ほど話したように企画課が集め、それを所管課に戻すというようなやり方をやると思うが、本当はその分野ごとに職員さんがいるわけであるから、非常に大変だと思うが、本来だったらその分野ごとに若手の職員も呼んで市民と一緒にその場で議論するようなことで一緒にやっていくことがこれから必要になってくるような気がしている。

これからまだまだ時間がある中でそれにどこまで取り組めるのかということもあるかと思うが、企画課がやっているからそこに任せるというだけではなく、ほかの部署の人たち、例えば環境のことであっても図書館のことであっても市民の参加等何でもそうだと思うが、いろいろなところに意見があるわけで、生の意見を職員の方が一緒に聞きながら、これはできている、この事業を実はやっているのであるが、情報発信だけではなくこういうところが足りなかったのだなということを経験することによって、その事業そのものがもっと発展し進化していく可能性があるのではないかと思っているので、もちろん今まで全然市民の参加がなくワークショップをやってきた時代からすると、いろいろな形でグラフィックレコーディングなども使いながら工夫されていると思うが、その先に市民と行政が一緒にといつきのあり方みたいなことについてはもう少し今後課題として考えていただきたいと思っているが、その点について伺って終わりにしたいと思う。

小形企画課長　今回、私ども企画課でという形でやらせていただいたが、実際そのテーブルの中に入っていると、直接ずっと入っているわけではないが、その場その場でその都度入らせていただく中で、非常に刺激を受けることが多数あった。そういった意味では、今当課の基本計画、総合計画だけではなく、いろいろな形で無作為抽出のワークショップ等も庁内でいつときかなりあったが、コロナ禍で一回しぼんでいたものが動き出しているのも、そういったところでは各課もその都度刺激を受けているかと思う。

あともう一つ、今回無作為抽出で選んだ方を主体にやらせていただいた中で、初めてこういった方が市の関係のものに携わる中で、今回アンケートもつけさせていただいているが、次回あったらまだまだ参加したいとい

ったご意見もいただいている。そういった方たちがせつかくある種市行政と接点を持っていただいた中では、これで終わりにはせず、部署は変わるかもしれないが、実際その後も引き続きこういった取り組みに関わっていただくと、先ほどの情報発信とも若干重なる部分であるが、お互いの相互理解がうまくいくのではないかと、感想めいてしまうが思ったところである。

岩永委員

終わらせようかと思ったが、少し認識が違う。確かにほかの部署も例えば気候市民会議のような形でやっているところもあるし、いろいろと無作為抽出で工夫をしながら市民参加をやっていることも存じ上げているが、大事なことは、企画課が企画課だけで話を聞かない、環境部が環境部だけで話を聞かない、企画課はやはり企画政策をすることであるから、企画課とほかのある意味で実働隊になっている部署が共に意見を聞くような文化もやはり重要ではないかと思う。

職員の研修でいろいろなことを座学でやるのもよいが、そういうところの中で、先ほどフリーアドレス化して職員間のコミュニケーションをなどという話があったが、環境部が環境部で取り組んでその意見を報告で聞くのと、そこに直接行って一緒に聞いて、環境部はそういうことをやっているのだ、そのように話をしているのだ、企画課はこういう感じでやっているのだということ共有することが、私は、庁内のコミュニケーションや風通しと一緒に政策をつくっていくその前提として非常に大事なことだと思っているので、それぞれの部署があり、やらなくてはいけないことも多いし、なかなか大変なことだとは思いますが、そこはやり方だと思う。無作為抽出も別にただでやっているわけではなく、郵便料がかかったりするわけであるから、手間は同じでいろいろかかっていくわけである。それを別々の部署で今はやっているかもしれないが、そうではないやり方の工夫もできるのではないかとということも含めて、どのようにやったらよいかというのはこれからまた考えていくことだと思うが、ぜひ工夫していただきたいということだけ申し上げておきたいと思う。

いぢち委員

ある程度、今、意見が出たので私は短くするが、まず先ほどいいじま委員の質問でわかったが、意見交換の分科会もリモートでやっている。その

中で気になるのが分野をまたぐということである。分野横断的な取り組みに水色のマークをつけてあるとおりかなり意識しておられると思うが、今の課題解決のためには、例えば子ども青少年部と教育部で一緒に取り組まなければいけない、環境部と都市整備部、いろいろあると思うので、そのところはまず職員間の意見交換をする場合にも、そこまで横断的な取り組みが必要なのではないかと考えている。

あともう一つは、この第六次総合計画のまちづくりの基本理念のところに、市民が市民の手で市民の責任で主体的にまちづくりに関わるとある。現実に今、市庁舎の建て替えやいろいろなことで市民意見を伺う機会はある。

ただ、そういった取り組みの中で市民から出てくるのは、意見は言う、アイデアは出す、だが、それはどれがどのように採用されるのか、どこに私たちの責任があるのか非常にわかりにくい。主体的に関わるためには少なくとももう少し情報発信してもらわないかという声もある。これも、市側には市側の論理があり、だからここまでは出せる、出せない、いろいろあると思うが、そのところは、これから先市民にますますいろいろなことに関わってほしい、一緒にまちづくりをするのだという場合、もう少し明快に見せていただきたいと思っている。まずその2点について、屋上屋のようなものであるが、願います。

小形企画課長 まちづくりの基本理念のところで情報発信の部分があったのは先ほどの部分と重なるかと思うが、意見の受け止め方といったところになるのではないか。例えば想定されているのがパブリックコメントとはまた違う意味での意見といったところになるかと思うが、それぞれ皆さん自分の思いがあって発言されている、加えていろいろな背景もある中で多様なご意見をされているところかと思う。

私たちも、いろいろな形で市民の方とお話をさせていただく中で、計画ではこうなっているから、今の方針はこうだからと言うだけだと、そこからそれ以上の対話が多分生まれてこないと思っている。全てが全て当然受け止められるものとは限らないが、その辺は直接の対関係でお話しさせていただく中では、当然我々も行政職員としていろいろな刺激を受けた

り感じさせられる部分もあるので、そういった中で、寄り添いながらも一定の部分では当然判断をしていくという中で対応していく。何か具体的なルールというのはなかなかあるものではないと思うが、その辺を深掘りしながら対応していくといった姿勢がまずは大事かという抽象的な答えになってしまうが、どのようなものを想定しているかによるとは思うが、そのような形で対応していくかと思っている。

いぢち委員           もう一つ、分野横断のほうのお答えはいかがか。

小形企画課長       分野横断といった中では、当然各課それぞれに計画を持ったりして既に取り組んでいるところもあるが、今一つの部署で完結するものはなかなかない。そのような中で、複数の部署がそれこそかなりのウエートで集まってくるような部分、あるいは少し協力してもらおう部分、多分様々かと思うが、ある程度のウエートで関わってくる部分になってくると、例えば公式な部分では庁内のプロジェクトチームもあるし、そういったものがなくても適宜今までも会合の場で、正式な設置がされているような委員会ではないがそういった場でやってきているので、そういったものがこれからますます必要になってくる。

大きな方向性の部分については、今回その定めた分野横断的に取り組む重点テーマで必要な部分についてはある程度、まだ具体的に決められてないが、今例えば行政評価ということでは経営会議等の場を使ってやらせていただいているが、似たような形である程度部長級や理事者も交えた中でその辺の調整を図っていくようなことも、この第六次総合計画ができた暁にはやっていく必要があるといった認識でいるところである。

いぢち委員           分野横断のほうは引き続きよろしく願います。あと広く市民の意見を聞き、そして市民が責任を持ってまちづくりに関わっていくと思うが、私は市民の意見を聞くということについては、多摩市はかなり頑張っているほうではないかと思っている。

ただ、今後この第六次総合計画に限らず様々なまちづくりの大小があるが、様々なことを進めていくときにその都度市民説明があったり市民ワークショップがあったり、そのところで市民といってもいろいろあるから、その意見の内容も様々で大変だと思うが、そういった中で、自分たちがど

ここまでどのように関わり、どういう対話で、平たく言うとまちづくりに関わったという実感が得られるかどうかによって、この先が変わってくると思う。多摩市に限らず今、行政だけでは成り立たない、市民に参画して解決していきたいことがたくさんあり、それで地域委員会構想等もあるわけである。そういったときに、様々なまちづくりのことに関わって、それで市民の人が何だ、出てきて言いたいことは言えたが、結局自分の意見が通らなかった、何をやれたのかよくわからなかったとなってしまうと、極端な話幻滅してしまってもうまちづくり云々には関係ない。

先ほどのようにワークショップに関わって次来たいというご意見があったら非常にうれしいことである。そういう方をふやし、逆に、このようなことならもうよいという人を生まないために、熱心な方ほどぶつかっていくとどうもうまくいかない、どこまで聞いてもらったのかわからない、それはその人だけの問題ではないと思う。その方がどのようなイメージを抱いてやっているのか、本当に差はある。

ただ、今本当に大事なところに多摩市の市政も来ていて、そのうちの一つが市民参画をどう進めるかである。まさに多様な市民がいて、多様な受け止め、価値観があり、臨む姿勢だって全然違う。それに相對する皆さんの難しさも、私はある程度この間見てきたつもりである。そうした中で、この先どうしていくか、私は結構大変な岐路に差しかかっていると思う。

これはお答えいただくというよりは私の意見なのだが、多摩市がそうやって市民参画を進め、市民に責任を持ってまちづくりに関わってもらうのだということを掲げる以上は、この第六次総合計画の今後あるいは庁舎建て替えなどでもこれからまたいろいろな意見があったりする。そういった中で、非常に考えていただきたいことだと思っている。

あと1点は、今回グラフィックレコードという形で市民の方がまとめていただいたイラストを、私はすばらしいなと思った。非常にわかりやすいし魅力的な絵である。私はいっその人を採用してほしいと思ったが、言いたいことは、こういった形で今後例えば第六次総合計画がまとまった、何々計画がまとまったというときに、多摩市はこれまでわかりやすい発信や見える化に心がけてきたと思う。特に障害をお持ちの方や、小さいお子

さんに対してもわかりやすい発信で、ここは強くしていただきたい。普通の市民、普通のという言い方は変であるが、大人の一般市民の中でもやはりこういうグラフィックレコードのようなものがあるほうが非常に親しみやすくわかりやすいと思う。今後計画をつくったときに、よく概要を出してくださるが、それをこうした形で、特に市民の皆さんにお見せするときにそういった発信の仕方も一つあるのではないかと思うので、これは意見というか要望として申し上げておく。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の3、健幸まちづくり政策監について及び4、令和5年7月1日付組織改正について、この2つについて一括して市側の説明を求める。

小形企画課長     それでは、資料については協議会3・4という形で上げさせていただいているが、こちらの資料を使ってご説明させていただきたいと思う。

こちら表題にもあるとおり健幸まちづくり政策監の廃止と令和5年7月1日付での組織改正について、一括でというところである。7月以降の健幸まちづくりの推進体制に関わる部分について、2件一括でご説明をさせていただく。

まず1のこれまでの健幸まちづくりについてであるが、(1)の位置づけにもあるが、多摩市は第五次総合計画第2期基本計画において「健幸都市・多摩の創造」を取り組みの方向性の一つとして位置づけ、(2)にあるような推進体制とし、平成28年4月から健幸まちづくりを全庁横断的に進めていくための牽引役という形で健幸まちづくり政策監を設置し、部長職よりも上位の職層によるリーダーシップを発揮してもらうことで、(3)にあるような健幸都市宣言の制定あるいは健幸まちづくり基本方針の策定、健幸まちづくり推進本部の設置など、組織横断的に健幸まちづくりを推進するために必要なイメージあるいは基本的な考え方を共有し、こうした結果として全ての部署が担当部署であるという認識のもとに各部の目標において健幸まちづくりにおける部の役割を設定するなど、全庁的に健幸まち

づくりの推進に取り組んできたところである。

2番のこれからの健幸まちづくりについてであるが、(1)、先ほどご説明させていただいた第六次総合計画基本構想の素案の中で健幸まちづくりを分野横断的に取り組むべき重点テーマの一つに位置づけることを考えており、今後は健幸まちづくりの次のステージに移っていく段階であると考えている。

次のページに参って、(2)、そういったことから、今までは部長の職よりも上位の職層で全庁を牽引するといった役割であったが、これからは市の組織の中に入って健幸まちづくりを先導・調整していく役割が必要となるといったこともあり、6月30日をもって健幸まちづくり政策課を廃止し、7月1日からの組織改正で健幸まちづくり担当部長を設置するものである。

なお今回の改正については、現在の健幸まちづくり政策監が2年間の任期の満了を迎えるのが7月末だったので8月1日に行うことを想定していたが、厚生労働省の人事の関係もあり、1か月早く退任されることになったことから、7月1日付で対応させていただくものである。また、厚生労働省との人事交流自体は継続を考えていて、新設する健幸まちづくり担当部長については、次の方にその任に当たっていただくことを想定しているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員 「全庁の牽引」という役割に代わり、全庁で進める健幸まちづくりを「先導・調整」する役割が必要になるとあるが、この「牽引」と「先導・調整」というのはどういうことなのか教えていただけるか。

小形企画課長 まず牽引が最初の目的でこれまでやってもらっていたところについては、健幸まちづくりを第2期基本計画で打ち出して以降、ある種全く未知の部分をやっていくということで、考え方の整理もまだされていない中で始まったものである。そういったものを全庁横断的に進めていくには相当強力なリーダーシップが必要となる中で、これまでは牽引役として部長よりも上位の職でやっていただいていたところである。

一方、今、健幸まちづくりが庁内的には既に大分浸透してきている中で、

先ほど全部署が担当部署であるといったお話をさせていただいたが、実際毎年その部の目標の中にそういった観点からの役割を入れることがある種定常化している中で、今後はそれをいかに引っ張っていくかというより、そういった各部の役割も踏まえながらそれらをどう総合調整していくのが期待される。調整役という形で、今後は上位からというよりは同じ一般職の中で調整をしてもらおう立場ということで切り替えるものである。

いいじま委員 次のステージに健幸まちづくりが入るときに、全庁でさらに進めていかなければいけない、全庁で事をいろいろ調整していかなければいけないというポジションが、一健康福祉部の中にあるというのは何か不自然のような気もするか、その辺はどのようにお考えか。

小形企画課長 組織図上は今健康福祉部の中に入っているが、もともと担当部長というのは、その業務についてルールに関わらず取り組んでいくといった部分もある。したがって、組織図上はこういう形であるが、健幸まちづくりを担当していくという中では、組織図上どこの部分にぶら下がってしようとも、そこは大きな差はないかと思っている。

いいじま委員 全庁で進める健幸まちづくりをこれから調整するということがあったが、先日の私の一般質問の答弁では、健幸まちづくりを意識づけしていくのが健幸まちづくり政策監と健幸まちづくり推進室だったと思うが、調整となるとさらにいろいろ事業に口を出していくことになると思うが、そういうこともこの健幸まちづくり担当部長がしていくということによろしいか。

小形企画課長 言われるとおりで、調整ということの中では、各部署がそれぞれ考えたことに対して例えばときにアドバイスをしたり、当然複数の部署にまたがるような案件もあるが、その辺について複数の部署を束ねながら、あくまでも同じ立場ではあるが、そこをうまくいかに健幸まちづくりに結びつけていくかといったところに取り組んでいくことになるかと思っている。

いぢち委員 同じところを伺おうと思っていたので繰り返すが、そもそも健幸まちづくり政策監を導入したときに、私たちは、これは部長職ではできないことだという説明を受けたと思う。横串を刺す、全庁的な取り組みのためには各部の同じ並びの部長ではなく、その上、副市長の下に健幸まちづくり政策監が必要だという説明をいただいた。それで今伺った中で、相変わらず

全庁的な取り組みをする、調整もする、そういう意味ではこれまでと何ら変わらないように思うが、これが部長で事足りるのであれば、少し失礼な言い方であるが、それだったら政策監でなくてもよかったのではないかと連想してしまった。後任人事を今厚労省とのつながりを切らない形で進めておられるということは、次の担当部長も厚労省から招くのかどうかお伺いする。

森合人事課長 人事の関係であり、私からお答えすることになるかと思う。今想定させていただいているのは、企画課長から説明させていただいたとおり、健幸まちづくりについては一定の評価をこれまでいただいていたかと思うが、ただ、これでおしまいということではなく、さらにそれを全庁的に進めていく中で、役割は一定程度変わってくるが今度は部長級という形になる。引き続き厚生労働省との人事交流の中で正野健幸まちづくり政策監の後任に来ていただく方には今度7月1日付で設置する健幸まちづくり担当部長を担っていただく予定になっているところである。

いぢち委員 そうすると、同じ厚生労働省から来ていただくが今度は部長職ということで、少しせこい話になるかもしれないが、政策監の場合、副市長のすぐ下、部長より上ということで、当然それに見合う報酬が出されて、そのための条例もある。今度はそこのところも部長職に匹敵する報酬となると、厚生労働省からお招きする方の立場というか内容も変わってくるのか。

森合人事課長 今来ていただいている正野健幸まちづくり政策監については、特別職という中で、その役割に応じて報酬を支給している。今度来ていただく方については、一般職の担当部長となるので、担当部長の役割、それから、一般職になるので給与も規定に基づいて支給していくような形になろうかと考えている。

いぢち委員 もちろん金のことが全てではないし、これまで歴代の健幸まちづくり政策監がいろいろと努力してくださって様々進めていただいた仕事の内容については、私たちも一定の評価をしている。ただ、伺っていると、もちろんこれまで何もないところを耕していただいた、それは大変な仕事だった、それが一定の段階にまで来たのでということはわかるが、どうしても、いやそうではない、そもそも横串を刺すために必要であった人材がこれから

も必要だというのであれば、私には何で政策監をわざわざという気持ちがまだ残る。そのところは、今のご説明ではわかりにくい。

それから、これは私たちの会派が毎回言っていることであるが、厚生労働省とのパイプを持ち、厚生労働省の豊富な人材の中から優れた方を呼んで、市内で様々それで得るところもあったということも伺ってはいる、ただ、今後の多摩市の未来を考えたときに、こうした全庁的な取り組みをし、市の重点政策である健幸まちづくりを担う人材は多摩市の中で選び、育て、これから先も多摩市のためにずっと腰を据えて尽力していただくべきではないかと、ポジションが変わるということはあるが、そのことをずっと申し上げてきた。今回また厚生労働省からの人事ということを頭から否定するものではないが、私たちがずっと主張してきた、多摩市プロパーで、多摩市のプロを多摩市の中で育て未来につなげていくということを少し考えていただきたいと思っているが、今後もこのようにずっと厚生労働省とのパイプ人事をお考えなのか。最後にそれだけ伺う。

森合人事課長　今回、厚生労働省だけではなく、多摩市の中では、東京都も含めて職員の人事交流を従来よりさせていただいている。それはいろいろメリットがあるかと思っている。それぞれ人事交流という形になるので、来ていただく、あるいは市から行っていただく、それぞれのメリットというところの中では、まず行っていただく職員については、それぞれの専門的な知識やノウハウの吸収、分析能力の向上、政策の考え方、職員の意識改革などを人事交流の中で一定期間にはなるが体得していただいて、また戻ってきてから各職場のリーダーにという部分はメリットが大きいかと思っている。

それから、来ていただく方については、新たな視点、また新しい風を吹かすことによって固定化した価値観の変化といったものを含めて組織の活性化であったり、あるいは来ていただく人がこれまで積み上げてきた知見であったり経験といったものに職場の中で一緒に働いていく中で触れていくことになるので、職員の人材育成というところでも大きなメリットとしてあるかと思っている。どういうポジションかというところは別になるが、今後も一定の人事交流については続けていきたいと考えている。

遠藤委員　今のところであるが、いいじま委員が言われたように、何か奥歯に挟ま

っていて本音が聞こえてこないような感じがあるが、特別職ではまずくて一般職のほうがいいという話が厚生労働省サイドからあったのか。外部要因で今回の人事改正という組織的な話があり、健幸まちづくり政策監を部長職にすることで何が変わるのか、意図と目的と狙いはそれほどこれまでと変わらないと思うが、その辺、委員会の場合であるから忌憚のないところを伺いたいと思う。

小形企画課長 厚生労働省から特に一般職か特別職かということではいただいている話ではない。先ほどのご説明の中でも、ちょうど任期の切れ目がもともとは7月末であったところもある中で8月1日から担当部長と考えていたものが、異動のタイミングが1か月前倒しになったところである。例えば異動の前倒しがなかったとしても、8月にはやる予定でおそらく総務常任委員会にも案件として報告させていただいたものである。

鈴木企画政策部長 多分特別職から一般職に変わることによって何が大きく変わるのかというのが皆様の疑問となっているところだと思うが、企画課長が先ほど来ご説明させていただいたとおり、今までが何もなしの中を切り開いて全庁に健幸まちづくりの意識とそれを進めていく基盤をつくっていくために、特別職という立場でつくってきかせていただいたところである。

ただ、全庁に健幸まちづくりを市としても取り組んでいくのだという意識づけができた中で、次のステージに移っていくには、実務として実際にどういう形で動かしていくのかが一番重要になってきている。確かに政策監も部署横断というところはあるが、より細かい実務ベースの中での調整がだんだんふえてきている。

特に一例を申し上げますと、ここで3月からスタートしたシェアサイクルの関係も政策監に部署横断の中で動いていただいたところがあるが、実務的な部分の動きを考えると部長職のほうがより動きやすいだろうという判断もあり、今回、次のステージに移してより実務的に動かしていくということで部長職にさせていただくという結論に至ったところである。

遠藤委員 お話は一定理解するが、先導・調整という意味合いだったら、健康福祉部の部長というよりも企画政策部の部長のほうがフィットすると思うが、何で健康福祉部に担当部長として置くのか伺いたいと思う。

鈴木企画政策部長 実際には今後、先ほどご説明させていただいた第六次総合計画を策定させていただいた以降、それに向けた推進体制を整備していく予定である。現段階ではというところでの今の組織体制である。今後については、第六次総合計画が固まった段階で次の組織体制をきちんと決めていきたいと考えている。今の考え方では、9月議会では大体の考え方をお示しさせていただき、12月議会で組織をこういう形でやっていきたいというところを出していきたいと考えている。その中で改めて、今ご質問いただいた内容についてもはっきりさせていただければと考えている。

岩永委員 私も全く今と同じことで、そもそも意識づけが終わって皆で取り組むということが意識されているのだったら、そのポストがなくなってもいいし、健幸まちづくり推進室すら必要がないのではないかと一瞬思った。だから、今度は牽引していったって何かそこが事業を持つわけではないので、この部長だけではなく、健幸まちづくり推進室として何をやっていくのかも聞いておきたいと思うが、その辺りはいかがか。

小形企画課長 健幸まちづくり推進室については引き続きといったところであるが、既に今年度も予算を持ちながら事業をやっていくことを予定しているところである。そういった中で、特にタイミングとして7月、もともとの予定でも8月といったところで、年度途中よりは、先ほど企画政策部長が申し上げたとおり、第六次総合計画推進体制の整理といった中でその辺の考え方を整理していくほうが、年度のタイミングというのもあるので、その辺のところはそちらの中での整理と考えている。

岩永委員 そもそもまちづくりのいろいろな企画を調整していくのは企画政策部の本来の役割ではないかと思うので、この方にせっかく来ていただけるのであれば、活躍するのに最も適した場所に位置づけていただいて、第六次総合計画が始まるのであれば、それとともに新たな体制づくりをぜひ検討していただきたいということだけ申し上げておきたいと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項5、ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の

状況について、市側の説明を求める。

小形企画課長　それでは、協議会5の資料をお開き願う。こちらは例年この時期に総務常任会協議会でご報告させていただいているところであるが、ふるさとTAMA応援寄附金の昨年度の状況と、参考として今年度の実績をご報告させていただくものである。

ふるさとTAMA応援寄附金については、平成27年度11月から本市への訪問に直接結びつくようなお礼の品を贈呈することで来街の促進や本市への親しみの醸成を図ってきたところである。令和4年度については、最終的にふるさとTAMA応援寄附金としては215件、金額としては1,031万6,266円といった結果であった。こちら昨年度に比べて減少しているところが目につくかと思うが、その主な要因については、令和3年度末をもって京王プラザホテルのプランがなくなったこと等が影響しているところである。

また、参考のところにお示しさせていただいているのは今年度の4月～5月の状況で17件62万円、ここについては昨年度とさほどペースとしては変わらない状況である。なお、ふるさと納税については11月～12月にかなり駆け込み需要が多く、実際には寄附の8割～9割はその時期に入ってきており、この時期だとこういう形であるが、その時期にかけて伸びてくるのが一般的な形だと思っている。

なお、今まで企画課で来街促進といった観点で取り組んできたが、今年度からは市政方針の中でも申し上げたが産業振興策として取り組んでいくこととしており、今年度から経済観光課が中心となって事務を担当していく。

小林委員長　市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員　これはふるさと納税ということであるが、使い道についてはたしかこのようなことに使ってほしいということも指定できるかと思っているが、この寄附をされた方の傾向や特徴があったら教えていただきたいのと、あと返礼品があるかと思うが、人気の返礼品はどれだったのか、その辺を伺いたいと思う。

小形企画課長　まずこういったことで使ってほしいという観点では、子ども関係のもの

が多いか思っている。その上で、返礼品であるが、サンリオ関係の返礼品がやはり人気であり、特にサンリオ関係は昨年度とその前の比較でいくと、もちろんコロナ禍が落ち着いてきたところもあるが、一昨年度よりも昨年度のほうが増加しており、かなり引っ張っていただいているところである。

岩永委員       サンリオ関係の返礼品で納税をしてもらうのは高額というか割と高いかと思ったりもするが、どういう形で納税がされているのかももう少し詳しい資料を出してもらえる機会があったら決算のときでもよいので出していただいて、どういうところに非常に人気があるのかを知ることが大事だと思うので、また折を見て準備していただけたらと思う。

小形企画課長   ご参考までにというところで、昨年度新たに取組んだものとして電車  
の架線・トロリー線をアップサイクルして靴べらとしたものを14万円の  
寄附に対して贈呈するというものがあり、こちらが昨年度6件出ているの  
で、嫌らしい話であるが比較的単価としては大きいものが6件出ていたと  
いったところがある。

上杉委員       ふるさと納税に取り組まれて、多摩市全体の財政としては上がっている  
のか、下がっているのか。

鈴木企画政策部長   非常に下がっている。ちなみに令和5年度の流出額は、まだ現在の暫  
定値ということでお聞き及びいただきたいと思うが、5億5,000万円であ  
る。昨年度より1億円ふえた。5億円の金が出ていってしまったという  
ことは、それなりの行政サービスができない状況になっている。したがっ  
て、私どもとしては、このままの状況ではいけないということで、何らか  
市民の方々にもきちんとそういう実情をより訴えていかなければいけない  
と考えている。

上杉委員       先ほど企画政策部長にお話をしていただいたが、5億円出ていってしま  
ったということで、このふるさと納税自体少し欠陥がある制度なのではな  
いかと思っている。返礼品につられてというか、それを目当てにするよう  
な人も当然出てくるわけであり、そのようなことをやったら税制制度その  
ものが崩壊しかねないと思う。これは私の意見として言わせていただく。

鈴木企画政策部長   基本住民税は応益負担の原則に基づいた課税をさせていただいて  
いるところである。本来であれば応益負担に基づいた中できちんとお支払い

ただかないと、行政サービスとして提供しているのは福祉サービスだけではなく、道路といったインフラ等も行政サービスであるので、その維持管理が厳しくなってくるだろうというところがある。

また、私どもは不交付団体であり、地方交付税の交付団体はふるさと納税で流出したものの一部が還元されるという仕組みがあるが、我々は不交付団体であるのでその適用すら受けられないというところがある。したがって、他自治体でも、政令市などではたくさん出ていってしまっていると言うが、一部その還元があるところもある。我々はそれよりもっと厳しい状況である。ただ、全国市長会の中でも少数で、多勢に無勢ということでも市長がいつも嘆いている。皆様のお力をまたいろいろお借りしながらやっていければと思っているので、よろしく願います。

小林委員長      ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長      質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項6、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて、市側の説明を求める。

大島行政管理課長      それでは、案件の6番目、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについての資料をお開きいただければと思う。今回総務常任委員会へのご報告としては5回目である。

2ページ目をお開き願う。まず第二弾社会実験について簡単にご報告させていただきます。昨年度に続いて、去る5月13日から6月11日の期間で社会実験を実施した。昨年度はリバーSUPやたき火体験、キャンプ体験、ドッグランなど、河川敷でどのようなことができるか、利用の際にどのようなルールが必要かなどを検討するための社会実験として行ってきた。今年度については、かわまちづくりの活動を将来にわたって持続可能にするためにはどのようなことが必要か、また、一緒に企画運営に携わっていただけるような仲間づくりなどを目指して、収益化や運営体制等の検証のために企画公募型で社会実験を実施した。

残念なことに、今回、天候に左右されることが多く、中止した日程やコンテンツもあった。特に収益事業として将来的に期待していたバーベキュー

一については、予定していた2日のうち1日は雨で中止、もう1日も雨天の予報が出ていたことから、直前でキャンセルが相次いで実施に至らなかったところである。このバーベキューについては、将来の主事業化についてまず検証も必要だということで、日を改めて実施を検討しているところである。また、今回の社会実験のアンケート等の結果はまだ取りまとめ中であるが、ざっと見たところ、来られた方の中で参加したいものとしては、マルシェ、バーベキュー、たき火体験、デイキャンプなど、アウトドア系のものが上位に來たり、また、野菜等地域のものを買いたいという声が多くなっている。

また、備品の貸し出しなどについてのアンケートも取ったが、有料でもいいのでこういったものを貸していただきたい、例えば椅子や日よけになるようなものを貸し出していただけるとありがたいという声もいただいている。また、今回ヨガやドックランなど有料で実施したものもあるが、こちらについては大変ご好評いただき、有料でもいいからまた参加したい、またやっていただきたいという声を多数いただいているところである。アンケートの結果や当日の状況、また今回企画から参加していただいた皆さんの声なども分析しながら今後の活動につなげていきたいと考えている。

続いて、3枚目のスライドである。かわまちづくりの推進体制についてということで、昨年設立した聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会や昨年9月の常任委員会でもこのような資料を使ってご説明させていただいたところであるが、当時から一部修正を行っているが、まず左側からいくと、「現在」となっているのは、これは当時お出しした資料での現在ということである。意見交換会をこのかわまちづくりを進めるに当たって開いてきた。

こちらは地域の自治会、商店会、また団体様、事業者様、商工会議所等で実施してきた意見交換会を発展させて、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会を昨年8月に設立した。かわまちづくりに関する方針等を協議する場として協議会、その中にワーキンググループというものをつくって社会実験を実施していく体制というのを当時は想定していたところである。

当時は将来像として「二子玉川のように」とここに吹き出しがあるが、二子玉川のエリアマネジメントを参考にさせていただいている。協議会が

その全体の方針やルールといったようなものを決める場として、またそれを実行に移す場としてエリアマネジメント法人を設立し運営していくところを我々のかわまちづくりの中でも検討してきたところである。

4枚目のスライドに移っていただいて、現状を整理したものが今回お示しするスライドである。まず準備段階がステップ1で、芝生広場を活用した取り組みを開始するのがステップ2、体制や仕組みを整えてさらにまち全体の取り組みへと進めていくのがステップ3と位置づけている。ステップ1のところでは、ハード整備。国交省による階段やスロープ、市による芝生広場や堤防天端、キッチンカー置場などといったハード整備をこれまで進めてきたところで、かわまちづくりの協議会の設立、それから社会実験の実施、このような形で進めてきた。かわまちづくり協議会の設立の日付が「令和5年8月29日」になっているが、「令和4年8月29日」である。後ほど資料は差し替えさせていただく。

整備したハードを活用する段階に移ってきたということで、この左下の法人化に向けた検討を今進めているところである。先ほど二子玉川のようにとご説明申し上げたが、一般社団法人を立ち上げていただいて、そちらがこのエリア全体をエリアマネジメントしていくような方針にしていきたいところである。今年の下半期には芝生広場の供用を開始してステップ2に移行していきたいと考えている。かわまちづくり協議会から公共空間の活用を図る団体として認めていただいた一般社団法人として河川空間の活用を図っていきたいと考えている。

一般社団法人については、民間事業者が主体となって設立に向けた検討が現在進められているところである。設立に当たっては、市からの出資等は特に行わないということで今考えている。関わり方としては、アドバイザーやオブザーバーといった形になるかとは思いますが、この事業実施をこの法人が行っていくに当たっては、立ち上げ時に必要な支援等についても検討し、法人様とも相談しながら進めていければと考えている。今年度中には法人を立ち上げてステップ2への移行を図ってきたいところである。将来的にはステップ3というところで、この活動をまち全体に広げていけるような取り組みにしていきたいと考えている。

最後にスライドの5番目である。現時点での今年度のスケジュール感を共有させていただければと思っている。9月には、地元関係団体という区別になるが、せいせきみらいフェスティバル、KAOフェスティバルなどが予定されているところである。また、河川敷整備エリアでは、芝生の養生を9月～10月頃まで予定し、その後供用を開始するところである。堤防天端のキッチンカー置場と併せて活用方法、ルール等を現在検討しているところである。

また、国交省協議というところであるが、国土交通省とは現在サイクリングロードが今堤防の上を通っているが、こちらを歩車分離していきたいということで、堤防の下へ下ろしていくような協議を進めているところである。

また、国土交通省においては、昨年度階段を2つ設置していただいたが、下流側の階段については、河川敷に向かって末広りの階段とし、その末広りの部分を60センチメートルぐらいの段差の階段にし、ベンチのように座れるような、そういう少しくつろげるような空間にしていきたいということで、その追加工事を現在施工している段階である。こちらの工事については、天候にも左右されるが、7月の下旬には終了予定と伺っている。今年度下半期には、芝生広場の供用と同時にそちらも皆様に使っていただけるようになるかと考えている。

また、こちらは東京都との調整になるが、河川占用料も一定程度発生してくるという中では、その占用料を負担しながらそこを活用していくというのなかなか厳しい中で、その占用料の減免等について調整をしていきたいと考えている。また、必要に応じてかわまちづくり計画の更新等について協議するというので、現状では何か必要というところではないが、今後国土交通省とお話をしていく中で、このあたり修正が必要なのではないか、更新していく必要があるのではないかとこのあたりがあれば協議を進めていきたいところである。

一般社団法人の設立後については、河川空間の活用を図っていきたいということで、今後芝生広場、堤防天端、キッチンカー置き場といったところの活用を図りながら、それをまちづくりにどうつなげていくかさらに検

討していきたいところである。

以上、せいせきかわまちづくりの現状についての報告である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員 石山議員の一般質問でもあったが、このかわまちづくりについての庁内での連携について今後どう取り組むのかお聞きしたいと思う。

大島行政管理課長 石山議員の一般質問のところでもあったが、庁内の連携はなかなか見えないのではないか、弱いのではないかというご指摘だったかと思う。我々としても、これまでも関係課が連携しながら進めてきたところであるが、将来的なビジョンもなかなか共有できていない部分もあったので、そういったものも聖蹟桜ヶ丘まちづくり全体につなげていくといったところを共有しながら、これまで以上に庁内の連携体制を強めて、そういう会議も今まで以上に開きながら進めていければなど考えている。

いいじま委員 ぜひよろしく願います。また、同じ質問で聖蹟桜ヶ丘にとってこれが最後のチャンスだと思って取り組んでほしいというような話があったが、ぜひ所管のかわまちづくりへの意気込みを確認させていただきたいと思う。

大島行政管理課長 最後のチャンスであると石山議員からも言っているが、最後かどうかはわからないが、これが非常に大きなチャンスだとは捉えている。地元の事業者様も、これをすごくいい機会だと捉えていただいて、積極的にかわまちづくりに頑張っている中では、行政としても本気になって全庁挙げて取り組んでいく必要があると思っている。また、先ほどももっと庁内連携をとという言葉をいただいたが、全庁でこれを進めていきたいと考えている。

いぢち委員 まず確認したいが、この推進体制案のところでもち全体への事業展開とある。これ河川敷からまち全体へエリアを拡大するというときのこのまちは、聖蹟桜ヶ丘なのか、それとも多摩市全体なのか。

大島行政管理課長 推進体制として聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会ということで、計画としては河川敷に聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり計画というのをつくっているが、その対象エリアとしては、大栗川と多摩川に挟まれる少し広めのエリアと捉えている。ということで、多摩市全体とここでは捉えていなくて、聖蹟桜ヶ丘地域の活性化を今回の目的というところで捉えている。

いぢち委員

了解した。ただ、今ご説明があったとおり、本当に川沿い、大栗川、乞田川が多摩市にある。特に大栗川と乞田川に関しては、これは環境のほうになるが、これをきれいにする。ただ、きれいにするだけではなく、大栗川のほうでも、市民の皆さんは大栗川を楽しむ会だと言われている。つまり、ただ一生懸命ごみ拾いをしてきれいにしようではなく、自分たちの暮らしの中にこの川辺のある環境というものを入れていこうという発想があると思う。

そのことで考えていくと、今後、大栗川沿い、乞田川沿いということでもう少し範囲を広げていただきたいと思うのと、これに関しては聖蹟桜ヶ丘のかわまちづくりということで限定するのは理解できるが、ただ、ここで得た様々な知見や経験からいろいろなことがわかると思うので、それを最終的に多摩市全域に広げていただきたい。

というのは、この聖蹟桜ヶ丘に関してはやはり大きな要素として新しく民間マンションの大きなものができて、そういったところの住民の皆さんも含めて、この川辺の暮らしの様々な提案、ここにあることを提案することによって、これは多摩市が協議会つくってやるわけであるので、そういったマンションの方々にまちに出てきてもらうということが一つ大きく目的としてあると思う。これを多摩市全体の問題にしていただきたい。

なぜならば、多摩ニュータウン区域にも民間マンションが多い。ところが、そういったところの住民の皆さんは少しくローズドである。これはこういう場であるから言えるが、割と大きな立派なマンションの住民の皆さんであればあるほど、その中で住むのを完結してしまうというか、傾向としては、いや、市政と言われても知らない、関係ないという雰囲気がある。そういうところの住民の皆さんがふえている。

そういった方々に、いや、多摩市っていいところである、こうやってもっと出てきていろいろな活動をしたいと思ってもらうという意味でも、私はこのかわまちづくりの試みに非常に注目している。少し先走った話になるが、ここでまち全体への事業展開と言ったときに、今言われたような川沿いも含めて考えておられるということ、それと同時に、ここで得た様々な知見やアイデアに基づいてまち全体の活性化、特にいろいろな市民の皆

さんがいる、いろいろな住民の皆さんとつながれる、そういった広い意味でのシティセールスに今後つなげていていただきたいと思い、少しオーバーランであるが、お話しさせていただいた。もし何かご意見があれば伺って終わりにする。

大島行政管理課長 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについては、多摩川河川敷整備のハードを活用したソフト事業ということで、多摩市全体に広げるのはかわまちづくりとしては難しいところがある。また、委員から市がやるのだろうというお話だったかと思うが、公民連携の取り組みとして民間と市が一緒になってやるという取り組みになるので、市だけが取り組むというものでもないということで、地域の皆さんにも入っていただきながら、地域事業者にも入っていただきながら、そういう方々が協議会として意見をまとめて、それを実行する団体として地域の事業者で法人をつくって聖蹟桜ヶ丘を盛り上げていくという目的でやっているのです、まずは聖蹟桜ヶ丘エリアを活性化させていくということである。ただ、委員からもいただいたとおり、ここでもらった知見やそういった声をまちづくりに活用できるのではないかと、先ほどのいいじま委員のご質問にもあったが、庁内のいろいろな部署がここに関わって、そういう地域の声なども聞きながら進めているところであり、各所管の事業に戻っても、各地域でそういうことが展開できるように進めていければよいということで、いただいたご意見を活用できるようにして考えていきたいと思う。

いぢち委員 私が市がやるのだろうと言ったのは言葉足らずで、まさに官民連携でやるというところに私は大きな期待をかけている。繰り返しになるが、どうしても割と市政、まちづくりというところと距離のありがちな民間マンションの住民の皆さんにも出てきてほしいという意味で、今の官民連携を一緒になってやるのがこれほど楽しいのだと、そのようなアピールができて、同じまちの仲間としてもっと距離感を縮めて、これからは民間マンションの住民の皆さんがふえていくと思うので、そういった方々とも交流が深められるような形で取り組んでいただきたいと思っている。

三階委員 特に今の事業をぜひとも成功させてほしいと思っている。気になるところは、今のお話でもあった目の前の大きなリバーサイドのマンションであ

るが、あそこが一番川辺に近いこともあり、今後ドックランだ、例えばパーベキューだなどとやると、もしかするとそこら辺から苦情等が出てくる可能性もあるかと思う。そのようなマンションとの関係性についてどのような状況なのか、教えていただければと思う。

大島行政管理課長 社会実験をやるときにはマンションにもお伝えしながらやらせていただいております、また、会場にも実際お越しになる方もおられるところで、今のところ犬が多いということに苦情はなかったところである。昨年入居前から一応社会実験を開始したのは、こういうことをやる場所であるということをご承知おきいただきたいというのもあり、去年急いで社会実験のまず第一弾をやらせていただいた。そういう社会実験をしているのは、そういう苦情もあるのではないかということも想定しながらで、どのような苦情があるのか、それをどうやったらクリアできるのかということも含めての実験であると考えているので、いただいたご意見を踏まえて、それを本当に本格的に実施していくのかという判断には使っていきたいところである。

また、その管理組合にも、こちらの企画運営に参加していただくことを今後考えていければよい、一緒にかわまちで盛り上げていけるような進め方ができればよいと考えているので、その辺りを管理組合にもお声がけしながら考えていきたいと思う。

三階委員 できたらしっかり気にしながらやっていただければと思っている。それと、あその川沿いであるが、2019年に大きな台風が来て一ノ宮公園自体非常に被害を受けたが、そのような水害というか防災の観点から、その整備もそうであるが、例えばかわまちづくりの協議会等でも水害に関して話し合っているのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思う。

大島行政管理課長 今回ハード整備として芝生広場を整備させていただいたが、令和元年の台風のときに一ノ宮公園の芝生が張ってあるところとそのグラウンド部分を調べると、グラウンド部分は掘られてしまって土を持っていかれてしまったが、芝生が張ってあるところは水は多少たまるが非常に強かったということで、芝生を整備することによって土を持っていかれてさらにまた整備するような二重投資にはならないようにしたいというところがある。

また、協議会の中でのご意見として、川の水防や防災といった観点での取り組みも必要であるということで、昨年度の社会実験の中では防災教室のようなものもやりながら社会実験をさせていただいた。そういった水防の取り組み、防災の観点での取り組みが必要であるという声を実際参加者の方からもいただいているし、引き続きそういうものもやっていきたいと考えている。

三階委員           あそこにかわまちづくりでいろいろ始めると、あそこも整備してほしい、ここもこうしてほしいというのがいろいろ出てくるかもしれないが、いざとなったらそのような水害があるということもしっかり想定しながら進めていただければと思う。

上杉委員           かわまちづくりの件で、ハード整備というところに関わってくるのかもしれないが、市民の方から一ノ宮公園に下る階段のところに手すりをつけてほしいということと、公園の中に水道を設置してほしいという要望があったかと思うが、その今の進捗具合がもしわかれば教えていただきたいと思う。

大島行政管理課長   社会実験中でも一ノ宮公園の管理ボランティアをされている方から水道が欲しい、また階段を整備してくれたが、一番身近な自分の近所で使える階段のところに手すりがないからそういうものを整備してほしいという声があるところは承知している。かわまちづくりの中でどこまでそれを整備できるのか、今回階段整備等のハード整備は国土交通省にお願いしていたが、一ノ宮公園の部分は市の負担でとってしまうので、その辺のどこまで市でやるかというところと、水道も上流まで行けばなくはない、ただそれを引っ張ってこれるかどうか、予算をかけずにどうやってできるかということも含めて、公園緑地課とも相談しながら進めていく必要があるかと思っているところである。その進捗としては、要望をいただいているのは承知しているが、今のところそこは進んでいないところである。

上杉委員           皆さんがこの公園を快適に使っていくために、市民の声をしっかり聞いて、ぜひとも進めていただければと思う。

小林委員長       この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

ほかに質疑はあるか。

岩永委員 かわまちづくりのことで伺いたいと思う。私はかわまちづくりについて頭から否定するものではないが、基本的にこれは公共空間の活用と言われながらも、国土交通省はもともとは治水であるし、河川の管理ということで、いろいろと全国を見回してみると、公共空間としての河川を河川敷等も含めて活用することがある意味で地域の活性化にもつながる、そのことがひいては地域経済の活性化にもつながるといような流れの中で、規制緩和の一つとして出てきたものであるとある意味理解しているところがある。それで、おやりになろうとしていることについても一定程度理解はしているが、先ほど一言で公民連携でやっていくということであるが、その「公民連携」という言葉をどのように捉えて、自分たちが公民連携と言うときに、多摩市役所としてはどのような役割を果たしていけるのかという持続可能性についてもしっかり検討しておかなければいけないのではないかと思っているが、その点については今どのように協議をなさっているのか伺いたいと思う。

大島行政管理課長 今まさに言っていたように、もともと治水のための河川や河川敷だったものをまちづくりにどうやって生かしていけるかということで国土交通省がかわまちづくり支援制度をつくり上げ、そういったものに市としても手を挙げて活用しながら進めてきた中で、その公民連携というのはどのように持続可能な取り組みにつながっていくのかということであるが、公民連携のいろいろな進め方があると思うが、このかわまちづくりに関して言うと、そのかわまちづくりを運営する主体は、民間が主体的に使いやすいように、民間の収益も上げながらそれをまちづくりに生かす仕組みにしていくのが当初の目的で、そこに公の立場としてどう関わっていけるのか、例えば今回一ノ宮公園などで社会実験をさせていただきながらであるが、公園だと本来であればできないようなことを民間がやってみたいと言ったときに規制を緩和してあげる、そういうルールづくりのようなど

ところで公の立場として関わっていきながら、民間がまちづくりをしていただけたらというところをどうやって支援していけるのかという立場で、金銭的な支援というよりは、そういうルールのところと一緒に考えながら煮詰めていくかわまちづくりにしていきたいと思っている。

岩永委員

私も言われるとおりのことだと思っている、これからそのかわまちづくり協議会をエリアマネジメント組織にしていくのか、していかないのかということについてももう少し検討を深めていくのかと思っているが、基本的にはそのエリアの価値を高めるときに、市がどこまでそこに関わっていくのかというと、もともと市が持っているその財産について、これまで非常にたくさんの規制があったところで、例えば占用許可を出していくところで川となると直接は国土交通省になると思うので、その仲介役をするというところでの役割が、まず最低限果たしていただきたいことなのだろうと思っている。

先ほど財政的な支援という話もあったが、このかわまちづくりの国土交通省の支援制度はいろいろな形で補助金等も出しているかと思ったりするが、私自身は、少なくとも今年度の予算を見ると、いきいきTAMAの寄附金の基金の活用と、あと全部一般財源の持ち出しということで500万円という予算がついていたかと思うが、一方で、このかわまちづくり全体としてはどのぐらいの予算規模でやろうとしているのかということも総体として見えていかなければいけないのではないかという感じもしているし、今後このお金についてもどこまで出し続けていけるのかというところで、やれと言うことは簡単であるが、伴う必要な費用を出さなければ動きができない、予算があるから補助金がもらえるからやるが、補助金がもらえなかったらやらないということだったら本末転倒になるのではないかと思っているので、その辺をどのようにつくっていくのかが問われるかと思っているが、その辺りの認識などについても伺いたいと思う。

大島行政管理課長 今の全体としてどのぐらいかかるのかが見えていないというところであるが、費用としては積算していないが、当然公園の整備といったところで予算がかかってきている。全体というところでは、いつからいつまでというのがあるが、今回は数字としては出していないというところが一つ、

それから、これからどこまで市が金を出していくのかであるが、先ほども申し上げたとおり、市としてずっと団体に補助しながらやっていくというものではないと思っている。そのためのエリアマネジメント法人が、この河川空間などを使いながらお金をもうけながらそれをまちづくりに活用する仕組みづくりをしていきたいというところであるので、そのための規制緩和、国土交通省との調整といったところを詰めていくのが市の役割かと思っている。ただ、立ち上げ当初のところ、一定程度財政面で支援が必要な部分もあると思うが、その部分では今後検討が必要かと思っているが、未来永劫ずっと補助を出し続ける仕組みにするつもりは今のところないといったところである。

岩永委員

今のご発言というのは非常に大事だと思っている、立ち上げは支援するが、その後軌道に乗ったらきちんと独り立ちをしていってもらって、エリア全体の価値を高めていくのは、基本的にはそこを持っている土地の所有者の皆さんだと思う。エリアマネジメントの組織というのは、自分たちがお金を出してまずその組織を運営する、その組織で運営した様々な活性化の事業が非常に魅力的で非常に注目を集めればそのエリア全体の価値が上がるという流れだと思うので、行政がお金を出し続けないと続かないということにならないように、しっかりと検討を進めていくべきなのだろうと思う。今のところ私が持っている資料でかわまちづくり協議会のメンバーの方々を見ると、自治会や商店会連合会、あるいはせいせき桜まつりの実行委員会、活性化実行委員会というように実行委員会組織の名前が載っているが、やっている人たちが大分重なっているのではないかと思われるような節もあり、そういう団体だけが幾つも並ぶということではなく、きちんとお金を出せるところがなければだめだと思う。

例えばエリアマネジメントなども会員になるために100万円200万円と払うからこそ、そこで人も雇用ができて組織として運営して成り立っていくことにもなっていくので、その辺りもきちんと見ておかないと、普通の今までやってきたフェスティバルの実行委員会に少し毛が生えたぐらいの程度だと、正直申し上げて本当にその人材をどのように発掘していくのかというところでまちづくりの担い手が非常に先細りになっていってつ

らいというのは、どこの自治体も今抱えている課題だと思う。これもそのようにならないようにぜひしていただきたいと思っている。とにかく国土交通省のスキームに乗ってかわまちづくりの支援制度などにも計画をつくって登録をしてということでは、まずその河川管理者として国土交通省があそこを整備するためにお金を出したということではあると思うが、その空間を本当にうまく使いながらやっていくというところでは、きちんとした資金源がないとそれを動かしていくことは難しいということも一方できちんと思いをしながらやっていただきたいと思っているので、その点は意見として述べておきたいと思う。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の7、豊ヶ丘複合施設 検討の進捗について、市側の説明を求める。

榎本行政サービス・アセット担当部長   それでは、7番目、8番目、9番目は私からご説明をさせていただく。協議会の7、豊ヶ丘複合施設 検討の進捗については資料が3つある。最初の協議会7の資料を開けていただくと、表紙があり、今日報告するのは2点あり、豊ヶ丘複合施設整備方針共同検討会を昨年度実施したのでその実施報告と、3月末から4月の初旬にかけてオープンハウスを実施したので、その2つについてご報告をさせていただく。

その内容の整備方針案については、もう一つの資料を開けていただければと思う。その右隣にある協議会7の2番目を開けていただくと、豊ヶ丘複合施設整備方針（案）、1番から7番ということで豊ヶ丘地域についてからということで、まず整備方針案について簡単にご説明をさせていただきたいので、そこをおめぐりいただければと思う。

次のページ、1番目は豊ヶ丘地域についてのおさらいで、その中で豊ヶ丘地域はご案内のとおりニュータウン再生の中の愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画を策定して活性化を進めていくことを書かせていただいているところである。

2番目が検討の経緯と経過、3番目が施設整備にあたっての市の基本的な考え方、4番目が将来に向けた施設像で、後ほど説明するが、このパネルというのは、オープンハウスのときにこれをパネルとして大きくして市民の方にご意見をいただいたということである。

次のページを見ていただくと、5番目で施設に必要な空間と機能、6番目に施設整備の方法で、右側に建て替えと大規模修繕の平面図のイメージ図を載せさせていただいたところである。このような整備方針（案）について昨年度共同検討会をしてきたことと、オープンハウスでご意見をいただいたところについて今日ご報告をさせていただきたいということである。

今の資料の一番最後、7番目、検討会終了後のスケジュールがある。そこに、令和4年度に共同検討会やオープンハウスをやったということで、今年度はそれを踏まえた整備方針（案）をつくって地域での説明会をさせていただき、議会にも報告をさせていただきながら市として方針を決定していきたいというスケジュールを示させていただいているところである。

もう一つ、右側に協議会7番の資料2ということで示させていただいている。ここについても、先ほどのパネルにした内容について示させていただいている。このパネルに基づいてオープンハウスで市民の方に説明してご意見をいただいたところである。簡単に説明すると、パネルの1-1というのはこれまでの経緯と検討の経過ということで、平成25年度行動プログラム策定以降の流れを示させていただいているところである。

2ページ目のところが、市民ワークショップを令和元年度からやったということで、ここについては市民の方が行動プログラムで廃止したところを議会に陳情を上げられて採択されたということで、市民の方々がどういう思いを持っているのか丁寧な議論をということで令和元年度から市民ワークショップを6回開催させていただいて市民の方の思いを形にしたところであるが、そのまとめについては、中間まとめにしたところである。

そのときにもう一つのポイントとしては、行動プログラムの背景にあった厳しい行財政環境についても課題として共有しようということで、5つの検討課題ということで①から⑤も共有させていただいたということである。例えば1番目の施設像（コンセプト）、こういう施設にしたいと言いつ

つも、財政状況などを踏まえて検討が必要であるということである。右側、ワークショップでは予算の制約もせずに検討してきたが、必要な機能の絞り込みにまで至らなかった。個々のアイデアはほぼ出し尽くしたと考えられるので、次のステップとしては求められる施設像や基本的な考え方を整理し、厳しい財政状況を踏まえて検討していく必要があるというような問題意識を持って終わったところである。そうしたところ、ご案内のとおり令和元年春頃からコロナウイルス感染症が発生したということで、おおむね2年間市民対応ができなかったところである。その間、庁内的な検討を進めてきたというのを下に書かせていただいているところである。

続いて、右側に行っていただくと令和4年7月からということで、そのような厳しい状況の中で、市民の思いをどうやって形づけるのかを市民の皆さんと一緒に共同して考えていこうということで、共同検討会という名のもと、市民の方との対話ということで検討会をさせていただいたので、今日はそれを報告させていただくところである。

そこにおいては、その真ん中あたり、市の基本的な考え方を示させていただいたということで、①から④の中の4番目、市の基本的な考え方としては、面積・コストの縮減を目指す必要がある、より多くの人々が利用できる施設としたい、使い続けられる持続可能な施設としたい、行政だけでなく様々な主体が関わる運営体制も検討したいというような市の考え方を示しながら、市民の皆さんの思いをどうやって実現していくのかということで共同検討会をさせていただいたところである。

それを踏まえて、下のところ今回共同検討会とともに地域の多くの方に知っていただいご意見をいただきたいということでオープンハウスを開催させていただいたところである。令和5年度については、今後は所管を交えて具体的な検討のステップのほうに進んでいきたいという流れを書かせていただいたところである。

その後、これは割愛させていただくが、パネルとしては、次の多摩市と豊ヶ丘複合施設の現状をパネル2でお示しした。

その次がパネル3で、この施設をどうしたらいいのかという将来の施設像・空間と機能を整理をさせていただいた。

次はパネルの4、ハードの整理で、それを具体的にどうしていくのかといったときに、大規模改修と建て替えの2つをお示してご意見をいただいたというところがパネルの4-1である。その後がパネルの4-2で、具体的な大規模修繕と建て替えについての平面図はこのようなイメージになるということをつくらせていただいて、ご意見をいただいたところである。

あとパネルの4-3が建て替えの試算イメージである。

パネル5が、その検討会で出された主なご意見を少しわかりやすい形でまとめさせていただいたものである。

パネル6はフリースペースがやはり求められているのかということで市内のフリースペースの状況についてご案内をさせていただいたところである。そのようなパネルをつくってオープンハウスをさせていただいたところである。

オープンハウスの状況については、協議会7の一番初めのA4判横の資料をご覧いただきたいと思う。表題のところ、先ほどの①と②のところの実施報告ということで、2枚目開けていただくと、これまでの取り組みということで、平成25年11月の行動プログラムの策定以降を書かせていただいているが、本日報告させていただくのは、この四角のところの令和4年度の取り組みについてである。

2-1、豊ヶ丘複合施設整備方針共同検討会ということで、概要としては、市民ワークショップなどで集めた多くの市民意見をベースに、市の考え方を踏まえ、施設整備の方向性や施設の機能などについて、これまでのワークショップ参加者に新たな参加者を加え、具体的な整備方針を検討する共同検討会を令和4年7月から令和元年2月まで5回開催した。その結果としては、整備方針案を共同検討会を通じて検討させていただいて、市の基本的な考え方を踏まえ将来に向けた施設像や必要な機能について整理するとともに施設整備の方法については改修、建て替えの両論を併記し議論を行った。より多くの方に知っていただきご意見をいただきたいということで(3)のオープンハウスの実施ということで、共同検討会の議論を踏まえ、これまでの経緯や整備方針(案)について幅広く地域の方にお知らせするとともに、さらに意見を聞くために開催したものである。

次のページが、2-2、共同検討会各回のまとめで、日時や参加者、検討の内容を書かせていただいたということで、参加者数は真ん中のおりである。登録者数は41名であった。

3-1、オープンハウスというところをご覧いただきたいと思う。共同検討会にて市民とともに検討してきた豊ヶ丘複合施設の整備方針（案）やこれまでの経過について、検討会参加者だけではなく地域の方に広くお知らせし、意見を伺うために実施したものである。当日は東京都立大学の饗庭研究室のスタッフとともに、オープンハウスを見に来られた方や通りがかった方に声をかけ、パネルや資料を配布しながら説明を行わせていただいて将来の施設像や施設の整備方法などについて、これまで豊ヶ丘複合施設のことを知らなかった方も含めてご意見を伺った。日時としては3月29日、3月30日、4月1日、4月2日の10時から15時までということで豊ヶ丘図書館前の歩道でさせていただいたところである。3番目の来場者・意見数としては、196名の方に来ていただいたということで、そのうちの89名の方に意見を伺ったところである。その内訳は、この下の表に書いているとおりである。また、そのときにご意見を聞けなかった方も、ロゴフォーム・メールで開催日以降に意見をいただいたものもあった。

次は、3-2、オープンハウス、(4) 具体的な聞き取り内容と意見の傾向としては、質問1、施設の将来像については、子どもや高齢者など多世代が集まれる複合施設を望む声が聞かれた。質問2、施設に必要な空間と機能については、貸室、子ども・高齢者の居場所、図書館、飲食のできるフリースペースを求める声が聞かれた。質問3、施設の整備方法については、改修・建て替えについて、入り口を1つに、コストを踏まえて検討を、可変性を備えた施設とすることなどは複数意見があった。質問4、その他ということで、多世代の交流を求める声がある反面、高齢世代、子育て世代双方から子ども専用スペースが必要とのご意見があった。

(5) 施設の整備方法について、改修と建て替えについてお聞きした。ここの円グラフのとおりであるが、下の米印の2番目のところ、聞き取り及びアンケートの回答の中で建て替えや改修に触れた意見が出されたものをカウントしたということで、具体的に建て替えや改修に言及していない

発言のものは意見なし・不明としてカウントさせていただいた結果、建て替えが37%、条件付建て替えが7%、合わせて44%、改修12%、どちらでもよい3%、意見なし・不明分41%というような状況であった。

3-3がオープンハウス、(6)意見の概要で、様々なご意見をいただいたということで、できるだけ多くの方に見ていただきたく、議員にもご紹介したいということで、ここに詳しく載せさせていただいたところである。

次が、4、今後の進め方、(1)今後の流れということで、共同検討会やオープンハウス等これまでの取り組みを踏まえた整備方針案の取りまとめをし、地域説明会を踏まえながら決定していきたい。(2)行動プログラム上の現在の位置づけとしては、この表にあるとおり令和5年度中に対話・検討しながら方針を決定していきたいというところである。

少し長くなってしまったが、豊ヶ丘複合施設 検討の進捗についての報告については以上である。

小林委員長 説明は終わった。質疑はあるか。

遠藤委員 ご説明いただいて、もう何年か関わってきてくださっている共同検討会は、参加者が多いときは27名、少ないときは17名というのであるが、この方々の顔ぶれが固定されているのではないかという危惧があるが、その辺、年齢構成等について伺えるか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 今手元に年齢構成等の詳しいデータがないが、この経過の中で、今、委員が言われたように長年ということで、廃止からそこを存続するというような市民の方のお集まりがあり、そこと市が共催して市民ミーティングをした時代もある。その後によくの人に知っていただくということで先ほどの令和元年から市民ワークショップの参加者プラス、残念ながらコロナで2年間立ち止まってしまったということでその流れが途切れてしまったというデメリットがあった。それ以降、また広報やいろいろな方を通じてお声もかけさせていただいたところ、それまで参加していただいた方プラス今人数がすぐに出ないが、新しい方にも入っていただいた中で41名であったが、実際いろいろなご都合で参加者数は2-2で示した形となっている。全体の傾向としては、過去の経過からいくとやはり高齢の方が多いような状況である。

遠藤委員 高齢の方が多ということで、高齢の方というか豊ヶ丘図書館を存続する会の人たちは、現状の建物と同じものを造れと言われていたと思うが、その辺の考え方は今回2つ、平屋等いろいろ変わってきているが、あの皆さんと言うと失礼であるが、当時の方々のご意見・お考えは、今示してもらった原案のように収れんしてきたという感じでよろしいか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 確かに陳情が採択された経過からいくと、今の図書館を大切に思って使っているので残してほしいというようなご意見もあった。今日の資料でも示させていただいた中で、例えば最初のA4判横の資料の5ページ目で、建て替えと大規模修繕の平面図というような形の資料を載せさせていただいて、メリットやデメリットというところも書かせていただいている中では、市民の皆さんが出された意見を実現するため、一方で厳しい財政状況を考慮したときにどうしたらいいだろうかということで、市でも改修案と建て替え案を出させていただいた中では、それぞれメリット、デメリット、いろいろなご意見を出していただいて議論ができたというところもある。

あと、先ほど検討会での主なご意見ということでパネル5を最後に出させていただいたが、そこでは高齢者、運営、改修、建て替えというように様々な意見をいただいたので、そうした中では、現状の施設を大切にしたいという方、一方、状況を見て、未来を見据えて、地域を見据えていろいろ考えていかなければいけないというようなご意見を検討会でもいただいたし、オープンハウスの中でもいただいたと認識しているところである。

遠藤委員 今この現施設をベースにして建て替えたイメージを拝見しているが、コミュニティ貸し館、児童館、図書館、所管でいうと教育委員会やくらしと文化部、いろいろな部門にまたがると思うが、庁内のいろいろな部門にまたがって入り口がアセットということなのだろうが、庁内的にはどのようなご意見が建て替えイメージとしては出ているのか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 これまでの経過の中の2ページ目のところで令和2年12月から庁内的な検討というところも少し書かせていただいた。ワークショップを市民の方とやっていったときに、今言われたような担当の所管課の職員もワークショップに参加したことがあったが、庁内的に情報

の共有が必要だろうということで庁内の検討も令和2年12月のところで、コロナウイルス感染症発生の中であったが共有をさせていただいたところである。また、市民の対話と並行しながら庁内的な関係の部長や課長とも意見交換をさせていただいて何らかの機能を残すという方針が決定されている中で、市民意見を踏まえながらどのように未来志向、地域志向を踏まえてやっていこうかというところは認識が共有されているような状況である。

遠藤委員           もう一回確認するが、全員の合意は無理にしても、住民、また庁内であらかたの合意は練れてきているという認識か。

榎本行政サービス・アセット担当部長   その合意というところがなかなか難しいところで、多くの課題で様々なご意見がある。共同検討会にこの中の委員にも来ていただいた中では、いろいろな厳しいご意見や様々な意見があった。その中では、対話と熟議ということで、様々な意見をいただきながらこのような方向であるということで、今回の資料についてはまとめさせていただいたところである。ただ、その中でまたこれに対しても様々な意見があるというのが実情であるし、今庁内でも関係のところと調整させていただきながら整備方針案等をまとめて、また地域の方にもご説明をしながら固めていきたいというような状況である。

いぢち委員           検討会終了後のスケジュールであるが、あまりはっきりとは書かれていない。日時というか、どのぐらいの時期かということである。これ最終的にはどこがゴールで、いつまでにこの方針決定をして、改修あるいは建て替えに着工するのかというのを今どのようにお考えか。

榎本行政サービス・アセット担当部長   令和5年度・今年度に整備方針（案）を固めて地域への説明会をさせていただき、議会にも説明させていただいて決定していきたいという方向、スケジュールで進めさせていただいているところである。本日、6月議会の貴重なお時間をいただいて令和4年度のオープンハウスと共同検討会について報告をさせていただいている。庁内でも今協議・調整をさせていただいているところであるので、それがまとまったら改めてその整備方針（案）を議員の皆さんにもお示ししてご意見をいただいて、市民の方にもお示ししてご意見をいただいて固めていくというよう

なステップを踏んでいくことを今考えている。

いぢち委員 お伺いしたいのは、具体的の方針案をいつまでに固め、いつ着工し、いつ完成を目指すのか、逆の言い方をすると豊ヶ丘福祉館も永遠に延ばせないわけである。建物の老朽化、狭隘化、いろいろな問題があるのでここまでするには完成しなければいけないという青写真を今どのようにお考えか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 言われるとおり、豊ヶ丘複合施設は老朽化も結構進んでいるので、そういう意味では近々の課題だと認識している。そうした中では行動プログラムの各論の修正を毎年度させていただいてお示ししているが、その中では令和5年度中には何とかその整備方針（案）を固めて次のステップに、建て替えなのか大規模修繕なのかはあるが、次の計画づくりなり設計に進めていきたいと考えているところである。

いぢち委員 もう1回伺うが、それをいつまでにやるというのはまだ決まっていないということではよろしいか。何年何月までにはこれをやり遂げなければならないという意味での青写真は今どのようなになっているかという質問である。

榎本行政サービス・アセット担当部長 建て替えになるのか大規模修繕になるかというところがあるが、工事自体の期間としては設計を含めて3年ぐらい必要だろうというのがまずある。建て替えの場合にはいきなり設計というものもなかなか厳しいので、計画づくりの期間も必要だろうと思う。

今回は整備方針であるので、簡単に言うところいう方向性でという基本構想的なイメージ、方向性を固めれば、次は、もしも建て替えの場合には具体的な計画を踏まえて設計に進んでいくということである。令和5年度中に何とか基本的な方向性を定めた整備方針案を固めるということで、今日は議会の皆さんに昨年度の状況報告をさせていただいたので、例えば次の9月にはその整備方針案のようなものをお示しできればお示ししてご意見をいただき、その後秋頃に固めていくようなスケジュールもあろうかと思う。

ただ、定例会のスケジュールとそれが合うかどうかということもある。いずれにしても、そういうステップを踏んで今年度中に基本的な方向性を定めた整備方針案を固めて、次の具体的な計画づくりによって設計に進めていって、何とかその大規模修繕なり建て替え工事を進めていきたいとい

うようなスケジュールで考えている。

いぢち委員 どうしてもお答えいただけないのもう一回言うが、いつがゴールなのかと先ほどから伺っている。それを今言えないというのであればそれで結構であるが、言えない理由も知りたいと思う。お認めいただいたように老朽化もあり、いつかはやらなければいけない。そのゴールに向かってどういう組み立てで考えているのかを私は先ほどから伺っている。整備方針だけではない。いつまでに着工していつまでに完成しなければいけないのかということ伺っているの、それに対する市のお考えをもう一回だけ伺う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 いつまでにというのを明確にというご質問だと思うが、今不確定要素がある中でのご答弁をさせていただいたところである。整備方針（案）についてもまだお示しできていない状況の中で、それをまず固めていかなければいけないし、議員の皆さんにもご説明をしてご意見をいただかなければいけないし、市民の方にもお示しするようなところで一定の時間が必要だろう。そこで建て替えと大規模修繕によっても計画づくりの一定の期間の取り方に差が出てくることもお話しさせていただいた。

例えば大規模修繕の場合、基本設計、実施設計、工事で先ほども3年ぐらい、建て替えについても建物を撤去して造るのに大体そのぐらいはかかるだろうということで、そのような不確定要素があったのでこういうステップを踏んでこのぐらいの期間がかかるだろうということを今日お示しさせていただいた。スパッとこの時点でこうだということ、今申し上げたようなご説明をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思う。

いぢち委員 曖昧なことを言えないというのはわかるが、それこそこれはコロナ禍で2年間も引っ張っている。本当に無限に時間があるわけではないので、ある意味ここまではしなければいけないという見取図まで示して市民との間で話し合いをしていったほうがいいのではないかとちょっと思っているし、工事期間には、特に建て替えになると3年は必要であることはわかった。

あと、市民の合意形成の場としてもこの豊ヶ丘複合施設の検討会に私は

非常に注目して経緯をずっと見守っているが、その中で課題が見えてきていると思う。これから先、豊ヶ丘以外に幾つもこうした同じような取り組みをして市民と合意形成しながら建て替えるのか改修するのかを定めていかなければならないものがたくさんある。そのためのというか、その一番の先駆けとしてこの豊ヶ丘複合施設をやっていくときに私が一つ言いたいのは、市民との合意形成をするときに、今本当に一生懸命丁寧に進めてくださっているのを全て私は見てきた。市の努力は本当に理解しているつもりである。

その上で申し上げるが、どうしても市民対市になり、それぞれの市民が、私はAでお願いしたい、私はBがいいというような意見のぶつけ合いに結局終始しているなというのが、私はこの間一番もったいないなと思っている。それは市民の側の意識という問題もあるので非常に難しいと思うが、例えば図書館を残したいのか、お風呂が必要なのか、この面積はどれぐらいなのかということ市民の皆さんの間で、これも市民全員ではないから集まった人たちの間でやることなのかと言われると厳しいが、ただ、少なくとも検討会という枠組みつくって、市がどうであるかと言って、来てもらった人の間で話し合うので、その場の中でもある程度の意見の統一をして、つまり一人ひとりが市に直訴するのではなくてという形に何とか持って行ってもらいたい。

今、豊ヶ丘複合施設に関してはある意味非常に煮詰まってきているから今からは難しいのかもしれないが、正直こうした市民と合意形成をするという、日本全国を見てもなかなかない自治体の取り組みを多摩市は非常に頑張ってくれているので、そういった意味で、この豊ヶ丘複合施設を題材にして今やっていることを、今後地域委員会構想なり、今は地域競争に切り替わっていつているようであるが、今後のまちづくり、今後の市民協働という意味で、今非常に重大な取り組みをなさっていると思うので、その点についてお考えを伺って終わりにしたいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長　まずコロナ禍の2年間はやむを得ず止まったということで、まずそこはご理解いただきたいと思う。ああすればよかったというのは今となっては言えるが、あのときはコロナ禍でお亡くなりになる

人がいる状況で、対面で市民対話をやることは大変厳しかったということで立ち止まらざるを得なかった2年間であった。そうは言ってもということで昨年度はウイズコロナの中で工夫しながらさせていただいたというところをご理解をいただきたいと思う。

老朽化の状況であるから速やかに進めていきたいということで、コロナ禍発生の前にはオープンハウスをさせていただいたし、その後の予定もさせていただいたが止まらざるを得なかったというところはぜひともご理解を賜りたいというところが1点である。

2点目のまさしくこういう形で一回廃止したものを陳情採択されたということで、行動プログラムの中で施設のあり方について市民の方と話し合いをしながら進めていこうという、その進め方なりやり方というのはまさしく前例もないし、我々もその辺は工夫をしながら、市民と対話をしながら、どのような形がよいのかというところがある。

そうした中では、いち委員にも共同検討会なりに多く足を運んでいただいたところで、状況はご案内のとおりであるが、東京都立大学の饗庭研究室の饗庭先生にもご尽力いただいて、市民ワークショップの前の存続の会の人との共催の市民ミーティングのときから入っていただいて、対立構造ではなく一緒に話し合いをしながら、では、どうしていこうというところの雰囲気づくり、対話の仕方、ワークショップでグループに分かれたり、多くの方に集まっていたが声の大きい方に圧倒されて来てもなかなか発言できないという方も実際おられるし、そういうところもご覧いただいたと思う。そうしたときにどうやって意見を出していただくかという工夫の中では、2つのグループに分かれ、そこでポストイットとペンを用意して、それを書いていただいて貼っていただくことによって、大勢の人の中でなかなか発言ができない形でも丁寧に意見を拾うような工夫をさせていただいた。会場も、教室形式で対立ではなく、なるべく一緒にということでも円形のような配置にするなどの工夫をさせていただいている。

その一方で、ご案内のとおり皆さん集まる中では自分の意見を言いたいというところもある。ただ、熟議と対話ということであれば、自分の意見を言いつつ、他人の方の意見にも耳を傾けながら、自分と共通理解できる

ところと違うところ、では、違うところはどのようにすれば合意形成ができるのかというのを限られた時間の中で、参加された市民の方の知恵をいただきながら、我々も工夫しながら、饗庭研究室とも協力しながらさせていただいたところである。そうした中では、もう少しこうすればよかったというところもあれば、ここはうまくいったというようなところも試行錯誤させていただきながら、私も現場には常に参加して、厳しい意見もいただきながら、一方では市はよくやっているという意見をいただきながら、合意形成を何とか目指してきたという形で、本日ご報告をさせていただいた。

合意できているのかというご意見が先ほどあったが、そこまではなかなか難しいところがあるが、方向性としてはこのようなところについて忌憚のないご意見をいただいて、オープンハウスの中でも、この円グラフで書かせていただいたような方向性について、大体見えるような形でまとめさせていただいたところである。まさしくこういうところの積み上げが市の目指す市民との協働のまちづくりの実現にどれだけ寄与できるのか、実現に向けて進めていくことに寄与できるような形に持っていけないと市のまちづくりとして掲げているビジョンや課題解決にはつながっていかないので、これを何とか前に進めることによって市のまちづくりを進めることにも貢献するような流れにしていかないといけないという認識で取り組んでいる。

岩永委員 大体流れを含めて、私は現場には直接行っていないので下手なことが言えないというか、皆さんもご努力をされているということはあるが、先ほどから市民との合意と言われているが、その市民というのは、どの市民のことを言われているのかをまず伺いたいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 市民との合意の市民とは誰ということだと思うが、そこに参加されている方だけという認識ではない。当然いろいろ様々な市民の方、地域の市民の方という意味で市民の方の意見をいただいて方向性を決めていきたいということであるので、共同検討会、ワークショップ、オープンハウス、様々な形でいただいた市民もそうであるし、なかなか参加できないような方についても、多くの市民の方のご意見をいただいて方

向性が決められるようにと考えて取り組んでいるところである。

岩永委員

いろいろ取り組んできたということであるが、その参加をしていない市民の方にはオープンハウスがあるが、オープンハウスも私チラッとやったが、それほどたくさんの方が来ているようには見えなかったが、その参加されていない市民との合意形成には、ほかにはどのような感じで取り組まれてきたのか。

榎本行政サービス・アセット担当部長

例えばワークショップにしても共同検討会にしても回を重ねるといったところでの継続性もあるので、全てに出られない、なかなか難しいというところもあったので、担当職員や係長が例えば児童館のお母さん方が集まっているところに足を運んでお話を聞く、あと児童館の協力をいただいて貝取、豊ヶ丘の小学校、青陵中学校の保護者の方にアンケート調査をさせていただいてご意見をいただくというように、待っているだけではなくこちらの職員が足を運んでご意見をいただいたようなことも含めて様々工夫をさせていただきながら意見の聴取に努めさせていただいたところである。

岩永委員

前例がないやり方でこれまで進めてきたということで、そのことは一定そうなのだろうと思うし、また、これからのことにもつながるのでお話をしておきたいと思うが、ワークショップというのは本当に個人が自由に意見を出せる場として非常に有効であると思うし、それでもワークショップを開いてもなかなか思うように人が集まらないということも含めて、皆さんも無作為抽出で人を選ばれて、それで総合計画の構想などでも市民の皆さんに声をかけて、そこで集まってきてくれた人にとということで、人を集める工夫をされているのではないかと思う。確かに今お話をいただいたように、いろいろなところにアンケートに行ったりお話をしに行ったりということがあるかもしれないが、そのときに全ての場で同じような前提条件を示したのかが問題である。

例えば改修案と建て替え案があり、資産のイメージのようなものを全ての場できちんと同じように話をして、そこで意見をもらっていたのかどうか非常に問われると思うし、ワークショップと検討会は何がどう違うのか、ワークショップに出るときは自由闊達に意見を言ってそれはよいと思

うが、この検討会に行ったときには、その検討会に参加している人はワークショップに参加するのとは違ってどういう立ち位置でその場で議論しなくてはいけなかったのか、そういうことが問われると思う。例えば本当にこの地域のものであるということからいうと、各地域の自治会・管理組合があるわけであるから、そういうところに回ってきちんとそういう人たちに出ていただいて意見をもらったのかということがまさに今後問われていくと思う。

別に、私は行政・官製でそういう市民の参加をすることだけが道ではないと思うが、自治会や管理組合という肩書を背負って出るというのは、個人で出るのとはまた違う役割があり、まさにそういう人たち全体で話し合っていかなければ本当の解は見つからないのではないかと思う。だから、その辺をこれからどのようにやっていくのか。結局検討会の中では建て替えにするのか改修にするのかなかなか結論が出ずとなっているときに、先ほどのいち委員の話ではないが、では、いつまでに誰が責任を持って、どの責任のもとで、役割のもとでこれの方針案について決めるのかという話になっていくと思う。

そのときに、本当に今までワークショップにも参加し、検討会にも参加しという熱心な方々もおられて、その方々にももちろん方針を聞いていただくことが必要であると思うが、だが、その施設というのは地域施設でもありながら、全市にも目を向けて財政的なことも含めて考えていかなければいけないというときに、議会などはそういう視点でものを考えているし、行政もやはり同じだと思う。その辺でどのように折り合いをつけていくのかということで市民の皆さんにも議論していただく必要があるのではないかと思っているが、今後この議論を進めていくときに、その検討会に参加をされた方だけにしかお返しをしないで一緒に方針を決めていくのか、それとも、そうではなくてもっと違う視点を持ってその地域のことについて真剣に考えている皆さんにも加わってもらおうとされようとしているのか。例えば何らかの機能を残さないといけないときに、そこに本当にその建物がないと機能が残らないのか、例えば商店街等ほかにも集会所があるとしたら、そのようなほかの施設を活用することによってその機能を実現する

ことができるのか等、もっといろいろなやり方があると思う。

そういうところの可能性も含めてこれからきちんと最終的な方針としてつくっていくのかどうか非常に問われていくと私は思っているが、お考えを伺いたいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 まさしく説明をするときに、例えば共同検討会などでも過去の経過はわからないという方もいたので、過去の経過を知っている方もいたのであるが、過去の経過についてこういうことであるということも丁寧に説明させていただくような機会があった。あと地域で管理組合・自治会というところがあった。

あと、あそこの豊ヶ丘は青陵中学校という意味では貝取と同じ学区でもあったので、貝取と豊ヶ丘の地域福祉推進委員会という集まりがあったので、オープンハウスをするときにはそこに職員が行って、こういうこともやるというようなご紹介をさせていただいた。

また、先日もオープンハウスはこういう状況であったというようなところも、限られた時間ではあったが、そういう報告もさせていただいたということで、できる限り多くの方に同じような情報提供ができるような工夫をさせていただいている。両論併記という形でご意見をいただいた中では、いろいろ様々な意見を聞いた中で市の判断としてどこかで決めさせていただいて、それに対して地域の方々にもまた説明をしてご意見をいただくようなステップを踏んでいくのだらうということで、地域説明会も想定しているというようなお話を今させていただいたところである。

また、今、委員からあった、私の答弁の中であったが、箱物があるのは目的ではなく、そこで何をするかというようなところでのあるべき姿を、将来を見据えて考えなければいけないところがある。そういった意味では、今回この施設はどのような施設で何をするのか、そのためにはどのような規模が必要なのかという一定の目安感を出させていただいて議論をいただいたところであるので、これをもとに市で一定の判断をさせていただいた中で進めさせていただきたいと考えているところである。

岩永委員

私は、非常に残念なことであるが、施設を新しくつくって維持していく、そこには残念ながら市民の方に利用料も含めて負担をしていただく時代に

入らざるを得ないと思っている。もちろん、ただが一番よいわけであるが。

だから、そういうことも含めてきちんと議論していかないと、公共施設が今までと同じように当たり前利用できる時代ではなくなっているということを前提にしながら、では、どういう施設にしていくのかということを考えていかないと、大ぶろしきを広げられないし、ない袖は振れないしというのが現実で、それとともに本当にここの地域にこれだけの機能でよいのかということも含めて問うていかななくてはいけない。それこそがまさに政策だと思っていて、高齢化が進んでいるということがあれば、今この市民の皆さんの中には出てきてないような、高齢者を支援するために必要な機能をこうした施設に入れていくということもあると思うし、その辺りをもっときちんと議論していかなければ、ただ単に今まで公共施設のプログラムの中で、いや、地域の施設がなくなったら困る、図書館がなくなったら困る、児童館がなくなったら困るということで陳情が出てきたその延長線上に、今議論のベースがずっとそこからつながっているといえつつつながっているが、でも、それは本当平成25年とか28年度からということからすると、ここがオープンするまでには随分時間がかかるということを含めて、やはりもっとこう考えていかなければ、私はだめなのではないかと思っているが、その点については、これからどのように地域の皆さんと議論していこうと考えているのか伺ってから終わりにしたいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 例え共同検討会の中でも、今お風呂の利用者からはお風呂を残してほしいというご意見もあったが、一方では、昔と状況も変わっているのでどうなのかというようなご意見も出されたところであるので、共同検討会の中の1例であるが、まさしくそういう視点での市民の意見をいただいて意見交換をさせていただいたところである。

また、今、委員が言われたとおり、そもそもが行動プログラムの廃止から始まっているところで、先ほどの市民に対しということで市に対しての不信感のようなところで対立的な構造から始まってきているところもあるが、長年の積み重ねの中でその辺も少しずつ対話ができるような状況に進んで来ている。

あと、本日の資料の中でも、施設に必要な空間機能の新たな機能という

ところでも地域の相談事が横断的につながるといふ表現にさせていただいているが、ワークショップの中ではコンシェルジュという市民の方の言葉があったが、地域の身近な施設としては福祉的な相談等についても受け止めてもらえるような機能も欲しいというところで、あくまでもスタートは行動プログラムでの図書館、児童館、地区市民ホール云々を廃止というところであったが、何かしらの機能を残すということで市民と話し合いながら新しい施設を造るといった中では、そのような新たな機能についてのご意見をいただきながら、それを丁寧に拾って形にしながら、どこまでできるかということもある。財政状況の話もあるので、この建て替えや大規模修繕の中では、その施設規模を精査させていただきながら話し合いを進めさせていただいているということで、そういう将来を見据えて、地域を見据えて施設を何とかしていこう、前に進めていこうというような考え方で進めているところである。

### 三階委員

同じような話であるが、私も全部は出てないが何回か共同検討会に出た中では、対立ではないがかなり厳しい意見ばかりでなかなか進まないと思っていてもいた。それで、私の知り合いなどにも出てもらうということで入っていったが、あの雰囲気はもう嫌だということで出てしまったということもある。

先ほど岩永委員からもあったが、もう少し広く自治会や管理組合、青少年問題協議会等いろいろあるが、本当はそういう方たちも入ってきているいろんな意見を出し合っていたほうがおそらく偏らないかと思う。いかにせん関心が低い。あまり関心がない。それが非常にポイントかと思っている。そこら辺で例えばチラシ1枚ポツと入って、何をやっているのかよくわからないという部分があると思う。このような施設に生まれ変わるのであるというような前向きな意見、前向きな方向性、そのような広報という部分について、もう少し前向きに捉えた発信の仕方が必要なのではないかと思うが、今後の考えや今の状況等を教えていただきたいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 たしか3月議会のときにご質問をいただいて、その辺の周知をどうするかというようなご指摘をいただいたことがある。まさしく地域の青少年問題協議会、管理組合、様々な方にもっとお知らせを

というご提案・ご意見をいただいたところである。そうした中でここまで進めてきたというところであるので、多くの方に知っていただいて、ご意見をいただいて、ぜひともその周知の仕方も、今ご意見いただいたようなことを含めて考えて、多くの方に関心を持っていただいて、地域の施設を残すのだという方向でこれまで来た経緯もあるので、そのような工夫を重ねてご意見いただきながら何とか進めていきたい、周知についても工夫していきたいと考えている。

三階委員

ぜひともそうしていただければありがたいなと思っている。私などは、逆にほかのマイナスのイメージが伝わっていると感じるが、ちょうど4日前、施設の裏に住んでいる団地の方から連絡があり、あの施設、図書館がなくなってしまうのかと言われた。いやいや、そのような話ではないといろいろ話してようやく伝わったというところも実際にある。どちらかとマイナスのイメージが広がっているのかと思う。できたらもう少し前向きなイメージ、皆さんとともにこのような施設、新しい施設に変えたいと思っているのでご意見をぜひともいただきたいということで、そのような形で呼びかけるような、本当にこの施設が生まれ変わって、このように便利になると市民に答えられるような、そのような起点になるのだというようなことも含めてしっかり周知し、もちろん関心を高めるようなことをぜひともやっていただければありがたいと思う。

小林委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項8、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定について、市側の説明を求める。

榎本行政サービス・アセット担当部長 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定について報告をさせていただく。資料をご覧いただきたいと思う。協議会8番である。

改正の概要としては、行政財産の使用料の別表1から3の中に多摩東公園及び武道館利用者の安全性・快適性・利便性の向上のため、多摩東公園内の多摩市立武道館2階のロビーにおいて、衛生用品、日用品、食料品な

どの販売を行う簡易的な販売コーナーを設置したいということに伴い、条例別表第1に新たな料金区分を追加するものである。

改正内容としては、武道館販売コーナー、1平米当たり月額1,000円というところである。

3番、販売コーナー設置の背景としては、武道館周辺にはコンビニや飲食店がなく、利用者から飲食物などを中心とした販売を要望する意見が以前からあり、課題ということで認識していたところである。販売コーナー設置は指定管理者公募時の事業者提案であるし、運営は武道館等を管理運営する指定管理者の自主事業であるので、そのような背景から、条例改正をして物品販売コーナーを設置したいということである。

4番目、今後の予定としては、6月、本日常任委員会に改正予定を報告させていただき、次回の9月議会において議案の上程、議決をさせていただいて、10月から販売を開始していく予定である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項9、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

榎本行政サービス・アセット担当部長 資料が2点ある。1点目のこれまでの経過が書いてある資料をまず開けていただきたいと思う。

1ページ目をご覧いただきたいと思うが、1ページ目についてはこれまでの経緯について記載させていただいているので、割愛をさせていただきたいと思う。

2ページ目のところをご覧いただきたいと思う。2ページ目の2番の現在の状況等についてである。日本医科大学から提出された協議再開依頼文書を踏まえ、市のこれまでの取り組み、現時点の7つの要望に対する検討状況や今後の進め方について、令和5年3月30日付で日本医科大学に文書を提出した。その文書の内容についてご説明をさせていただく。もう一つの資料を開けていただきたいと思う。

次の協議会9の資料を開けていただくと、令和5年3月30日付で多摩

市から日本医科大学に出させていただいている資料を載せさせていただいている。3ページ目の中段、(1)のところをご覧いただきたいと思う。

(1)は、本市の財政支援については、令和2年11月30日付文書による7つの要望事項が正式な要望事項であると本市は認識していることを前提としている。多摩永山病院の移転・建て替え事業に対し、諸条件を考慮の上、できる限りの支援を検討していく所存であるが、必ずしも他の自治体が行った誘致に伴う支援と同様の支援を本市で行うことができないことについてご理解をいただくようお願いしているところである。また、財政支援の実施に際しては市議会の議決が必要な旨を記載しており、必要な情報提供など法人の協力が必要不可欠であることをお伝えしている。

次のページの中段から少し上になる(2)からは、各要望事項に対する見解を記載しているところである。2ページ目の中段あたりのところにある。①の2026年度の新病院開設を努力目標とし、最速のスケジュールに沿った諸調査・工事等の実施及び協力についての要望である。本市としても新病院の移転・建て替えの早期実現を望んでいるため、最新の計画及びスケジュールをご検討の上、協議をいただけるようお願いしている。

次に、②及び③新病院の建設に滞りなく着工するための旧多摩ニュータウン事業本部跡地に係る一切の造成・平坦な土地への整備等の負担及び旧ニュータウン事業本部跡地の無償貸与については、必要な予算を市議会に提案することを念頭に検討を進めるため、令和8年度の病院工事着手に向けた最新の計画をお示しいただくなどの協力をお願いしている。

次に、5ページの④新病院の建設に当たり、建設費に対する財政的な支援についてである。人口14万人の本市においては、造成擁壁工事の支援のみでも相当な負担であり、加えて建設費を支援することは困難であることをお伝えした上で、国や東京都の補助制度を活用いただくなどの他の方法をご検討いただくようお願いしている。

次に、⑤旧多摩ニュータウン事業本部跡地の約50%が斜面地であり、駐車場整備が困難であるため、隔地駐車場確保に関する支援及び協力についてである。隔地駐車場については、これまでも精力的に協力しており、制度適用の可能性のある候補地を市よりご紹介したところであるが、法人

より、当該候補地は希望に沿わないとの回答をいただいております、他の候補物件は存在しないことから、これ以上の支援は困難である旨をお伝えしている。

次に、⑥である。永山駅から新病院の患者動線整備、また公共交通機関の新病院敷地内への引き込みに関する支援及び協力である。バスの引き込みについては、関係機関との事前協議に協力してきたが、新病院敷地内へのバスの引込みは大変厳しい状況であり、現状では都道沿いへのミニバスルートの新設と停留所設置が現実的であること、また、都道からのエレベーター設置などのバリアフリー化についての検討に着手する旨をお伝えしている。

次に、⑦である。市民病院建設を一つの契機とし、現多摩永山病院跡地の利活用を含めた諏訪・永山まちづくり計画の着実な進展についてである。本市では令和元年に諏訪・永山まちづくり計画を作成し、2040年代のまちの将来像を示しており、同計画に掲げているリーディングプロジェクトの一つである永山駅周辺拠点の再構築に向けて日本医科大学を含めた周辺地権者による勉強会を実施していることから、引き続き勉強会に参加いただき、協議を継続していただくことが重要であると考えている旨をお伝えしている。

最後のページの大きな4番である。今後の進め方については、最新の新病院建設計画及び開発スケジュールの提示をお願いするとともに、市議会、市民への説明にご協力いただくようお願いをしている。また、双方において合意できた事項については段階的に文書を取り交わし、最終的に協定書を締結することを検討したく、引き続き協議を進めていくことをお願いしている。

以上が3月30日に日本医科大学側に提出した文書の内容になる。なお、この文書については、当日市長が千駄木の本院に行き、理事長に直接手渡している状況である。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

経過は分かったが、その3月にこれを日本医科大学にお持ちしてから今までの間に何か交渉したのか、動きはあるのか。

本多保健医療政策担当部長 3月30日以降であるが、市長と日本医科大学の理事長とが二度にわたり協議を行っている。その中では、社会情勢として物価高騰や建設費の高騰に伴い、多摩市に対する再度の支援要請、建て替えに対する日本医科大学のスタンスについてやり取りをしている。多摩市としても、支援要請の検討をするにしても、どのような建物を建てるのかということが必要になるので、最新の基本計画、あとはスケジュールを示されないと検討ができないということを現在、協議しているところである。

岩永委員 協議が最終的に整わないようなことはないのかもしれないが、今後の物価高騰あるいは人口減少社会等いろいろなことを考えていくと、病院側でも今後自分たちの大学や大学病院をどうしていくのかという方向性についておそらく議論されているのではないかと思っているが、令和8年度の工事については速やかに方向性を明らかにしてもらいたいというお願いをしているとは思いますが、向こうからの返事がいつもらえるのかということについては明確ではないのか。そのことをまず確認したいと思う。

本多保健医療政策担当部長 今現在やり取りをしている中では、我々から向こうにお願いしている部分である。それについて7月には一定のご返事をいただきたいということで今やり取りをしている。あちらからのご返事を今待っているような部分が一つある。

岩永委員 7月にお返事が欲しいということで、どのようなお返事が返ってくるのかということもあるが、多摩市としてもきちんと判断をしていかなければいけないときもあるかと私は思っている。いつまでもいたずらに議論を延ばされて最終的にやはり移転するのはやめるようなことになった場合には、あの土地はなぜ買ったのか、あの土地を今後どのように活用するのかも含めて今度私たちも考えていかなければいけないかと思ったりするが、その辺りについては今市の中でどのように考えられているのか。

榎本行政サービス・アセット担当部長 市と学校法人日本医科大学の間における令和元年7月の確認書で、あそこの場所において新病院開設のための新たな用地ということを確認させていただいていると思う。我々としては、その確認書にのっとり、あの場所に新病院が建つという考え方に基づいて協議させていただいているし、一日も早く移転・建て替えということで協議を進めさ

せていただいているところである。もしも何か時間が空いてしまったというようなケースの場合には、駅の近くの貴重な市の財産の土地でもあるので、状況に応じて一定期間有効活用できるのか検討していくことも必要であると考えているところである。いずれにしても、地域の中核となる病院であるので、その建て替え事業が早く進むように努力を重ねているところである。

岩永委員

市民の皆さんからも日本医科大学多摩永山病院はどうなるのかについて心配の声が上がっている一方で、私などは、あの土地が自分の住んでいるところの近所であることも含めて、何をやっているのだということも言われる。あの土地を買って今どんどん更地になってくると見えてくると、結局どうするのか、どうなっているのかというところで、なかなか返事がたい状況にあるなと思っている。

日本医科大学多摩永山病院が来るつもりで私たちはUR都市機構と東永山の土地を交換し、片や東永山は更地になりマンションが建つ勢いで動いているのに、こちらの土地について市は何をやっているのだということで、最後蓋を開けたらやはり日本医科大学多摩永山病院は来られなかったということになったときに、本当に誰がどう責任を取るのかと私は考えてしまうところもある。きちんと何が課題でできないのかをまず明らかにしていただくことも必要なかと思っているが、市も再三再四、どのように建て替えるのかについてきちんと具体的な計画を出してほしい、そうでないと市議会にも説明ができないと言っているにもかかわらずすぐ出てこないというのは、どのようなご事情があるのか。

本多保健医療政策担当部長 再三にわたりやり取りしている中では、今後多摩市から多額の支援はなかなかできないということは、この3月30日付の文書でお知らせした。それを受けて、では、どのように資金を調達していくのかを今後日本医科大学側で検討されていくので、どういう規模の建物を造って

だけの資金が必要かを現在も検討されていると私どもは認識している。

いちち委員

2つ確認したい。まず一つは、市と病院側で交わした、先ほどご説明があった確認書であるが、これはどの程度の力があるものなのか。正直もしも移転・建て替えもなし、日本医科大学多摩永山病院が撤退となった暁に

は、私たちの側で買ってしまった土地は、それはそれとして全く何の補償もないということになってしまうのかという点の確認が一つ。

それから、お示しいただいた資料の5ページ、7つ目の要望として、現多摩永山病院跡地の利活用ということがさらっと書いてある。これについて私たちは何も聞いていないが、向こうから例えばこれを多摩市に売りたい、このようにしたいというのが何かあるのか。この2点確認したいと思う。

榎本行政サービス・アセット担当部長 確認書についてのご質問だったと思う。令和元年7月の時点で市と法人との間で確認書を取り交わしたところであるので、その時点での双方の組織としての考え方に基づいて取り交わしをさせていただいたので、法的拘束力があるということではないと思っている。

本多保健医療政策担当部長 2点目の5ページの⑦の7つ目の要望であるが、これは直接今現在交渉している中では、多摩市に現在の所有地を売却したいといった話はいただいている。

いぢち委員 2つ目に伺ったことについては特に何も無いということであるが、ただ、いやしくも法人が要望という形で言ってくるわけである。現多摩永山病院の利活用について何の考えもなしにこれを入れたとは思えないが、当然市民の皆さんも、移転・建て替えとなったら、あの土地は一等地であり、本当に一等地中の一等地をどうするのか、どうするのかと皆さん聞かれていると思う。関心の的である。これについて何らビジョンなくこのように言われているのか、だとしたら、私たちは、この7番目の質問に対してどういうスタンスで臨めばいいのか途方に暮れている。これについて現時点でお答えいただける範囲で伺えたらと思う。

内田ニュータウン再生担当課長 それでは、永山駅周辺の再構築というところで私からお答えをさせていただく。現在永山駅周辺の再構築については、諏訪・永山まちづくり計画に基づいて学校法人を含めて周辺地権者と2040年代の都市構想を抱くとともに、その実現に向けて勉強会を今開催している。

また、東京都と多摩市とで行政機関等で構成する諏訪・永山再生プロジェクト検討会議を令和4年度に立ち上げている。まず日本医科大学の建て替えが先行するというよりも、将来のビジョンをしっかりと見ながら研究

した中で病院の建て替えをしていきたいというご意向をいただいているので、現在の跡地の活用については、新病院建設と併せて法人と話し合いを進めていきたいと考えている。

したがって、単に建て替えということではなく、永山の病院を核としてまちづくりを進めていくということでこういった要望が来ていると一つ理解しているところである。

いぢち委員 これはもちろん日本医科大学側が言ってきたことであるので、これ以上皆さんにああだこうだと伺わないが、本当にこの意図するところが全くわからない中で、協力してほしいと言われて、何をどう協力していいのかわからない。そういったところも含めて今後の協議の中で日本医科大学側の意図を確かめながら、私たちにボールを投げ返していただきたいと思っている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項10、令和5年度シティセールス事業について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 それでは、私からご説明申し上げます。資料については、10番の資料をお開きいただければと思う。

令和5年度シティセールス事業についてであるが、1ページ目と2ページ目については、昨年6月の総務常任委員会でも同じ資料をお配りさせていただいているが、参考までに今回つけさせていただいた。具体的には3ページ目の令和5年度 基本展開というページをお開きいただきたいと思う。

令和5年度の事業展開であるが、多摩市シティブランドの理解・好意拡大と関心の喚起を進めていきたいところである。令和5年度は多摩市ブランドの構築期として、シティセールスの戦略ターゲットである、いわゆる20代から30代の子育て世代に向けて引き続きシティブランドを拡大して転入促進を図っていきたいところである。アフターコロナにおける最も大きな転入、いわゆる移住の機会は、よい子育て環境と言われている。こ

のミレニアル世代、いわゆる子育て世帯の魅力的なまちというテーマは、本年も継続して訴えていくところである。その下のところであるが、「くらしに、いつもNEWを。」のビジョンのもとに、多摩市の新しいランドスケープとなる聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりなどの取り組み、そして多摩センターにおいては、多摩市立中央図書館開館を中心とする多摩センター地区のリニューアル、この2つのエリアにフォーカスを当てて、そしてシティセールス、広報支援を展開していくことを基本的な取り組みとして進めているところである。

基本的な事業展開の中では、昨年も実施させていただいたが、本市のブランディング広告をターミナル駅でホームジャック展開することを今年度もやっていく予定である。その中で、本市の優れた都市機能と自然のバランスのとれたアフターコロナの理想的な子育て環境を新しいランドスケープとともに、憧れの生活シーンとして表現していきたいと考えている。特に先ほど申し上げた聖蹟桜ヶ丘北側のかわまちエリアの部分、そして多摩市立中央図書館など、新しい多摩市を象徴するランドスケープを新宿や都心のターミナル駅で大型交通広告で展開し、市外のターゲットに向けて、このようなすばらしいまちという理解・好意の拡大、そして転入意向の喚起につなげていきたいと考えている。また、この際には、表現の主演として子育て家族を使った中で行い、ターゲット層への訴求力を高めていきたいと考えている。このほか、各所管との連携を強化し、特に聖蹟かわまちづくりや先ほど申し上げた多摩センターの取り組みなど様々な取り組みをPRのチャンスと捉え、私どもシティセールス担当も、それぞれの事業の企画段階から参加して戦略的な広報支援、いわゆるプロモートを行うことでPR、露出の機会を拡大し、今年度取り組みを進めてまいりたいところである。

参考までに、最新の民間のランキング調査であるが、子育てしやすい自治体ランキングが出た。東京圏のエリアであるが、本市は昨年よりワンランクアップして11位。東京圏、いわゆる東京、神奈川、千葉、埼玉のエリアの中で私どもは11位。26市の中では私どもの前に国分寺市があり、23区は文京区が入っており、東京都内では3番目、東京エリアでは11

番目のランキングという状況である。昨年よりはランクアップしているので、引き続き、特に住んでいる市民の方々には高評価であるが、なかなか市外にそのよさが遡及できていないという点について、改めて展開をしていきたいところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

遠藤委員 ご説明に大変感銘を受けた。ランキングも上がっているということよかったです。「くらしに、いつもNEWを。」というこのキャッチコピーであるが、これは今コピーライトというか誰でも自由に使えるキャッチなのか。かつてのハローキティに会えるまち、あれはサンリオエンターテインメントというお相手があったが、このコピーはどのような位置づけなのかを伺う。

鈴木企画政策部長 著作権は私どもで有しているので、一応全てフリーというわけにはいかないが、事前に私どもにお話を頂戴できれば、使用は可能である。したがって、議員の皆様も名刺等に入れていただいて、ぜひ市外に、これから視察も解禁になっていくと伺っているので、ぜひ一緒にPRをしていただければ助かるので、よろしくお願ひしたいと思う。

岩永委員 シティセールスで駅に大きい広告を出すのも非常によいと思うが、私は、電車の中でプロモーションビデオが流れているのを非常にたくさんの人が見ているなと思っていて、ああいうところで、長なくてよいと思うが、例えば新しくできた図書館には子どもスペースがある、そういうものを流せないかと思ったりするが、いかがか。

鈴木企画政策部長 昨年の11月にこの同じ大型交通広告を展開させていただいたときは、UR都市機構に私どもの市制施行50周年に合わせたPRビデオをつくっていただいたが、それを1分30秒に縮めて、都市計画課で実は京王線の車内で同時期に流していただいたことがある。予算にも限りがあるので今回そこは予定していないが、いわゆる動画等々も活用しながら効果的なセールスということは引き続き考えていきたいと思っているので、機会があれば鉄道会社にぜひご協力いただけないかという話をしてみたいと思う。

岩永委員 動くものを見てそこの雰囲気を感じるのが、ただ単にそのずっと同じ広告が張ってあるよりも非常によいかと思う。そこで多摩市と出てくるとお

っと思うと聞いたので、ぜひ今回も動画をつくる努力をしていただきたいと思います  
と思う。

鈴木企画政策部長 努力はさせていただきたいと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項11、多摩市役所本庁舎建替基本計画策定方針について、市側の説明を求める。

榎本総務部参事 続いて11番、多摩市役所本庁舎建替基本計画策定方針については、担当課長の室井から説明させていただくのでよろしく願います。

室井新庁舎整備担当課長 案件11の資料は2種類用意をさせていただいている。先に縦版の資料に沿って説明をさせていただくのでお開き願う。

平成7年の耐震診断からB棟の耐震安全性に疑問があることが判明して以降、耐震補強工事を実施しながらも、庁舎の在り方の検討を続けてきた中で、本年2月に本庁舎建て替え基本構想を策定し、現在地での建て替えを決定するとともに、基本理念や基本機能などを提示してきた。議会にも情報共有や所管事務調査でのやり取り等を通じてご意見をいただきながら策定した基本構想となっている。この基本構想を踏まえて、それらの理念や方針を具現化するために、具体的な機能や建設諸条件等について全庁横断的に検討する体制を含めた策定方針について決定したので、今回ご報告をさせていただくものとなる。基本計画は本年度から来年度にかけて検討・決定をし、その後設計を経て、現時点では令和12年度の供用開始を目指している。

資料の次のページの(2)のところになるが、基本構想で提示した将来の市役所と市民サービスについて、基本計画の検討に当たっての確認として、こちらを記載している。オンラインや駅近機能等のできるメニューを拡大し、本庁機能ではそれらの拠点施設への司令塔機能を強化するとともに、災害時にも行政機能を維持しつつも避難所などの拠点の司令塔機能を発揮できることを目指すものとした。

次、3ページの(3)では、基本計画の検討に当たっての主な留意事項

を記載している。先ほどの日常と災害時の円滑な切り替えを可能とするための連携のほか、①では建設規模について、基本構想の中では1万8,000平米と試算しているが、DXの推進や駅近施設との連携、出先機関との統合、働き方の変化などを見越しながら面積の抑制を含めた精査をする必要があるとしている。

②では建て替えの事業費について123億円と試算しているが、基本計画や設計を通じて精査し、費用の縮減に努めるとしている。ZEBなどの費用はこの123億円には含まれておらず、費用を見ながら省エネ・創エネ機能の付加を検討するとともに、補助金等の活用も積極的な精査が必要と考えている。

③では建て替え手法としての効果が見込めるか評価しながらPFIの導入是非を検討する必要があるとしている。

④ではDXを含めたこれからの行政サービスの働き方を踏まえた窓口や執務環境についての検討が必要としている。

次に、4ページとなるが、これらのポイントを踏まえながら、基本計画を策定する体制が下に表した図となっており、その説明は5ページに記載している。理事者と全部長級で構成する策定委員会では、課長級で構成する幹事会等からの報告に対して評価や判断を行っていく。主体となって検討する場を幹事会としている。幹事会ではテーマごとに分かれた部会の中で検討していく。1つ目は市民サービスや執務環境について検討していく部会、2つ目は防災拠点機能について検討する部会、3つ目は建物性能等について検討する部会で、それぞれのテーマに関連する課長級で構成し、必要に応じてその他関係課長等も招集する予定としている。そのほか、将来を担う若手職員で構成するプロジェクトチームを設定し、意見交換をってもらうこととしている。建て替えが仕事に対する意識を変える契機となるようチーム運営を工夫していきたいと考えている。庁外とのやり取りでは、障がいのある方へのヒアリング、議会との協議、若者世代の意見収集、市民フォーラム等を通じた基本計画案の理解の場と意見収集、防災・DX・環境面等の専門家の助言も想定している。

次に、6ページは、策定スケジュールについて記載している。図は基本

構想でもお示しをさせていただいている工事までの事業スケジュールとなっているが、令和7年度の予算積算に反映できるよう令和6年10月までの17か月間で策定委員会を6回、幹事会を計18回程度の開催を中心としながら策定を進めていきたいと想定している。なお、令和12年度の供用開始を目指すスケジュールについては、基本計画で具体的に検討する中で変更が生じる可能性もあるものと捉えている。

次に、もう一つの横版の資料をお開きいただけるか。こちらは基本計画の構成イメージと検討ポイントについて記載している。網かけの部分は、特にポイントとなる部分として捉えているものとなる。市民サービス機能のところでは、駅近機能と連携した司令塔機能、防災指令拠点機能のところでは、電力、情報通信やシステムのバックアップ機能。

次のページになる。行政事務のところではシステム活用と柔軟かつ効率的・効果的な執務空間、建物性能では耐震性能や省エネ・創エネの活用と内装等の木質化。

次のページになるが、新庁舎の規模のところではDXの進展、駅近施設との連携、働き方の変化や社会状況等を踏まえ対応する適正規模、敷地の概要では法的条件や環境条件、外構計画では周辺からのアクセス経路、設備計画では防災拠点機能や省エネ・創エネ活用に必要な設備、運用管理計画では維持管理のしやすさやランニングコストの縮減、情報変化に対応できる柔軟性、これらを重点ポイントとして捉えながら、また、議会機能の部分では、少しお戻りいただいて2ページ目になるが、独立性を保ちながら議会機能を発揮できる場の確保、市との連携、市民に開かれた議会活動の場の確保、特性を踏まえた各機能の確保といった4つのポイントを掲げており、これらの具現化に向けて検討を進め、基本計画を策定していきたいと考えている。基本計画の策定状況等については、市議会定例会のこちらの総務常任委員会等に定期的に報告していくとともに、議会機能に関しては、秋口をめどに作成をする下案をもとに、議会の皆さんとの意見交換によってブラッシュアップを図り、基本計画の素案につなげていきたいと考えている。

小林委員長

市側から説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員 ZEB Ready等の環境性能の試算はまだ含まれていない状況で123億円と出されている。この環境性能のことは非常に大きな問題だと思うし、環境政策課と新市庁舎についていろいろ検討を深めてほしいと思っているが、では、大体どのぐらいの時期にこの試算が出来上がりそうなのか。

室井新庁舎整備担当課長 年度内に主な入れていきたい機能について議論をしていく。その辺りが整った上で算定をとってくるので、今の想定としては年度を越えたところでの金額の算定かというイメージを持っている。

いぢち委員 現時点で何がしか言うのは多分はばかれると思うが、だが、大体の見込みは立っているのか、それとも全くこれからどのぐらい膨らむか減るか見当がつかない状態なのか。

室井新庁舎整備担当課長 事業費の算出の話でよろしかったか。面積にしても精査していくことにさせていただいているし、機能についても具体的にこれからというところがあるので、一旦基本構想の中で123億円というところでお示しをさせていただいて、そこから面積をどのくらい減らすことができるか、逆にふえる要素としてバリアフリーの確保や相談スペースの確保といったところもあるので、その差し引きで変わってくるところがある。今の時点では、その123億円から上がるのか下がるのか、まだイメージが固まっていないところである。

いぢち委員 あともう1点、これまで例えばパルテノン多摩の大規模改修のときにも何とか経費を削減したいという取り組みはいろいろあった。今回123億円と出ているが、コンストラクションマネジメントの制度等、何らかもう少し圧縮ができる、あるいは圧縮するための取り組みのようなことはお考えか。

室井新庁舎整備担当課長 その事業手法を検討する中で、コストの面での比較ももちろん出てくるかと思っている。CMや事業者選定のためのアドバイザー業務といったところ、コスト削減だけが目的の仕組みではないかと思うが、当然選択する中ではコストも重要なポイントとして考えるべきものと捉えている。

榎本総務部参事 基本構想を策定させていただいたとき、建て替えの事業費として

123億円ということで、今年度基本計画の策定ということで基本計画の検討はまさしくこれからという状況であるので、基本構想に書かせていただいた環境のところではZEBについても何とか目指していきたいという中では、費用がふえることもある。

その一方、規模をどうするのか、設備をどうするのかというところで、できるだけ事業費については縮減の方向で目指していきたい、努力していきたいというスタンスについては現状でも変わらない。ただ、社会情勢の変化が結構厳しいところもあるのでなかなか見えない中では、そのスタンスについては引き続き持ちながら、基本計画の中で精査していきたいと考えているところである。

上杉委員       この策定スケジュールの中でPFI方式というのが書かれているが、このPFIについては、今回の議会の中でも非常に大きな問題になったが、Park-PFIで新たな予算がかかって追加されてしまうようなことがあった。こういった内在するリスクについてもきちんと検証する必要があると思うが、多摩市としてこのPFI方式についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思う。

室井新庁舎整備担当課長   PFI方式を導入するとすると、設計から工事まであるいはその後の運営までお任せするよう長期的な委託をすることになっていくので、今言われたような期間が長引く分だけそのリスクをどう読んでいくかというところが大変大事になってくるかと思う。その辺りも、デメリット、メリットを見ながら、PFIを入れることが今回の庁舎の建て替えに効果的なのかどうかも含めて、どの事業手法を取っていくか判断をしていきたいと考えている。

遠藤委員       私も今の発注方式ごとの建て替えスケジュールについて伺いたいですが、従来方式はいいとして、基本設計先行型、そして(DBデザインビルド)、あとPFI、それぞれでこのアドバイザー業務の長さが違うように見えるが、アドバイザー業務は、要するに文字のとおりアドバイスをしてくれる方々で、そこに例えばプロジェクトマネジメントやコンストラクションマネジメント等いろいろなものが含まれるというのが私の認識であるが、ADやCD、略語が飛び交って概念がなかなか難しいと思っているが、何

でそれぞれこの長さが違うのか、まずそこから伺う。

室井新庁舎整備担当課長 こちらでお示しをしているAD業務というところは、基本的にはその後の設計なり工事なりを委託する事業者の選定のための業務である。特にPFIについては要求書の作成に時間が要するという点で伺っている中では、特にそのPFIのところでは事業者選定のためのAD業務は長めに要するという見込みの中で提示をさせていただいているスケジュールとなる。

遠藤委員 まだこれざくっとしたものではないか。PFIだからといって約2年もADにかかるとは思えないが、そういうのをざくっと今つくっているところであるのかを確認する。

室井新庁舎整備担当課長 先ほどの要求書等をつくるのに時間がかかるという要素を含めながらも、現時点で出せる範囲でのスケジュールになっているので、そこまで厳密なものではないと捉えていただいたほうがありがたいと思う。

遠藤委員 話題のCM業務コンストラクションマネジメントはパルテノン多摩のときにもたしか導入して何千万円かお支払いして、そのノウハウを市の庁舎内の技術部門に残して、それを今後の公共建築に役立てるということを言われていたと思うが、それはこの建て替えにどのように活かされているのかを伺う。

室井新庁舎整備担当課長 建て替えに当たっては、その施設の設計を担っている施設保全課と連携をしながら一緒にやっていく形となっていく。ほかにも工事改修案件を抱えている中で、マンパワーが足りているのかどうかも含めて、パルテノン多摩も含めたその経験を生かしながらどの事業が必要か、そこにCM業務を取り入れる必要があるのかどうかを判断していくことになると思う。そのようなお答えしかできなくて申しわけない。

榎本総務部参事 具体的な検討はこれからになるので一般的なお話になってしまって恐縮であるが、CM業務については、発注者の立場に立ったコンストラクションマネジャーがプロジェクトの目標や要求の達成を目指してプロジェクトを主体的に進めていく建築生産方式という形になるので、それぞれのプロジェクトの特性に合わせて設計・施工分離方式、デザインビルド方式、最適な発注方式を選定していかなければいけないということで、これからの

検討になるところである。そうした中で、今、委員が言われたような職員のマンパワー不足みたいところ、人材育成という部分についても効果が期待できるところもあるので、今後その事業手法のどれを選んでいくのか、まさしく先ほど新庁舎整備担当課長が言ったメリット、デメリットを総合的に勘案しながら多摩市に一番合った方式を考えていきたいと、現状では思っているところである。

遠藤委員       ご回答はわかるが、私が伺ったのは、パルテノン多摩を造るときに導入したCMが、その意図としては職員を育てる、ゼネコン等いろいろなプロの人たちが入って、いわゆる民間受注側に、言い方はあれであるがきちんと対峙できるというか、一方的に向こうの要求ではなくこちらもしっかりと言えるのだということを役所の中に内在化していく、そのためにも何千万円かのCMが役立つのだというご説明をいただいたが、それは本件においてどのように役立つのかを伺っている。

榎本総務部参事   パルテノン多摩のときの事実経過としては、その施工の段階までCMという形ができなかった、基本設計の段階で終わったということがあるので、そうした中では、今、委員が言われた効果がどこまでというところは、今こうであるというのはなかなか言いにくいかと思う。

岩永委員       庁舎については今現在の場所を前提に議論が進んでいると思うが、場所の利便性ではなくサービス提供の利便性を上げていくようなお話がある中では、以前にもどこか別の場所でお話をしたことがあるかと思うが、いわゆるその駅近機能を充実させていくという方向が一定示されていたかと思う。

そうなると、聖蹟桜ヶ丘の出張所、多摩センターの出張所あるいはベルブ永山にも出張所のようなものになるのかよくわからないが、要するにその機能を充実させるための計画や、例えば具体的な工事が必要になってくるのだったら、工事が必要になるからそのために必要な予算というお話にもなってくるかと思うし、そもそも多摩センターの出張所については、あの面積で、しかもずっと借りているということもあり、今後もずっとあの場所を借り続けるのかということも以前に指摘したかと思っているが、そうしたことについても今後向こう2年間で話し合っていくときに一定き

ちんとした結論を出すと考えていいのかどうかお答えをいただきたいと思う。

室井新庁舎整備担当課長 出張所については、ベルブ永山とヴィータについてはある程度大規模改修の時期を目安として示しているところもある。その時期に合わせて考えていく部分もあるし、もう一方で、当然本庁舎はそういった駅近機能等との連携で司令塔機能を発揮していくという中では、ある程度出張所のサービスをどう変えていくべきかというところも議論をしながら、それに対応できる本庁舎を考えていくことになるので、最終的に出張所をこうするという細部までは議論がこの2年間ではいかないかもしれないが、方向性として、こういうやり方で、このような程度のサービスを広げていけるといったような方向性が示せるような議論は、この2年間の本庁舎建替基本計画策定の中でしていきたいと考えている。

岩永委員 ベルブ永山についてもヴィータについても今後大規模改修のタイミングでというようなお話があるが、そのタイミングに合わせてやるのかどうか課題なのではないかと思っている。はっきり言って、その時期を見てやるのではなく、なぜなら、庁舎が建て替わって新しくサービスを展開していった、場所の利便性を超えるサービスの提供、そこできちんと利便性を確保すると言われているわけであるから、そこをきちんとやっていかないといけないと思うし、そもそも多摩センターの出張所については、先ほどお話をしたようにここまではなどというお話があるが、本当にあそこの場所でずっと借り続けてやるのかも同時に議論をして、この庁舎のプロジェクトは、ある意味では建て替えたら終わりということではなく、そこも含めた中できちんと財政的な計画、フレームを見ていかなければいけないのではないかと私は思っているが、その点についてのお考えを伺いたいと思う。

室井新庁舎整備担当課長 建て替えの基本構想の中で提示されている駅近機能の拡充の基本としては、オンラインシステムやネットワークを使ったサービスの拡充というところであっている。そういった中では、大規模改修をしないとできないものもあれば、多くの部分で改修を伴わなくてもできる部分もあるかと考えている。それを組み合わせながらやっていき、改修が伴わないと

できないようなものがその議論の中で出てくる場合には、それぞれの改修方針なり計画を立てる中でそれを組み合わせた形でやっていくということ考えているものである。

岩永委員       例えばベルブ永山のことでお話を申し上げますと、昔あそこで住民票か何かを発行していたようなところに空いているスペースがあったということもあるし、今行われているサービスがどのようにその部屋を使っているのかも含めながら、きちんとできるところから具体的な動きで進めていかないといけないのではないか、見えてこないのではないかと思っているので、ただ単に建て替えるということだけではなく、ここの場所は多摩市全体から見たらどこからも等距離に不便だからよいというお話もあったが、それほど利便性が高い場所にはないわけであるから、市民の方にとって便利に使えるものをどのようにやっていくのかを並行して考えてこそ最終的な形が見えてくるかと思うから、そこは意識してきちんと議論してほしいということだけ申し上げておきたいと思う。

榎本総務部参事   貴重なご意見をありがとうございます。基本構想の中でも本庁舎連携拠点サービス充実化ということで市民の身近なところでよりサービスが提供できるような市民サービスのスタイルを確立させていただいて、その中での本庁ということを進めさせていただいたところである。その基本構想の中でも、例えばDXの取り組みができるところは進めていく、オンライン化サービスのできるところは拡充していくというところを駅の近くでどのようにしていくのかということについても段階を踏んでやっていき、本庁舎の竣工時、2030年度頃はこういうところを目指しながら、その先の将来も含めてできるところから段階的に進めていくことを基本理念で挙げさせていただいているので、この基本理念を実現できるように、本庁舎の建て替えを契機にハードの整備を進めるとともにソフトのところでのDXも併せて、今、委員が言われたような、できるところから並行して進めていくという考え方でやっていきたいと考えているところである。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項の12、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に関わる特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応について、市側の説明を求める。

藤浪総務部長 総務契約課から今お話しいただいた本年3月からの公共工事労務単価等、表題が長いですが、その件と、続いて公契約条例の実施状況についての2件ご報告申し上げます。順次総務契約課長から説明するので、お聞き取り方よろしく願います。

櫻田総務契約課長 それでは、協議案件の12番になる。今お話しいただいた「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」及び「インフレスライド条項・全体スライド条項・単品スライド条項」の市の対応についてご報告させていただく。こちら3月議会の協議案件でもお話しさせていただいたが、随時本会議の中でも議会の議決案件等で皆さんにご議論いただいて対応したものになるが、その内容のまとめとして報告をさせていただくものになる。

内容については、ご承知のとおり賃金水準の上昇、建設資材の価格の高騰等があり、インフレーションが進んでいるところである。これを受けて、令和5年2月14日に国土交通省から「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」という文書が出された。その中で新労務単価を早期活用すること及びインフレスライド条項の適用についての要請が自治体にあった。この内容を受けて、本市においては新労務単価及び新技術者単価による契約変更ができる、請求ができるための特例措置を実施するとともに、インフレスライド条項の適用を進めている。そのほかに、この趣旨に合わせて全体スライド条項、建設資材の価格高騰を踏まえ単品スライド条項も、昨年では令和4年11月から適用させていただきながら対応して進めているところである。

内容を個別に説明させていただくが、資料の1ページ目の下の2のアからご説明させていただく。新労務単価の特例措置については、適用対象案件が令和5年3月1日以降に契約を締結した工事で、旧単価、旧の労務単価で適用して予定価格で発注したものを新労務単価で遡及しろということ

からこちらを対象案件としているものであるが、こちらの内容については請求がなかったというご報告になる。

併せて2ページ目、イのところになるが、新技術者単価の特例措置。こちらについては、工事に関わる設計や測量地質調査のような案件の内容が該当するものになる。適用対象の案件は、令和5年3月1日以降に契約を締結した委託業務の旧技術者単価が適用されているものが対象になるが、こちらについても請求はなかったということの報告をさせていただく。

続いて、ウ、インフレスライド条項の適用。こちらは多摩市工事契約約款第25条第6項の規定によって賃金上昇、先ほどから説明させていただいている急激に賃金が増加したことによって契約金額が著しく不相当となったときに契約変更の請求ができるような内容になるが、こちらが対象とする案件については、令和5年3月1日が工期内にある工事、契約としては令和5年3月1日より前に契約したものでかつ2か月以上残工事を残している工事が対象になる。こちらについては、該当の請求が5月31日現在で8件あった。

続いて、3ページ目、エの全体スライド条項の適用になる。こちらは工事契約約款の第25条第1項から第4項までを適用して、こちらも同様であるが急激な変動に伴って契約金額が著しく不当であるということで該当の適用になるものの内容になるが、こちらの対象は契約日から12か月以上経過している2カ年工事のようなものが該当する対象になる。残工事2か月を残しているもので請求ができるというような対象工事案件になるが、こちらの請求実績は5月31日現在でなかったという報告をさせていただく。

続いて4ページ目、オの単品スライド条項の適用になる。こちら工事契約約款の第25条第5項の規定により、特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負金額が不当となったとき、受注者から契約変更の請求ができるという内容の案件になり、対象工事については、私ども国のほうから確認できる急激に物価が上がっていると確認できるものの品目が該当し、請負金額の1%を超えるものが対象になっている。こちらの請求があったのが、昨年の令和4年11月か

ら適用開始させていただいているので、そこから5月31日まで現在で4件の請求があったというご報告になる。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 それぞれご丁寧にご説明いただいているのが、その請求の実績はわかるが、そもそも何件が対象になっているのかというところも併せてご報告をいただくと、そのうち何件なのかなということがわかってよいかと思っただが、もしわかればお願いします。

櫻田総務契約課長 大変失礼した。確かに請求というところでは対象案件をこちらに記載させていなかったのもので申しわけない。まず新労務単価、2のAの新労務単価の特例措置の適用になるが、こちらは7件が実際対象案件として上がっていた。ただ、こちらの案件は早急に新労務単価を適用しろという国からの通知を受けて、発注時期を少し遅らし、最新の単価に切り替えて発注させていただいたので、結果的にはなかったものである。

続いてイの新技术者単価特例措置のところである。こちらが対象とする案件はないので、請求がなかったという結果になる。

続いてウのインフレライド条項の適用の内容になるが、こちら対象の案件が9件あった。実際に9件のうちの8件の請求があったという形になる。

続いて全体スライド条項の適用である。こちらは1件対象案件があり、こちらは請求がなかったという内容になる。

続いてオの単品スライド条項の適用になるが、こちらは、要は残工事が2か月残っていて、今現在工事で発注されているもの全てが対象になる。そのため、この段階では私どもで把握できていなかったというのが正直あるが、内容を全て発表してから今回の案件で手が挙がったのが4件あり、4件とも私どもで対応が確認できたことから、請求が4件ということでご報告させていただいた。

岩永委員 対象の案件になったものについてはほぼ請求をいただいているのかと思っただが、対象になっているのに請求がないところについては何か理由があったのかと思ったりするが、その辺りを把握されているのか。

櫻田総務契約課長 私どもで契約から確認しているのは、挙がっているものが全部上がっ

ているということではなく、物によっては下がっている案件も実際ある。

そういった中で、上がっているものと下がっているものとを精査し、今、昨年度と一昨年度のような緩やかな上昇ではなく、今年度は急激な上昇になっているので、非常にマイナスというのではないが、でっこみ引っ込みの中で請求金額が見合わないものについては最初から請求しないということで事業者の判断だったと思うし、私どもでもその請求があってから内容を確認して実際の金額を確定させるという形になるので、そちらの請求がないものについては確認していないので詳しいところまではわかっていないが、多分そういった内容の事情があったと想定される。

遠藤委員

今のウのインフレスライド条項の適用というところであるが、私もこの条項は久しぶりであるので確認したいが、適用対象案件の②、変動前残工事金額と変動後残工事金額との差額が変動前残工事金額の100分の1を超えている工事、何か例を挙げてわかりやすく言ってほしいが、どのような条件のところに発動されるのか。

櫻田総務契約課長 言われるとおり、私も難しくてこれはずっと一行を何回も何回も読んでいたような状況ではあるが、ここの対象の案件というところを見ていただくと、まず3月1日を基準にして、ここが単価が確認できる場所であり、3月1日より前にまずは契約していることが条件になるが、実際に工事が進んでいく中で、実際にやっているもの、今現在もう終わっているものについての話ではなく、今回、今後インフレーションに伴って今までの契約の内容より、不適切に価格が高騰するのが今後見込まれるであろうということと、あとは残工事2か月を残したその間で実際にどれだけ上がっているか下がっているかというところを確認し、契約変更が必要であれば今後その資材等を含めて必要なところを請求することになる。

ただ、請求する全部ではなく、ここの100分の1、ある一定程度までは事業者負担にしよう、ある一定程度は発注者である市側に請求があって、物価が著しく変動が生じていると確認できたものは契約変更しようということになるので、そういったところも踏まえて対象工事の案件の中に入れさせてもらっているということになる。

遠藤委員

例えば1,000万の工事があり、残りが2か月で残金が何とかとある。

そのときの例を挙げていただけるとありがたい。

櫻田総務契約課長 具体的に工事の例というところは自分の中でもまだ全くわからないところではある。建築工事だとすると基礎工事までは終わっていて、今後3月1日を境に請求するたびに、上の建屋を建てる部分のところ、もしくは改修するところになったときに、その部材や人件費等を鑑みて、どれだけ金額が上がっているか、下がっているか、単価を含めて全部の積算単価の確認をさせてもらった差額の部分が契約変更の金額に該当するという形になる。

遠藤委員 100分の1だと、1%それが上がっていると発動されるということなのか。

櫻田総務契約課長 そのとおり、1%以上上がったときである。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議事項13、多摩市公契約条例の実施状況等について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 協議案件13番になる。多摩市公契約条例の実施状況についてということでご報告させていただく。こちら、毎回総務常任委員会で協議案件という形で都度公契約条例に関わること、審議会の状況等についてご報告させていただくものになる。今回の内容については、令和4年度の実施状況の件数等を含めた内容のご報告と、あと令和5年度の審議会の活動と今後の取り組みをご報告させていただくものになる。

まず1番、令和4年度の実施状況については、件数として工事案件30件、委託が58件、指定管理8件という結果になった。

続いて審議회를毎年開催させていただいているが、全部で4回審議회를開催させていただき、公契約条例の内容のことを議論させていただいている。その中で、こちらに書いてあるような日程で、いろいろな課題もこのような形で、毎年同じ内容になっているが、市の諮問に基づいて回答するような形で、労務報酬下限額、今後の課題等を確認しながらの議論をさせていただいているところになる。

続いて、(3)事業者アンケートの概要になる。こちらも毎年事業者に、今回の場合だと令和4年度実施してもらった受注者に対してアンケートを取り、要はその内容、どういったことが課題になっているのか、どういったところが進んでいるのかというところで事業者の生の意見を確認しながら、議論する材料として毎年この時期にアンケートを集めている。詳細については、ホームページ、今回5月23日に今年度の審議会があったので、その資料としてのアンケートについて、生の声を含めて詳細については載っているのですが、また後ほどご覧いただければと思うが、こちらはまとめた数字、何%という形でわかりやすくまとめさせていただいて今回の資料になっている。毎年、同じ質問をさせてもらってどれだけの理解度か、どれだけのご意見等があったかを確認しているのですが、質問事項についてはおおよそ毎年同じようになる。

①公契約条例の理解度については、理解できた、まあまあ理解できたというところで97%以上の方々に、ここ10年やって少しずつ浸透していったのかというところが見えるかと思う。

続いて②の適正な労働条件の確保・労働者の生活の安定に結びついたかどうかというところで、成果があった、今後成果が見られるというようなご意見をいただいたのが75%以上という形になる。

③の工事・業務の質の向上につながったのかというところについては、向上した、今はそれだけの形は見えないが、今後質の向上につながるのではないかというご意見が72%以上という形でご意見をいただいているところである。

続いて④地域経済・地域社会の活性化につながったかどうかというところについては、つながった、または今後つながるのではないかというところについても65%ぐらいの方にご意見をいただいて、今後つながっていくと考えているというご意見をいただいているところである。

続いて⑤条例で定められている労務報酬下限額をどのような形で労働者に対して周知したのかというところについては、皆さん事業者の方々に工夫していただいて、口頭での周知だけではなく書面で通知、多摩市でポスターを作って皆さんにお渡ししているのですが、ポスターを貼って周知してい

ただくなど、工夫をしていただきながら、全ての方々に周知していただいたということで意見をいただいているところである。

続いて2ページ目のところについても、このような形で⑩まで問いを作っているところとご意見いただいたところであるので、ホームページ等でまた確認いただければと思っている。

続いて、2番目、令和5年度の取り組みになる。こちらは本年度どれだけ対象案件があるかということで、今把握できて5月23日現在で確認できている件数をご報告する。まず工事については12件、委託が60件、指定管理8件という形になる。

続いて審議会の今後の予定になるが、今年度は先ほど話したように第1回を5月23日に実施し、おおむね4回が適当ではないかというご意見をいただいて、4回開催する予定で今進めているところである。

また、今回内容によっては臨時で対応すべき時期があったら1回追加することも踏まえての4回という形で今は考えているところである。内容については、都度議題をそれぞれ、先ほどのアンケートの集計をさせてもらって意見をいろいろいただいて、課題も確認できたという形で課題の整理をさせていただいている。8月には最低賃金等の国での内容が確認できる頃を見計らって、労務報酬下限額という金額もここでまずはご意見いただき、続いて9月にも再度意見をいただいた上で、1回目の答申書を作成するまでこの2回目、3回目で議論していきたいと考えている。続いて4回目、1月上旬には2回目の答申として、今後どういったところが課題なのか、どういったところを整理すべきなのかを再度確認して答申書を作成するというスケジュール感になっている。

3番になるが、取り組みの課題としては、令和4年度から引き続いていろいろと課題点・改善点等が意見として出ているので、それを整理した上で、今後は何をポイントにしていくかを議論の中で確認し合いながら検討を進めていこうというお話を先日審議会の中でいただいたので、そのご報告をさせていただいた。

小林委員長  
岩永委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

事業者のアンケートということで今ホームページを見たら、個別にもか

なり意見が書いてあり、そういうものが今後の条例の運用に当たって審議会での参考になることはわかったが、このアンケートのいわゆる回答率が半分いていないということで、見たら令和3年度は49.4%で、昨年度58%で、今年は46%なのかと思っているが、事業者の皆さんにはできる限り回答していただく努力というか、当然ながら多摩市にはこういう条例がある中で契約をしているので、ある意味で回答義務ではないがやはりそこがあるのではないかと、こういうことについてきちんと回答しない事業者がまた翌年度も何かその契約をしているというようなことがもしあるとしたら、そのことはいかかなものかと私は思ったりするが、その辺の回答率について、例えば審議会の中で何か話題になったり、庁内の中で話題になっていることはあるのかどうか、その辺を確認しておきたいと思う。

櫻田総務契約課長 まさに今言ったご意見がそのまま先日の審議会の中で議論があった。

先ほどお話しいただいたように、毎年回答率があまり高いとは言えないような状況になっている。ご意見をいただいた方々には個別意見では率直な意見として全部アンケートの詳細に載せさせていただいているが、いろいろとご意見をいただいているところであるが、やはり一定程度の方はアンケートにご協力いただけない。忙しかった時期、4月の時期であるので皆さん年度始まり、年度の終わりの忙しいところであるので、なかなか厳しいのかというところがある。以前から比べると、回答する期間を少し延ばしたり、あとは項目もわかりやすいようにスムーズに行けるような仕組みでアンケートの内容も工夫させてもらったりはしているところである。

また、審議会の議論の中でも時期をずらしたらどうかというご意見もあったところではあるが、最初の審議会ですべては課題を整理しようといったときに、ずらしてアンケートをすることでその整理ができるのかというご意見をいただいて、まず私どもでできる場所としては、期間を延ばしてなるべく1件でも多くのアンケートを集約したいということで説明しているところであるが、なかなかそこに結びつかない。あと委員の中には建築事業者側の委員の方もおられるので、自分たちを含めて公契約の条例の対象になっているところについては自分からも積極的に声をかけるということによっていただいたので、今後も含めて話し合いをしながら多くの意

見がもらえるような工夫はしたいと思っている。

岩永委員

最初に例えば工事の契約を締結するときに契約書を交わされると思う。そのときに、例えば公契約条例についてもということでご説明をされていると思うが、同時にこれが終わったらそのアンケートがあるのでぜひお願いすると一言添えるだけでも、これが終わったらアンケートが来るのだなというような心の準備ができる可能性もあるので、これに基づいてきちんと事業を執行していただくわけで、それが終わったときにはきちんと報告をするのが義務の一つだと受け止めてもらえるように、あまりあれだと大変だから嫌だということになってしまうかもしれないが、いい形でご協力がいただけるように、ぜひ事業者の皆さんに働きかけをしていただきたいということだけお願いしておきたいと思う。

いぢち委員

同じくアンケートのところで、ホームページで確認したら質の向上等、活性化につながらないと言っている意見が面白いと言えば面白い。割と過激なご意見もあり、できればそういったところの人たちの意見をもう少し詳しく聞いて、何でそのように思われるのかというところはできれば掘り下げて改善につなげていただきたい。

多摩市としては、当然質の向上、活性化につながるものという期待があると思うのでその辺をお願いしたいというのが一つ、アンケートの中で、労働者等へ周知すべき事項について、これほとんどが掲示、おそらく市がつくったポスターか何かそういったようなものをボンと掲示しているのが一番多いということであるが、市としてはどういった形で労働者の皆さんへ提示されるのが好ましいと思っておられるのか。

櫻田総務契約課長

まずご意見をいろいろ見ていただいた方は、いろいろな意見があったと言ってください。本当に審議会でもそういった意見があり、反対というところまではいかないが、いや、あまりつながらないのではないか、こういった公契約条例がなくてもいいのではないかというご意見の中には、自分たちは、自分たちの工事の中で質をきちんと見ている、労働者に対しても一定程度しっかりとした賃金を払っているというようなご意見もいただきながら、そこはきちんと見ながらやっているのです、こういった条例があってもなくても、そういったところにはつながらない、別に自分たちは質

をきちんと見ているよということも率直なご意見として窓口でもいただきし、こういったアンケートに書いていただいている方もおられる。そこはそういったご意見として、当然質を見て、質が上がってくれるのが一番よいこの条例であるし、多摩市の工事現場でそういった質を上げていただければ、労働者に対してもきちんと賃金を一定程度以上払っていただければ、そういったところにつながるので、まずは目的を達したのかというご意見をいただいている。

ただ、もう一つ一歩上げて、この公契約条例はダンピング防止というもの中にはあるので、要は入札制度の中を書き乱さない、実にそういったところを対応できないような仕組みづくりでしっかりとやっているところがこの条例のよいところであるから、そういったところは見えないところでしっかりと、そういった事業者がわからないところでも、きちんと多摩市としてはなっているのではないのかというご意見もいただいて審議会の中で言っていたので、そういったところはそのとおりと皆さんの中でも、同感していただいたので、そこからして少しずつ、今年は事業者に対してももう少し公契約条例が、先ほど委員の言われたようにこれだけよいものだということをもう少し浸透したらよいのではないのかというご意見が前回の中でもあったので、そこはどのような形で工夫できるか、多摩市もポスターを何年前につくって、目立つような形のピンクのポスターもつくらせていただいて、毎年事業者に一定数配っているが、それだけではなく、どのような形でできるか、これから工夫しながら皆さんと一緒にやっとうということと前回の審議会も締めくくったので、そういったところで、このような形でできたということがわかったら、また、ご報告させていただければと思っている。

いぢち委員       もう1点の労働者の皆さんへの周知方法、市としてはどれが望ましいか。  
櫻田総務契約課長   一番望ましいというところは特に挙げていなくて、いろいろなチラシ、あとポスター、あとポスターを小さくしたチラシのような形で作ったり、ホームページのものを利用してほしいという形で言っているので、そういった形でいろいろな切り口でやっていただければ個々の労働者につながる、そういった内容でやっているのだとわかるのかということも思っている

ので、まだまだ工夫できることはやっていきながらいろいろな周知方法を進めていくので、特にこれでないとか、これにしてほしいという促し方は特にしてない。

いぢち委員 市があらかじめこれを推奨という形で出さなくてもよいのかと思うが、ただこれは本当にダンピング防止と先ほどおっしゃった労働者の労働環境につながることであるし、いろいろな費用だとか、そういった意味では少しきめ細やかな対応が、書面で通知というようなことがふえるのがいいのではないかと私は思った。せっかく設問を入れているので、何か目標があるのかと思ったので伺った。できれば私はきめ細かな通知がなされるほうがよいのではないかという意見を申し添える。

上杉委員 これは質問ではないが、この公契約制度、今アンケートでもいろいろと意見が出てきているが、このことに対してこの委員会の中でも勉強会を持ったかどうかということをご提案させていただければと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。  
この際協議会を暫時休憩する。

午後 3時26分 休憩

---

午後 3時45分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

次は、協議会事項14、マイナンバーカードの状況について、市側から説明を求める。

磯貝市民経済部長 14番から21番の8件が市民経済部の案件となっている。順次担当の課長からご説明させていただくのでよろしく願います。

松下市民課長 それでは、協議会14の資料をご覧いただきたいと思う。こちらは毎回総務常任委員会でご報告をさせていただいているが、マイナンバーカードの状況について説明をさせていただく。

まず1番のマイナンバーカードの申請率・交付率。こちらは令和5年3月末時点の数字を掲載させていただいている。まず多摩市の申請件数が

12万1,187件、交付件数が9万2,757件、申請率が82.1%、交付率が62.9%となっている。その下に、東京都区部、26市、東京都合計、国全体の平均を示させていただいている。区部の申請率が86.7%、交付率については64.9%、26市については申請率が84.0%、交付率が65.7%、東京都全体においては、申請率が85.8%、交付率が65.1%となっている。国全体では、申請率が84.2%、交付率が67.0%となっている。

2番、令和4年度の各月のマイナンバーカード申請・交付件数を示させていただいている。折れ線グラフが申請件数、棒グラフが交付件数となっている。まず申請件数であるが、当初マイナポイントの申請期限とされていた9月末、それが延長された12月末、再度延長されて2月末までということでマイナポイントの第2弾という形で変更があった。こちらはやはりその締切りというところで申請件数が多くなっている。令和5年2月末の申請については9,166件、2月末の交付については4,121件、令和4年度合計としては、申請件数が4万3,966件、交付件数が2万7,738件となっている。

3番では、2015年、平成27年度から令和4年度までの申請と交付の状況の推移を示させていただいている。

2ページ目については、こちら国・都・26市の3月末時点の申請率、交付率をお示しさせていただいている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

上杉委員 マイナンバーカードについてお聞きしたいと思う。マイナンバーの交付の促進をさせるために今回ポイント等を使って無理な体制で交付作業に取り組んだことが今回いろいろテレビ等でも報道されているが、間違っただデータのひもづけといったことにつながっていると思う。そういった事態について所管としてどのように、多摩市としてどのように捉えているかお聞きしたいと思う。

松下市民課長 まず市民課としての考え方というところでご説明をさせていただければと思う。このマイナンバーについては、国民の利便性、行政の効率化といったところが言われているが、本市の4月末時点のマイナンバーカードの

申請率は83.4%、交付率は65.7%となっている。コンビニ交付などについても年々交付率も増加しており、市民の方の利便性の向上、行政の効率化は図られていると考えているが、今、委員が言われたように、今回のコンビニ交付の誤交付や誤ったひもづけというところであるが、システム構築も含めてマイナンバー制度の運用に当たっては高い安定性を備えることが重要であることを踏まえて、国民の皆様から信頼が得られるような説明と丁寧な進め方を国に対しては行っていただきたいという考えである。

いいか。

小林委員長 ほかには質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項15、マイナンバーカードのコンビニ証明書誤交付等の報道に関する本市の状況について、市側の説明を求める。

松下市民課長 それでは、協議会15の資料をご覧いただきたいと思う。こちらマイナンバーカードのコンビニ証明書誤交付等の報道に関する本市の状況についてということでご説明をさせていただく。

まず1番であるが、こちら報道等でもされている主な住民票の誤交付ということで、3月27日に横浜市で発生している。こちら公表されている原因としては、取引負荷が高まり印刷処理における遅延の発生、この遅延に起因し、システム上設定されていたタイムアウトの上限を超える状態となり強制的な印刷処理の解除が生じ、次の印刷イメージファイルを誤って取得したため、申請者と異なる住民票が発行された。4月28日に足立区で同じく発生している。

こちらの原因については、コンビニ交付システムと自治体住民記録システムはそれぞれのシステムで住民票データを保持しているが、住民記録システムのデータベースに登録された異動情報を随時コンビニ交付のシステムにデータを反映する随時連携処理というような処理が行われている。

今回、この随時連携処理を2件以上のコンビニ交付の印刷処理が同時に実行された際に不具合が発生、印刷処理の処理待ちを誤って解除してしまい、印刷イメージファイルを上書きしてしまうことで、申請者と異なる住

民票が発行された。5月2日に川崎市で、こちらは2か所のコンビニで2名の住民が同一タイミング（時間間隔1秒以内）で申請を行った際に、後続の処理が先行する処理を上書きしてしまうというプログラムの不具合があったということである。これらの誤交付については、同一のコンビニ交付証明発行サーバ構築事業者のシステム障害であり、本市が委託しているコンビニ交付証明発行サーバ構築事業者では発生していない。

2番、本市の対応であるが、これらの誤交付を受けて、J-LISから令和5年4月25日付で「コンビニ交付サービスの安定稼働に向けた注意喚起及び総点検実施について」というものが発出されている。これに基づいて受託事業者において証明発行システムの総点検、耐久テスト、限界テストを実施している。耐久テストとして、令和5年5月8日から令和5年5月19日まで、疑似的な証明書交付要求を処理し続け耐久度を確認。限界テストとして、令和5年5月22日から令和5年5月26日、同時アクセスをふやしシステムの限界値を確認、総点検ということで5月8日から5月30までシステムの総点検ということで、最終的に不具合事象なしということを確認してJ-LISに報告をしている。

2ページ目をご覧いただきたいと思う。こちら、その他マイナンバーカードの不具合で、公金受取口座の誤登録ということで、マイナポイント申請窓口の端末操作において、先に登録作業を行っていた方がマイナポータルからログアウトせず、次に同じ端末で公金を受け取る口座の登録を行った方が誤って前に手続を行った方のアカウントに自身の預金口座を登録してしまったものである。こちらについては、デジタル庁によって総点検を実施し、資料では6月1日時点で15団体21件となっているが、最新の情報では6月12日時点で16団体22件となっている。

②の健康保険証情報のひもづけ誤りということで、医療保険者がオンライン資格確認システムに被保険者情報を登録する際、氏名・生年月日・性別・住所が一致することを確認する必要があるが、一部情報の一致のみで登録をしたり、複数の候補が提示されたときに、それぞれの候補の内容をしっかりと確認せずにひもづけを行ったもので、これが昨年11月時点で7,312件確認されている。こちらについては、7月末までに各医療保険

者において総点検を実施するようという事で国から通知されている。

③のマイナポイントのひもづけ誤りということで、マイナポイント申請支援窓口の端末操作において、申込者または本人が申し込み作業を中断した後ログアウトを忘れ、次に同じ端末でマイナポイントの申請を行った方が自身の決済サービスを登録してしまい、申込者本人のマイナンバーカードに別人のキャッシュレス決済サービスがひもづき、本人が将来受け取るべきポイントが別人に付与されてしまったもので、こちら総務省により点検が実施されており、資料では90団体113件となっているが、昨日最終報告が総務省から示され、131団体172件となっている。

④本市の申請手続方法。永山カードセンターでマイナポイント支援をしているが、本市の手続方法であるが、本市でのポイント申請は、国が示す登録手順の順番を入替え、2回のマイナポータル利用時に、自身による暗証番号入力で登録状況を確認していただくことにより、誤登録の発生を極力防ぐように手順の工夫をしている状況である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項16、多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

松下市民課長 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきますと思う。資料、協議会16をご覧くださいと思う。

今回改正の趣旨であるが、令和5年5月11日にデジタル社会形成整備法の改正によってスマートフォンにマイナンバーカードの電子証明書が搭載可能となったことに伴い、多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定を行わせていただきたいものである。

改正となる箇所であるが、条例第20条の条文に、移動端末設備利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを使用して、コンビニエンスストア等の多機能端末機を利用した印鑑証明書の交付が受けられる内容について追加をさせていただくものである。

現行の条例は、個人番号カードを使用して多機能端末機により印鑑登録

の証明を申請することができるとしているが、改正後については、個人番号カードまたは移動用端末設備を使用すると、この「移動用端末設備」という文言を追加させていただくような改正になっている。

今後のスケジュールであるが、本日も報告をさせていただき、9月の第3回定例会に改正条例を上程させていただきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項17、多摩市都市農業振興プランの中間見直しについて、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 それでは、協議会17番の資料に沿ってご説明させていただきます。

多摩市都市農業振興プランの中間見直しについてである。

概要についてであるが、平成31年度から10カ年を見通して、農家の高齢化や相続等による農地の減少など、都市農業を取り巻く様々な課題に対応し、多摩市の農業の持続的な発展を図ることを目的として、10カ年の計画として平成31年度に多摩市都市農業振興プランを策定した。このたび5年を経過する令和6年度に向けて中間見直しを行うものである。こちらの見直しに当たっては、策定委員を選出して委員会を4回開催する予定である。

2番の委員のところである。こちら当初の策定委員のメンバーを参考に、今回9名で見直しを行っていきたいと考えている。上から農協の職員が1名、東京都の職員が2名、農業会議から1名、農業委員会から1名、市内農家から2名、学識経験者の方1名、市民経済部長の計9名である。

3番目の今後のスケジュールである。本日、6月で総務常任委員会に報告した後、7月に第1回の策定委員会を開催する予定である。その後12月にはパブリックコメントを行った後、最終的には3月、こちらで決定したものを総務常任委員会に報告させていただく予定である。

4番目の見直しに当たってというところであるが、こちらについては各施策の進捗状況の確認や現状分析、プラン策定後に施行された各種農業関連法の改定に伴う施策の見直しなどを行っていく予定である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員 市側から市民経済部長が入れるのはごく当然として、今後の特に環境問題に非常に感度高くあるべき多摩市として、今回はもうこれで決まってしまうのかもしれないが、今後環境部あるいは環境政策課といったところも委員に入っていくことに関してご検討いただけたらと思うが、お考えがあればお伺いしたい。

渡邊経済観光課長 昨今議会の中でも環境の問題がかなり注目を浴びている状況であるので、今回こちらでは環境部にもいろいろと意見を聞きながらというところでは、策定に向けてこのメンバーでやっていきたいと思っている。今後については、こちらのメンバーに加えるかどうかについても検討していきたいと思っている。

いぢち委員 それでは、アドバイザーあるいはオブザーバー的なポジションとして、環境部の意見等も何らかの形で聞いてみる、取り入れてみるということはある得るという解釈でよろしいか。

渡邊経済観光課長 アドバイザーなのかオブザーバーなのか、どういう形になるかは今申し上げられないが、意見としてはきちんと環境のところの意見も取り入れながら計画の見直しを行っていききたいと思っている。

1点追加で、こちらのプランの施策については、経済観光課だけではなく関係するところ、教育の給食であればそういう部署、環境であればもちろん環境の部署、庁内全体で意見を聴取しながら策定しているので、そういった視点も今後入れていきたいと考えている。

岩永委員 農業者と市民がささえる都市農業のあるまちということであるが、実質的にはこの3年間コロナ禍でなかなかそのプランに載っていた取り組みが思うように進んでいなかったのではないかとと思っているが、この中間見直しを進めていくに当たって、例えば施策の進捗状況の確認や現状分析はどのような形で行っていく予定なのか。

渡邊経済観光課長 こちらについては、プランの進捗というところでは委員会を設けて随時行っていくことで当初予定していた。今、委員からもあったとおり、コロナ禍の中ではそういう会議体の開催がなかなか難しいところもあったが、所管課としては、庁内のいろいろな意見を聞いて進捗を確認しながら状況把

握に努めていた。特に認定農業者の認定については、当初目標は11経営体だったものが今12あり、そういった進んだところもあるし、逆に土壌改良材供給と連動した有機栽培マニュアルの作成などなかなか進まなかったところもあるので、そういったところはこちらの間見直しに向けて再度確認しながら、委員会でもそちらの進捗と今後の施策の検討を行っていきたいと思っている。

岩永委員 共同直売場の場所を移転したりしながら、よりよく市民の皆さんに農業を知ってもらうためにということで取り組みを進めようという気持ちであったことはわかるが、市民と一緒に農作業を体験するようなどは多分思ったほど進んでいなかったのではないかと思っているところがあり、例えば農業者と市民がという部分にフォーカスすると、そういうところに向けてどのように現状を分析するのかという視点があるかと思った。

今回、プランを策定するメンバーの中にも特に市民が入っていないので、これは前回も入っていなかったからそれを参考にしてということだと思うが、これから農業者と市民がというような部分で、どのように中間見直しの中で市民も入れながらやっていくのかが、これから計画をつくった後の具体的な取り組みにも進んでいけるという部分にもつながっていくのかと思ったが、その辺りで何か考えていることがあるのか。

渡邊経済観光課長 今回、こちらの検討に当たっては、10年間のプランの中間見直しであるので、もとあるプランの修正というか、この時点での見直しが中心になってくるかと思う。こちらを策定した後、最近では連光寺六丁目のところの取り組みで、市民の方がそこで農に触れ合うようなところも出てきているので、そういったところの意見、そちらの事業でも市民の方からワークショップでいろいろ意見を聴取するところがあるので、そういった意見も今回のプランに反映させながら、最近の動きなども計画に入れていきたいと考えている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項18、(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定再

開について、市側の説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料18をお開き願う。(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定をここから再開していくというご報告となる。

こちらの策定については、令和2年3月に多摩市観光まちづくり交流協議会から提言を受けて検討を開始したところであった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大などから進めては止めて、進めては止めてということが出てきたところである。このコロナ禍の状況も踏まえ、令和7年3月末の策定を目指して今年度から策定を再開するということである。ここから再開するに当たっては、コロナ禍を経た協議会の会員の状況や観光に係る状況の把握を進めていくのが一つ。

それとともに、協議会で進めているリーディングプロジェクト「多摩市食プロジェクト」、先日もアイスランドウィークのところで、多摩センターでアイスランドのスキルを使ったコラボ料理でかなり好評を得たが、そういったことも進めながら、庁内で立ち上げた策定委員会を軸に検討していくところである。

2番で今後のスケジュールを入れさせていただいているが、7月から再開して、適時適切に議会にもご報告をさせていただきながら、来年の10月にパブリックコメントを実施し、1月には決定していくようなスケジュール感で進めていきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 いろいろ再開しなくてはいけないし、やることが多くて大変だなと思いつながらお話を聞いているが、例えば観光まちづくり基本方針と一言で言っても、要は訪日の個人旅行の解禁や全国旅行支援ということが言われている中でも、誰をどうターゲットにするのかというところが私は非常に大事ではないかと思っている。例えば多摩市の場合には、海外から来る人のためにこういう観光のものをツーリズムのようなことでやっていくのか、それとも、例えば多摩市で子育てをするならと先ほどもお話があったが、その子育て世代やその子どもをターゲットにするのかというところで、取り組み方が異なってくるのではないかと思っているが、その辺りについてはどのように考えて議論されていこうとしているのか伺う。

磯貝市民経済部長 今、委員が言われたところはまさにそのとおりで、この基本方針をもとにつくろうとしたときはコロナ禍の前で、特に多摩センターエリアを中心にインバウンド需要が非常に多かった中での観光施策を考えていた。一方で、コロナ禍においては、外国人の方が一切来なくなり、日本人の方の移動も大幅に減ったわけであるが、今一定程度インバウンド需要がまた戻りつつはあるものの、昔とは大きく形態が変わってきている。昔海外の方が団体旅行で来たりしたが、今は個人客になってきたり、あとコロナ禍の中で、後ほどまた説明あるが、マイクロツーリズムで近隣を旅行をする。魅力を知ってもらうような取り組みを進めてきている中で、今後どこをターゲットにしていくのかを十分考えていかないといけないだろう。ただ、ここだけと絞っていくのは正直難しい。

一方で、インバウンド需要自体も非常に重要なものにはなっているし、逆に言うと今までより幅が広がるのではないかと考えている。一定の遠くからの人を呼び込むだけではなく、近隣の自治体あるいは多摩市民においても、逆に多摩市民の方でも多摩市のよさを知らない方が多くいらっしゃる中では、改めて市の魅力を知ってもらう取り組みも必要かと思う。逆に市外に流れていたものを市内で楽しんでもらうといった取り組みも必要かと考えている。その辺りを一旦中断した中で改めてこの方針の策定の中で検討していければと考えている。

岩永委員 また後から多摩センターの活性化のことについても話が出てくるし、先ほどは聖蹟のかわまちづくりの話等もあり、そういうものが組み合わせられながらということだと思うが、私は身近なところに目を向けて、身近なところで、できればお金を使わないで楽しみたいというニーズがむしろ高まっているような印象があり、そういう意味では体験型というか、この市の中でこのような体験ができるというのを、公共施設や公園等も含めた中でどのように企画したり立案したりすることができるかということだと思っている。観光といっても、海外から来る方に浅草か多摩センターかというような選択で勝とうとするのではなく、少し違ったアプローチの中で考えていただくことが必要かということだけ申し上げておきたいと思う。

磯貝市民経済部長 今言われたところで、経済観光課の視点から言うと、できるだけお金

を使わないでというところだけ、できるだけお金を使ってもらいたいというのが正直なところではある。

一方で、先ほど申し上げたとおり、同じお金を使うのであれば、これまで沿線ではほかの自治体に行っていた人たちが、この多摩市内で楽しめてお金を落としてもらう、それプラス市外あるいはインバウンドも含めて一定程度来てもらいながら、まちの活性化に寄与するような取り組みができればと考えている。

遠藤委員

今のお話を受けてであるが、このコロナ禍の3年間で大きく状況が変わったというところでは、端的にやはり立川市のグリーンスプリングスが大変な脅威になっている。あれはただごとではない。見に行かれたと思うが、あれだけ蓄積されて新しいものをつくられると、モノレールでまさに逆ストローで向こうに取られている。そういうのがかなり厳しいのと、同時に今度橋本と新百合ヶ丘が大きく変わってくる。このインパクトをこのまちづくり基本方針でどう盛り込んでいくかを考えなければいけないと思う。

特に橋本のリニア化は、相模原市は何百億と投資をしているわけであり、このインパクトに対してたかだか10分～15分しかない多摩センターがどうこれに立ち向かうのかという問題がある。そういう意味では、私が申し上げたいのは、多摩市観光まちづくり交流協議会と言っているが、沿線の相模原、そして新百合ヶ丘を持っている川崎市、尾根幹線開発で言えば稲城市、こういった自治体を巻き込んでいかないと、多摩市だけでこれ語っても、外部要因があり過ぎてなかなか難しいのではないかと思うが、その辺の会員の枠で、ここに賛助会員を入れる、行政会員を入れるようなことも検討していただきたいが、いかがか。

磯貝市民経済部長　メンバーについては徐々に、観光まちづくり交流協議会の中でも今年度から新たに観光業の事業者も入ってふやしたりしている。あとエリアの問題として、現在も例えば多摩センターエリアでいうと、多摩センター一っただけでいうと観光資源として限られている中で、南大沢のアウトレットなどとも連携しながら、事業者ベースでこの沿線にお客を呼び込もうというような取り組みなどもしていただいているところがある。言われるとおり、多摩センターそれぞれの駅単体だけだとなかなか厳しいところはある。

一方で、コロナ禍の中であまりPRもできなかったが、多摩市の中にもいろいろと資源として進出してきていただいているところ、例えばKDDIのミュージアム、長谷工もそうであるが、そういったところがコロナ禍の中でオープンして、PRもし切れていなくて、なかなか魅力が発信できていないものもある。今ある多摩市の魅力を発信させていただくとともに、新たな魅力発信というところで食のプロジェクトがあったが、そういった新たなものもつくっていくという取り組みをしながら、もちろん、流出するものもあると思うが、一方で、交通網が発達することで一定程度流入するものもあるだろう。あと、先ほどから申し上げているとおり、多摩市民の方で、立川市あるいは町田市、相模原市に買物に行こう、あるいは遊びに行こうと思っていた人が、そこまでいなくても、交通費かけなくても、このエリアで十分楽しめるというような感じになってもらうというのが大きいかとは思っている。大々的な観光資源というところではなかなか厳しいところがあるが、そういった視点も取り入れながら、今後こういった形でやれるのか検討していきたいと考えている。

加藤観光担当課長 近隣の自治体との部分のところであるが、後ほどまた説明があるが、マイクロツーリズムのところでも南多摩5市に町田市も今年度から入ってきて、そういった連携も進めてきているところである。多摩市だけで打って行ってここだけで呼び込むというのもできるが、もう少し面で広く取って多摩地域で、その中で多摩市といったところの動きも併せてしていくことを考えている。

遠藤委員 ぜひ広域でお願いしたいと思う。私は多摩市が大好きである。だが、リニア新幹線がとまる橋本、横浜市営地下鉄が延びてくる新百合ヶ丘、立川は完全に今多摩の核のようになってしまっている。つまり、正面からがぶりよつで勝負しなくても、私今度永山に引っ越したが、あのニュータウンの面白さ、小山があったり、緑があったり、遊歩道の問題、つまりオンリーワン性を打ち出していないと、商業で勝負しようとしても、なかなかうまくいかないと思う。我々自身がもう一回この魅力を再発見すること、また、市民の方にも自信持ってもらおうという内側向け、今いる方々、また事業者の方々にもそういう発想を出していないと、先ほど岩永委員

も言われたが、浅草と勝負、新宿と勝負という話ではないという感じもしているの、ぜひその辺をお考えいただきたいと思っている。

小林委員長 ほかにも質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項19、せいせきみらいフェスティバル2023、実施概要について、市側の説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料19番をお開き願う。せいせきみらいフェスティバルの今年度の実施概要のご説明になる。

こちらは実行委員会を立てて実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大、あと計画していたが悪天候によってできなかったところである。今年度についてはぜひやりたいということで、4年ぶりの開催を目指して今準備を進めているところである。これに先立って、先ほど行政管理課からも説明があったが、イベントとして5月27日に、かわまちづくりの社会実験の中で実行委員会主催の「手持ち花火の夕べ」を開催しながら周知を行っているところである。

今年度については、9月17日、3連休の中日となる。

こちらの16時から19時までを予定している。内容としては、ステージショーと打ち上げ花火である。ステージショーの中身については今詰めている段階であるので、また決まり次第ご報告をさせていただければと思う。花火については、打ち上げ花火555発、あと30メートルのナイアガラの花火、このあたりのところを今回出させていただくことになる。

日中については以前と同様KAOFES、夜にはせいせきみらいフェスティバルというような立てつけで実行するところである。

会場については、一ノ宮公園と多摩川河川敷である。

そのほか、7月1日・2日の朝顔市、8月6日のVITAふれあいまつり、こういったところで告知もしながらせいせきみらいフェスティバルを実施することを皆さんに知っていただいて、お越しいただきたいところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項20、多摩センターの活性化に向けた将来ビジョン等の検討状況～多摩センターわくわくプロジェクト～（報告）について市側の説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料20番をお開き願う。こちらは毎回入れさせていただいている多摩センターの活性化に向けたといったところでのご報告になる。今回から副題として「多摩センターわくわくプロジェクト」と入れさせていただいた。

経緯の3行目のところにあるが、都市計画課のまちづくりに係る予算が承認されて、本格的な検討をここから進めるに当たり、行動指針に係る事業を「多摩センターわくわくプロジェクト」と称して一体的な検討・発信を行っていくということで、こういうラベリングを今回していくことになった。

続いて、進捗状況である。昨年度から「まちづくり」から「まちづかい」に起点を移してきているところである。そういった視点の中で令和5年度の取り組み概要と直近の動きということである。

まずは全体の概要を（1）で入れさせていただいている。まず経済観光課・私どもでは、やりたいという参加・参画をふやしていく場づくり、多摩ラボというところを今準備しているが、こちらのところ。あと今までの、昨年度もやってきた、「やりたい」といったところを社会実験で実施した事例などもまとめながら、担い手育成の下地づくりを経済観光課としては進めていくことになる。都市整備部については、多摩センター地区のハード整備、道路空間を利活用する制度、こちらは令和7年度以降に着手していくことを目指しながら、ワークショップや実証実験などを通じてまちづくり方針を今年度、来年度で策定していくことになっている。そちらの支援事業者については、6月末に最適受託候補者を公表する予定で今進めているところである。

続いて、多摩中央公園については、先日の議会で譲渡契約の議決をいただいたが、工事に着手したところである。スケジュールとしては、令和7年

4月全面オープンを予定して進めていくところである。そちらと併せて、多摩中央公園・多摩センター連携協議会については、7月にパルテノン多摩5階のコミュニティラウンジにクリエイティブキャンパス企画室を開設して進めていくことになっている。

続いて、(2)である。中央図書館のオープン・レンガ坂のリニューアルである。今年度の多摩センターの動きの中での大きなものとしては、中央図書館の開館がある。7月1日にオープンするというので図書館で企画しているイベントとともに、経済観光課も含めてイベントを実施していく。事業者、大学などと連携しながらイベントを実施していくところである。ハローキティのコラボイベントも、オープンに合わせてやっていく。グリーティング、SDGsといったところでの企画を今進めているところである。

続いて、(3)である。地域連携による実証実験「地域共生アプリによる課題抽出・解決」も、併せて進めていくところになる。リアルな形での実証実験ということで、去年、わかりやすいところと言えば火を使うなど、そういったところもやってきた。それと併せて、デジタルを活用しながら課題の解決を進めていくことも多摩センターでやってきている。そちらの一環として、課題解決のために多摩センター地区連絡協議会と連携して地域共生アプリこちらの実証を7月から行っていくということで準備を進めている。

具体的にはイベント、たまよさこい、秋にも予定しているたまたまフェスティバルといったところのボランティアの募集、イベントの予約、あとはスタンプラリーなどをやるときのスタンプ、そういったところもデジタルでやっていきながら、実証実験ということで令和7年の3月31日まで実験をしながら、どういったものがこのまちに必要な機能なのか、どういったものが求められているのかといったところも併せて進めていくということで考えて、7月から導入するところになる。

今後の予定としては、大体今申し上げたようなところが入ってきている。現時点での多摩センターの動きのご報告は以上である。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 6月に多摩ラボが仮オープンということが書いてあるが、何がオープンするのか、なかなか具体的なイメージが湧かない。例えばどのような人がいて、どのような運営がされて、いつ開設がされるものなのか、もう少しその辺の具体的な概要を伺いたいと思う。

加藤観光担当課長 多摩ラボについては、年度に入ってからそこはスケルトンになっているようなところがあるので、そちらへ物の搬入といったところで準備をここまで進めてきている。一定程度形になってきたところがあるので、6月から仮オープンということで入れさせていただいた。仮といったところでは、その場所をどのような形で使っていくのかを少しもんでいく必要があるだろうなというところがある。その中でも今シティセールスで未来シナリオといったところをやってきた一橋大学、それ以外の関連している企業、多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校も含めて、そういったところと一緒に多摩センターで何ができるのかというところをいろいろと会議をしながら進めていくというところ。

また、まちにも出ていきながらといったところで今考えている。実際にあそこの場所をどう使うのかを6月から9月末ぐらいまでで考えていきながら、10月にたまたまフェスティバルが出てくるので、その辺りのところでは、ほかの実証実験と併せてうまく使えるように本オープンというところで、今秋の本オープンを目指して、学生などを含めて一緒に考えながら進めているところである。オープンにできる日などもあるので、そのときにはお越しいただいて見ていただくこともできるので、またご案内もさせていただきますので、そのときにはお越しいただければと思う。

岩永委員 何となくフューチャーセンターのような感じのイメージでやっているのかと思ったりもするが、ここは予算的にどのぐらいの予算をかけて運営するものなのか。

加藤観光担当課長 予算については、今330万円といったところで、場所の準備と、あとランニングコストの光熱費をかけている。あと、多摩ラボも含めて、まちづかいの部分のところをまとめていくことにもなっていくわけであるが、そちらのところはコンサルタントに委託もしていて、それが500万円ぐらいだったかと思っている。正確な数字はすぐには出てこないところであ

る。

岩永委員 ある程度予算もかけながらやっていくのかと思うが、この場所は今準備をしてどのような使い方をするのも含めて考えていくということであるが、イメージとしたら、使う人がいるときだけ開いているようなイメージで、常設でオープンで市民ウエルカムというようなものではないという感じなのか。

加藤観光担当課長 現時点では、常設でウエルカム、常にオープンしているという形にはなれないかと思っている。

岩永委員 本当に多摩センターについては、ここで聞いていいのかわからないが、京王プラザホテル多摩の跡地はどうなったのかも後で質問したかったが、それも後でお答えいただいたらよいと思うが、今後どうやっていくのかということの中で、雇用の取り組みをしていくし、そのことが先ほどの観光まちづくり基本方針などともつながってくるかと思っている。

発信は非常に大事だなと思っている。発信するからそれを受け止めてもらえるというところが非常にあるので、せっかく学生さんたちに関わっていただくということもあるので、ぜひ閉じていてもそこが何をやっているのかが日常的にも感じられるような発信というところに少しこだわりながら取り組みを進めていただけるとよいかと思う。7月にまたクリエイティブキャンパスの企画室もオープンするということだと思うが、協力してとにかく発信する、発信するための取材もしなければいけないしというようなことだと思うが、そういうことを通じて多摩センターを中心にした多摩市のことが発信されていくかと思うので、ぜひ頑張っていたきたいと思っている。

加藤観光担当課長 やっていることを発信して伝えていくのは非常に大事なところだと私も思っている。学生も入ってくるということでかなり切り口もふえていくところでもあるので、発信の仕方というのはいろいろ考えられる部分があるかと思う。プラットフォームとすると、丘のまちのホームページをうまく使いながら発信をしっかりやっていきたいと考えている。

磯貝市民経済部長 京王プラザホテルの跡地のその後の活用については、本議会で岩崎議員の質問でもお答えさせていただいたところであるが、その後、今週の月

曜に委員の皆様にもライン等でお知らせさせていただいたが、最後に入っていたテナントが9月19日付で移転されるということで、9月をもってテナント自体がすべてなくなるわけであるが、その後の活用については、現時点においても社内で決定したものは特段ないと伺っている。ただ、再三申し上げているが、その後の活用については市も継続的に協議をさせていただいているので、できる限りまちづくりに資するような形でできればと考えている。

いぢち委員 7月にクリエイティブキャンパス企画室をオープンということで、ここは市民も入っていけるかと思っているが、まちづくり、まちづかいと言うときに、一つキーワードは市民の参画というか、市外の人でもよいが、参加型観光あるいは参加型のイベント、まちおこしというのは一つ現代的なものかと思う。杉並区などはかなり文化的な面でそういう取り組みをしているが、イベントというか例えば年末に多くの市民で第九を歌おうというような企画をして、当然練習なども必要なわけである。そこにプロの指揮者を呼んでくる等、その日一発のイベントではなく、そこに向けて市民がいろいろ企画や練習に入っていくながら盛り上がっていく中でまちの中心がにぎやかになっていく、単に来て楽しんでもらうだけではないことが各地でも意欲的に取り組まれていると思う。そういう方向で何らかお考えがあるのか。特にクリエイティブキャンパスである。クリエイティブと言い切っているので、そういったところに多くの人に参加してもらう形のイベントもしくは一発のイベントではないまちおこし的なことについて何かお考えがあれば伺いたい。

加藤観光担当課長 委員言われるところは非常に大事なところだと思っている。多摩センターがここから大きく変わっていくというか、ハードの部分の整備も令和7年度に向けてこれからビジョンをつくっていくところになる。その中でもまちを使っていくといったところの視点も大事だということで、経済観光課ではその辺りのところに取り組んでいっているところである。

まちづかいというところを考えたときには、やりたいと思う企画があり、やりたいと思う人がいて、それを一緒にやる人がいてそこに集まってくる、そこを体験しに来るといふか、そういう人がいてといったように、いろいろ

ろなフェーズの人が関わっていくというのがやはり大事なところかと思っている。先ほどもあった多摩ラボの話は、そういったところでやりたいという声を上げて、それを受け止めて一緒に考えて行動ができる場所が多摩ラボになっていく。したがって、その実現ができるものと実現が難しいもの、形を変えて実現ができるもの、いろいろ出てくるとは思うが、それを一緒に考えてつくり上げていく、そこのところ非常に大事になるし、今回の多摩センターのまちづくり、まちづくりについては、その考え方を非常に大事にさせていただいているので、どういうものが生まれてくるのかといったところはあるが、状況をご注視いただければありがたいと思っている。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項21、広域連携「東京都市長会広域連携事業」令和5年度予定事業と令和4年度実績報告について、市側の説明を求める。

加藤観光担当課長   協議会資料の21番をお開き願う。先ほどから何度か名称を出させていただいているが、マイクロツーリズムの今年度の予定事業と昨年度の実績報告ということでご報告をさせていただく。

こちらの事業については、市長会の助成金を活用して令和3年度から取り組んでおり、今年度で3年目となる。こちら実行委員会を立てて実施しているところになる。先ほどもご説明させていただいたが、今年度から町田市が加入して、自治体とすると5自治体、南多摩5市が加わったところ、あと多摩大学総合研究所と京王観光で実行委員会を形成して進めている事業になる。

今年度については3番のところになる。タマリズムコンテストを開催するところになる。昨年度、一昨年度もやっているところであるが、現在のところ事前説明会、シンポジウム、マッチング会といったところも出ているところであるが、11大学29チームがエントリーをしてくれているところである。先日のマッチング会に私も行った。学生の企画なども聞かせていただいて、様々考えておられるところがあるなというところで、

実際に形になる部分と、面白いなといったところも含めて聞かせていただいた。

今後については、来月8日に一次審査会で、11大学29チームの中で、これはこの後も実現に向けて走っていいのではないかという活動支援金支給のチームを決定していくところである。その後フィールドワークをしながら、12月に最終企画の発表審査会、「ドラフト会議」と称しているが、そちらで最後となる。

昨年度の様子は次のページになる。昨年度エントリーは9大学16チーム、最終的にドラフト会議に参加したのが13チームとなった。今年度のほうがチーム数も多いというところになる。南多摩5市ということで町田市が入ったことでフィールドが広がったところも一つ大きいかと思っている。こういったところで、地元の魅力の再発見、継続性のある地域活性化といったところで企業ともつながりながら実際に事業として使えるものが幾つも出てくるような形になることを期待しながら事業を進めていくというところになっていく。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項22、令和4年度基金運用実績について、市側の説明を求める。

高階会計管理者 資料は協議会の22である。令和4年度の基金運用実績について報告をさせていただくものである。資料に沿って説明をさせていただく。

まずはスライド5分の2ページ、項番1の基金運用の経緯についてである。多摩市では、使用目的に応じて財政調整基金や庁舎増改築基金など複数の基金を設置しており、それらの基金について利用するまでの間、普通預金よりも利率の高い定期預金によって運用を行っているところである。預金利率の高かった頃、平成20年度には運用益が約4,600万に達していたが、平成20年9月にリーマンショックがあり、定期預金の利率が低下した影響で以後の運用益というものが減少していた状況である。そこで、基金をより効果的に運用するために平成28年度庁内の職員で構成する多

摩市公金運用管理委員会を設置して新たな運用手法の検討を行い、現在は委員会の検討結果を踏まえて、債券の購入や長期的な運用による運用益の拡大に取り組んでいるところである。

令和4年度の運用実績額であるが、次のスライド、項番2の年度別基金運用実績をご覧ください。表は平成28年度以降の運用実績になり、運用益を真ん中の列に記載している。

先ほど運用益のピークを4,600万円とお伝えさせていただいたが、リーマンショック以降運用益が徐々に減少し、表の上から2段目になるが、平成29年度はピーク時の20分の1以下の約200万円まで運用益が落ち込んでいるところである。翌年度平成30年度から債券購入による運用を開始し、運用益が徐々に持ち直して令和3年度には1,000万円を超え、今年度はさらに運用益を伸ばして実績が1,342万7,602円の運用益を確保できたところである。

右から2列目、運用利回り、運用益を基金残高の総額で割った利率であるが、こちらも年々増加しており、右側の定期預金の金利0.002%という状況において0.071%ということで、基金運用の効率化が図られているというところが見てとれるかと思う。

運用の方法の大きな内容について、次のスライド、項番3、基金現金・債券保管状況をご覧ください。左側の列、商品区分等で大まかに上段の預金と下段の債券による運用を行っており、預金の商品区分の詳細説明は省略させていただくが、真ん中の列、基金残高の一番下、合計であるが182億8,700万円。一つ上の段、そのうち債券による保管状況が41億円で、総額に対する割合が22.4%、そのほかは定期預金や普通預金によって保管をしている状況である。

一番右側の列、運用益を見ていただくと、先ほどの債権の保管割合22.4%に対して、得られた運用益の割合が全体の73.1%を占めており、債券による運用が預金と比較してより効果的であることがわかるかと思う。

最後のスライド5分の5ページは、平成19年度以降の運用益の推移をグラフで表したものである。先ほど説明させていただいたとおり、左から

2番目、平成20年度がピークになり、運用益が約4,600万円あったが、リーマンショックの影響で翌年度には運用益が半分以下に低下、その後も減少傾向続いて、平成30年度から徐々に回復している状況が見てとれるかと思う。現状の金利が続く限りV字回復は難しい状況ではあるが、今後も基金の運用を継続して運用益の確保、拡大に取り組んでいく考えである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

(協議会一時終了)

---

午後 4時50分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き委員会を開く。

本日の委員会は、議事の都合によりあらかじめこれを延長する。

この際暫時休憩する。

午後 4時50分 休憩

---

(協議会)

小林委員長 ここで協議会に切り替える。

次に、協議会事項23、常任委員会の2年間のテーマについての件に入る。

議会運営委員会の方針としては、2年間のテーマと行政視察は議会の重要な活動であり、実施すべきだということであったが、テーマ、手法、時期、所管事務調査に位置づけるかどうかなどは、各委員会の主体性に任せるということであった。したがって、まずはテーマをどうするかを協議し、合意すれば今回テーマを確認し、合意できなければいつ頃決めるかを協議したいと思う。次に、テーマが決まったら、これを所管事務調査に位置づけるかどうかについて協議したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 異議なしと認める。それでは、協議会を休憩して意見交換を行いたいと思う。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 4時51分 休憩

---

午後 5時10分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんの意見を踏まえ、2年間のテーマは市民の利便性向上及び業務の効率化とDXとしたいと思う。そして、その目的であるが、テーマにもあったように市民の利便性の向上を図り、業務の効率化を図る、そのために調査をする、そして成果としては、その成果を市の業務の中に実現するというにしたいと思う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小林委員長 所管事務調査に位置づけるかどうかについては9月の委員会で改めて協議したいと思うが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小林委員長 では、そのようにさせていただく。

次に、協議会事項24、行政視察についての件に入る。今年度の総務常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。

まず視察の実施の有無について確認する。実施をする場合には、日程、目的や内容、候補地等を決める必要があるが、先に2年間のテーマが決まったので、それでは2年間のテーマに沿って行政視察を決めたいと思う。

小林委員長 この際協議会を暫時休憩する。

午後 5時11分 休憩

---

午後 5時16分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、委員の皆さんの意見を踏まえ、視察の日程については、希望日として10月16日月曜日から20日金曜日までを予定したいと思う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小林委員長 では、そのようにさせていただく。

視察地が決定するまでの間、各委員ご予定を空けていただくようお願い  
する。なお、最終日の6月30日にもう一度皆さんに集まっていただいて  
最終的に決定したいと思う。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 5時17分 再開

小林委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 5時17分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長          小林 憲一